

障害保健福祉関係主管課長会議資料

令和 4 年 3 月

社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室

目 次

1	地域生活支援事業等について	
(1)	令和4年度予算(案)について	1
ア	令和4年度予算(案)の概要	1
イ	重層的支援体制整備事業について	1
(2)	地域生活支援事業の実施に当たっての留意事項について	2
ア	新型コロナウイルス感染症の感染防止に配慮した事業実施について	2
イ	令和4年度配分方針等について	2
ウ	必須事業未実施市町村における事業化に向けた取組	3
エ	地域生活支援事業の適正な実施	3
オ	サービス提供に際しての障害特性に応じた配慮	4
カ	地域生活支援事業における利用者負担	4
キ	移動支援事業の実施について	4
ク	地域活動支援センターの実施について	5
(3)	障害者等の理解促進について	5
ア	「ユニバーサルデザイン2020行動計画」	5
イ	障害者等の理解促進に関する取組について	6
2	意思疎通支援について	
(1)	障害者に対する新型コロナウイルス感染症の対応等について	8
(2)	読書バリアフリー法に基づく各種施策の推進について	10
ア	読書バリアフリー法の計画策定・関連施策	10
イ	読書バリアフリーに関するリーフレットについて	11
ウ	サピエ図書館の周知、広報	11
エ	地域における読書バリアフリー体制強化事業	11

（３）電話リレーサービスの公共インフラ化について	1 2
（４）意思疎通支援事業等について	1 2
ア 遠隔手話サービスの適切な実施	1 3
イ 代筆・代読支援者の養成及び派遣	1 3
ウ 失語症者向け意思疎通支援者の派遣	1 4
エ 盲ろう者向け通訳・介助員の養成及び派遣など	1 4
オ 意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業等を活用した養成研修の促進	1 4
カ その他、意思疎通支援を行う者の派遣及び養成等における留意事項	1 5
（５）視聴覚障害者情報提供施設の情報化対応特別管理費について	1 5
（６）災害時における視聴覚障害者等支援	1 6
（７）情報アクセシビリティ確保等に向けた支援	1 6
ア 障害者ICTサポート総合推進事業	1 6
イ 障害者のICT機器利用支援事業	1 7
（８）集団補聴システムの普及促進について	1 7
3 障害者の芸術文化活動について	
（１）全国障害者芸術・文化祭について	1 9
（２）障害者芸術文化活動普及支援事業について	1 9
（３）障害者による文化芸術活動の推進に関する基本計画の策定について	2 0
（４）「国際障害者交流センター」の活用について	2 0

4 身体障害者補助犬について

- (1) 制度の理解促進、普及啓発について 2 1
- (2) 身体障害者補助犬育成促進事業の活用について 2 2
- (3) 訓練事業者との情報共有について 2 2
- (4) 身体障害者補助犬の訓練基準及び認定要領の改正について 2 2
- (5) 海外から来日する補助犬使用者への対応について 2 3

5 補装具等について

- (1) 補装具費の支給に係る基準額等の改正等について 2 4
- (2) 補装具費の適切な支給に向けた取組の推進について 2 4
- (3) 借受けの取組みについて 2 5
- (4) 障害児に支給する補装具について 2 5
- (5) 適切な補聴器販売店等の選定について 2 6
- (6) 補装具装用訓練等支援事業について 2 7
- (7) 日常生活用具給付等事業の適正な実施について 2 7
- (8) 難病患者等に対する補装具費支給制度、日常生活用具給付等事業の取扱いについて 2 8

6 障害者の自立支援機器等について

- (1) 障害者自立支援機器の開発・普及促進について 2 9

(2) ニーズ・シーズマッチング交流会の開催について	29
(3) 自立支援機器イノベーション人材育成事業について	29
(4) 福祉用具ニーズ情報収集・提供システムについて	30

< 資料 >

1 地域生活支援事業等について

1-1 地域生活支援事業費等補助金の主な見直し内容(令和4年度予算案)	33
1-2 移動支援事業の実施体制整備状況(令和2年度)	38
1-3 地域活動支援センターの実施体制整備状況(令和2年度)	39
1-4 ユニバーサルデザイン2020行動計画(抄)	40
1-5 理解促進研修・啓発事業等の取組事例	41
1-6 障害者に関するマークの一例(令和3年版障害者白書(抜粋))	44

2 意思疎通支援について

2-1 これまでに発出した事務連絡	47
・「情報・コミュニケーション支援を必要とする障害者等に対する 新型コロナウイルス感染症の対応への配慮について」 (令和2年2月17日付事務連絡)	47
・「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する合理的配慮の 提供について」(令和3年3月3日付事務連絡)	48
・「新型コロナウイルスワクチンに係る予防接種に関する障害者への 接種について」(令和3年4月13日付事務連絡)	50
・「障害者に係る新型コロナウイルス感染症に対応した宿泊療養の 運営について」(令和3年6月16日付事務連絡)	52
・「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する合理的配慮の 提供の事例について(情報提供)」(令和3年10月19日付事務連絡)	55
2-2 読書バリアフリー基本計画	58
2-3 地方公共団体における読書バリアフリー計画の策定検討状況 ...	59
2-4 サピエについて	60

2-5	地域における読書バリアフリー体制強化事業 参考事例	61
2-6	「電話リレーサービスに関する周知広報及び聴覚障害者等職員向け 電話リレーサービス法人利用登録について」 (令和3年9月6日付事務連絡)	69
2-7	意思疎通支援事業の実施体制整備状況【都道府県別】(令和2年度)	73
2-8	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の実施状況について	77
2-9	避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・ コミュニケーション支援について(例)	78
2-10	令和3年度障害者ICTサポート総合推進事業実施状況	79
2-11	障害者等のICT機器利用支援事業の概要	82

3 障害者の芸術文化活動について

3	障害者の芸術文化活動関係資料	83
---	----------------	----

4 身体障害者補助犬について

4-1	身体障害者補助犬関係資料	92
4-2	海外から来日される補助犬使用者への対応について	96

5 補装具等について

5-1	補聴器関係資料	99
5-2	補装具装用訓練等支援事業の概要	101

6 障害者の自立支援機器等について

6	障害者自立支援機器等開発促進事業の概要	102
---	---------------------	-----

1 地域生活支援事業等について

(1) 令和4年度予算(案)について

ア 令和4年度予算(案)の概要

地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業は、各自治体が実施主体となり、地域の実情や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により実施する事業である。また、国として促進すべき事業については、「地域生活支援促進事業」として特別枠に位置付け、1/2又は定額の補助額を確保している。

令和4年度予算(案)における地域生活支援事業費等補助金については、以下のとおり事業の見直しを行い、総額で518億円を計上している。

各自治体においては、地域における障害者等の支援を推進するため、新設または拡充された事業等の活用を図るとともに、事業全体が効果的かつ効率的に運営されるよう、引き続き取り組みいただきたい。

(資料1-1) 地域生活支援事業費等補助金の主な見直し内容(令和4年度予算案)

【主な見直し内容】

①地域生活支援事業

・「地域生活定着支援センターとの連携強化事業」(新設)(市町村任意事業)

障害により自立した生活を営むことが困難な起訴猶予者等の抱える課題等を把握し、地域において孤立を解消するための支援や適切なサービスのコーディネートを行う者を市町村に配置し、地域生活定着支援センターとの連携の強化を図る。

②地域生活支援促進事業

・「発達障害者支援体制整備事業」(拡充)(都道府県事業)

市町村や事業所等が抱える困難事例への対応力強化を図るため、発達障害者支援センター等に配置する発達障害者地域支援マネジャーの体制強化を行う。

・「医療的ケア児等総合支援事業」(一部新規)(都道府県事業)

都道府県において、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づく「医療的ケア児支援センター」の設置が推進されるよう、医療的ケア児等コーディネーターの配置に係る補助の拡充を行い、医療的ケア児とその家族への支援の充実を図る。

・「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」(拡充)(都道府県事業)

都道府県等が実施する圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催、アウトリーチ支援やピアサポートの活用等に対する補助の拡充を図る。

※ なお、各事業の詳細については、所管課の資料を参照のこと。

イ 重層的支援体制整備事業について

令和2年6月に改正された社会福祉法に基づき、地域住民の複合・複雑化した支

援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業が創設され、地域生活支援事業費等補助金の令和4年度予算（案）には、一部市町村において重層的支援体制整備事業を実施するための経費を含んでいる。

重層的支援体制整備事業を実施する市町村におかれては、対象事業について「地域生活支援事業費等補助金」の補助対象から「重層的支援体制整備事業」の補助対象となるので、執行に当たってはご留意いただきたい。

また、今後移行する自治体におかれては、所要見込みを厳格に精査いただき、特に交付税措置分を所要見込みに含めることがないよう、よろしくお願いしたい。

（障害福祉関係の対象事業）※ 両事業とも、基礎的事業の交付税措置分を除く。

- ・ 基幹相談支援センター等機能強化事業等分
- ・ 地域活動支援センター機能強化事業分

（２）地域生活支援事業の実施に当たっての留意事項について

ア 新型コロナウイルス感染症の感染防止に配慮した事業実施について

地域生活支援事業における「地域活動支援センター」や「日中一時支援」等、利用者やその家族の安定した生活を確保するために必要な支援等を提供する事業については、できるだけ継続的に事業が実施されることが重要であるため、十分な感染防止対策を前提に、利用者に対する事業を引き続き実施いただくなど、必要な対応をお願いしたい。

また、地域生活支援事業を活用した各種養成研修や普及啓発イベントの開催等については、可能な範囲でオンライン実施等を検討するなど、柔軟な形態による事業実施に取り組んでいただきたい。

なお、新しい生活様式等を踏まえた、本事業における新型コロナウイルス感染防止対策に必要な経費については、引き続き、本事業の対象経費として計上して差し支えないので、交付申請等に際してご留意いただきたい。

イ 令和4年度配分方針等について

① 地域生活支援事業の令和4年度執行について

地域生活支援事業については、引き続き、前年度の執行実績や必須事業の実施状況等を踏まえて配分する予定である。

当該実績は、交付要綱において定める実績報告に基づいて算定しているが、例年、一部の自治体からの提出の遅れにより全体のスケジュールに影響が生じている。各自治体におかれては、実績報告の提出に当たっては、別途お示しする提出期限（参考：令和3年度は5月末日）を遵守するよう、改めてお願いしたい。

また、内示については、令和3年度と同様に、当初内示と追加内示の2回に分けて行うこととし、当初内示は、基礎的配分と位置づけ、各自治体における地域生活支援事業の実施の停滞を生じないよう、自治体ごとに一定の補助率を保証するとともに自治体間の国庫補助割合の均衡を図るなどの調整を行うこととして

いるので、予め了知されたい。

② 地域生活支援事業と地域生活支援促進事業の関係

「地域生活支援事業」は、各自治体が、地域の実情や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により実施する事業であり、また、交付された補助金は各地方自治体の裁量で個々の事業に柔軟に配分することができる「統合補助金」である。

他方、「地域生活支援促進事業」は、国として促進すべき事業について特別枠に位置づけ、事業ごとに交付する補助金により事業を実施するものである。

したがって、地域生活支援事業に交付された補助金と地域生活支援促進事業に交付された補助金の配分を変更することはできないので、補助金の事前協議の際には事業費の見積りを適切に行うとともに、執行に当たっては留意されたい。

ウ 必須事業未実施市町村における事業化に向けた取組

地域生活支援事業は、障害者総合支援法において、市町村が実施するものとして必須事業を定めている。この必須事業は、移動支援事業や意思疎通支援事業といった障害者等の自立した日常生活又は社会生活を支える上で重要な事業が位置づけられているが、令和2年度末時点において実施体制が整備されておらず、未だ実施していない市町村が見受けられる。

必須事業の実施体制が整備されていない市町村においては、利用対象者からサービスを受けたい旨の申し出があった際、確実にサービス提供につなげられるよう、近隣市町村と連携してサービス提供者の育成・確保に取り組むなど、地域で生活する障害者のニーズに即したサービスの確保をお願いしたい。

あわせて、各都道府県におかれては、管内市町村に対する支援をお願いしたい。

エ 地域生活支援事業の適正な実施

地域生活支援事業等の補助対象外事業については、地域生活支援事業実施要綱の7の留意事項において次のように明記している。

[引用開始] -----

(4) 次に掲げる事業については、補助対象とならない。

ア 地域生活支援事業のうち交付税措置により行われる事業

イ 国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業

ウ 都道府県又は市町村が独自に個人に金銭給付（これに準ずるものを含む。）を行い、又は個人負担を直接的に軽減する事業

----- [引用終了]

しかしながら、一部の市町村において、

- ・ 他制度で支給すべき機器等を「日常生活用具給付等事業」の対象としている
- ・ 障害者に対するタクシー券の交付といった金銭給付を行う事業を「移動支援事業」に位置付けている

等、補助対象とならない事業を含めて交付申請等を行っている事例が過去に見受け

られた経緯がある。

各自治体においては、引き続き、補助金の交付申請等に、国庫補助対象外の事業が含まれていないことを十分に確認するようお願いする。

オ サービス提供に際しての障害特性に応じた配慮

サービス事業者と利用者との契約において契約内容を点字、音声等で提供する等、障害特性に応じた配慮を行うよう、各自治体におかれては、引き続き、事業者に対して周知するなどの対応をお願いしたい。

カ 地域生活支援事業における利用者負担

平成 22 年 4 月から、障害福祉サービス等に係る低所得（市町村民税非課税）者の利用者負担が無料化されたことを踏まえ、各実施主体の判断で定めることとなっている地域生活支援事業の利用者負担の取扱いについて、これまでの課長会議等において検討をお願いしてきたところである。

各自治体においては、障害福祉サービス等の利用者負担の取扱いを踏まえ、地域生活支援事業に係る利用者負担について、利用者の負担能力に応じて取り扱われるよう検討をお願いしたい。

特に、意思疎通支援事業や移動支援事業等については、地域生活支援事業創設以前の利用者負担の状況や障害福祉サービス等における利用者負担の状況等を十分に踏まえ、引き続き、サービス利用に支障が生じないよう対応をお願いしたい。

キ 移動支援事業の実施について

① 効果的なサービス提供

移動支援事業は、障害者等の社会参加を促進し、地域での自立した生活を支える上で重要なサービスであり、実施に当たっては、事業の利用を希望する者の心身の状況や、利用についての意向等を十分に把握した上で、適切な利用時間を設定するなど、真に必要とする者にサービスが適切に提供されるようお願いする。

また、サービスの担い手であるガイドヘルパーの確保やその資質向上の取組についてもご配慮願いたい。

さらに、複数の障害者等について、同一の目的地への移動を同時に支援することが適当と認められる場合には、グループ支援型によるサービス提供も考えられるので、実施していない市町村におかれては活用を図られたい。

（資料 1－2）移動支援事業の実施体制整備状況（令和 2 年度）

② 視覚障害者移動支援従事者資質向上研修事業

視覚障害者移動支援従事者資質向上研修事業は、視覚障害者の移動の支援に従事するガイドヘルパーの資質の向上を図ることを目的として、社会福祉法人日本視覚障害者団体連合の事業として実施されている。この研修の修了者は、ガイドヘルパーの指導者となることが想定されているので、同行援護従事者養成研修等

の講師としての活用について検討されたい。

ク 地域活動支援センターの実施について

① 地域活動支援センターの安定的な運営の確保

地域活動支援センターは、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する施設として、障害者の地域における自立した生活を支える上で重要であることから、地域生活支援事業の必須事業に位置づけられている。

地域活動支援センターの基礎的事業は、市町村の一般財源により実施するものであり、地方交付税制度により、一定の財源が保障されている。

このため、各市町村においては、少なくとも従前の小規模作業所の補助水準を確保するなど、安定した事業運営が図られるよう配慮をお願いしたい。

(参考) 地域活動支援センター運営費の一般財源化

地方交付税(普通交付税)の額を決定する際の基準財政需要額の中に地域活動支援センター及び小規模作業所に対する運営費部分が含まれており、平成18年度以降は、引き続き適正な補助水準が確保されるよう、都道府県に措置されていた部分が市町村に集約されている。

(資料1-3) 地域活動支援センターの実施体制整備状況(令和2年度)

② 障害者の夕方・休日における余暇活動等の支援について

障害者が日中活動や就労を終えた後の夕方や休日に、余暇活動や地域との交流のための支援を行うことは、地域で自立した生活を営むために有効である。

障害者のこうしたニーズに対応するため、夕方の時間帯や土日に開所している地域活動支援センターもあり、各自治体におかれては、地域の障害者のニーズ等を踏まえた事業展開を検討いただきたい。なお、こうしたサービスを基礎的事業に加えて実施する場合は、地域活動支援センター機能強化事業の対象となることを申し添える。

(3) 障害者等の理解促進について

ア 「ユニバーサルデザイン2020 行動計画」

平成29年2月20日に第一回ユニバーサルデザイン2020 関係閣僚会議で決定された「ユニバーサルデザイン2020 行動計画」に示された「心のバリアフリー」の推進を図るため、地域における取組を支援する「理解促進研修・啓発事業」や「心のバリアフリー」推進事業の活用が可能である。

これらの事業について、これまでの取組事例をまとめているので、事業実施や見直しに向けた検討に当たっては、ご参照いただき、有効にご活用いただきたい。

(資料1-4) ユニバーサルデザイン2020 行動計画(抄)

(資料 1－5) 理解促進研修・啓発事業等の取組事例

イ 障害者等の理解促進に関する取組について

「理解促進研修・啓発事業」等の実施に当たっては、障害別の接し方を解説したパンフレットやホームページの作成、障害者に関するマークの紹介等による、障害及び障害者等に対する理解を深めるための普及・啓発を目的とした広報活動の実施等、地域の社会参加推進センター等とも連携を図りながら、地域における障害者等の理解の促進を図っていただきたい。

なお、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和 2 年法律第 28 号）において、市町村が作成する移動等円滑化基本構想の事業メニューに追加された「教育啓発特定事業」（※学校と連携して実施する教育活動や住民等への啓発活動の実施に関する事業）の実施に際しては、「理解促進研修・啓発事業」の活用・連携が可能である。

そのため、市町村においては、庁内関係部局と連携を図るとともに、特に「理解促進研修・啓発事業」未実施の市町村においては、事業の実施についてご検討いただきたい。

また、障害者等の理解促進に対する取組については、東京都における「ヘルプマーク」や鳥取県における「あいサポート運動」などの取組が実施されているので、参考としていただくとともに、障害者に関するマークの紹介に当たっては、マーク等の配布のみにとどまらず、支援等が必要な者に適切な支援が届くよう、当該マークの持つ意味を広く地域住民に周知することにも、あわせて取り組まれない。

(資料 1－6) 障害者に関係するマークの一例（令和 3 年版障害者白書（抜粋））

① ヘルプマークについて

ヘルプマークは、東京都において、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したマークである。

都民に対して、電車などでポスターを掲示する等により、ヘルプマークを必要とする方に対して当該マークの所持を促すとともに、ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動を呼びかけている。

また、ヘルプマークは、平成 29 年 7 月には日本工業規格（J I S）に位置付けられ、厚生労働省においても、ホームページへ掲載し、広く周知を図っている。

このヘルプマークについては全国的に広がっており、令和 3 年 10 月 31 日時点で、全ての都道府県で導入されているとのことである。

② あいサポート運動について

鳥取県では、地域の誰もが障害のある方と共に生きるサポーターになっていた

だく取組として「あいサポート運動」を推進している。この運動は、様々な障害の特性などを理解するための研修に参加した方を「あいサポーター」として認定し、日常的に「あいサポートバッジ」を着用して、障害のある方が困っているときにちょっとした手助けを行う取組である。この運動により、「障がいを知り、共に生きる」をスローガンとして、障害のある方を手助けしやすい環境づくりを進めるとともに、障害のある方が暮らしやすい地域社会の実現を目指している。この鳥取県で始まった「あいサポート運動」は全国的に広がっており、令和3年12月末日時点で、8県15市6町が鳥取県と連携を図り「あいサポート運動」に取り組んでいるとのことである。

2 意思疎通支援について

(1) 障害者に対する新型コロナウイルス感染症の対応等について

視聴覚障害者等は、その障害特性から情報取得や他者とのコミュニケーションが困難な状況であることから、新型コロナウイルス感染症に関する予防、支援施策の周知等にあたっては、障害福祉担当部局、新型コロナウイルス感染症担当部局、視聴覚障害者情報提供施設、地域の障害者団体等が連携して周知することを従来から依頼しているところである。

今後も、予防接種における対応など、新型コロナウイルス感染症に関する情報提供が必要になることから、引き続き以下の点に留意しながら、障害特性を踏まえた情報発信に努めていただきたい。

- 視覚障害者については、相談に関する連絡先（電話番号等）の周知やホームページ上の情報のテキストデータの提供、郵送物の識別をするため、内容（「新型コロナウイルスの予防接種のご案内」等）や発信元（自治体名等）を点字や拡大文字での表記 等
- 聴覚障害者等については、電話による相談ができない方もいることから、電話以外に FAX 番号またはメールアドレスの周知や字幕映像の提供 等
- 知的障害者や発達障害者等については、専門的な用語や抽象的な用語を用いず、平易な言葉による説明、分かりやすい絵カードや写真等の使用 等

なお、情報発信にあたり、必要に応じて以下の地域生活支援事業等を活用されたい。

- ・ 市町村任意事業、都道府県任意事業の点字・声の広報等発行
- ・ 障害者 ICT サポート総合推進事業（サピエ等の障害者がアクセスしやすいネットワークにアップロードする事業）

また、新型コロナウイルス感染症関連以外の行政機関における障害者への配慮についても、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）を踏まえ、障害を理解し障害特性に応じた適切な対応が可能となるよう、研修などの機会を活用して、積極的な職員教育等の実施をお願いしたい。

[参考 1] 厚生労働省HP

- 「わかりやすい情報提供に関するガイドライン」

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/dl/171020-01.pdf

[参考 2] 内閣府HP

- 「公共サービス窓口における配慮マニュアルー障害のある方に対する心の身だしなみー」

<https://www8.cao.go.jp/shougai/manual.html>

[参考 3] 国土交通省HP

- 「知的障害、発達障害、精神障害のある方とのコミュニケーションハンドブック」

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000005.html

加えて、1（1）アで記載のとおり、地域生活支援事業等における新型コロナウイルス感染防止対策に必要な経費については、令和3年度以降、事業の対象経費として計上して差し支えないとしている。一方、通訳者等の派遣を依頼する際に、使用する消毒用品等を障害者本人が準備する事例があるとされているが、これらの経費を施設入場料やイベント参加費と同等に申請者の負担とすることは適切でないため、事業の実施にあたっては留意されたい。

また、予防接種や各種支援施策等の相談や手続き等にあたって、障害者等でも円滑に行われるようにするため、ニーズを踏まえ意思疎通支援事業等を活用できるようにしていただきたい。

なお、障害者等が医療機関等において受診する場合や入院する場合において、障害者等に対する合理的な配慮については、以下のようなHPで紹介されているので、必要に応じて管内の関係団体や医療機関にも情報提供していただきたい。

医療機関における障害者への合理的配慮 事例集

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000331883.pdf>

視覚に障がいのある方が新型コロナウイルスに感染し入院したら

<http://www.sakai-kfp.info/CMS/data/img//sg.pdf>

（資料 2－1）これまでに発出した事務連絡

- ・「情報・コミュニケーション支援を必要とする障害者等に対する新型コロナウイルス感染症の対応への配慮について」（令和2年2月17日）
- ・「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する合理的配慮の提供について」（令和3年3月3日）

- ・「新型コロナウイルスワクチンに係る予防接種に関する障害者への接種について」（令和3年4月13日）
- ・「障害者に係る新型コロナウイルス感染症に対応した宿泊療養の運営について」（令和3年6月16日）
- ・「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する合理的配慮の提供の事例について（情報提供）」（令和3年10月19日）

（２）読書バリアフリー法に基づく各種施策の推進について

ア 読書バリアフリー法の計画策定・関連施策

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）や、同法の規定により策定された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」（基本計画）に基づき、視覚障害者等の読書環境の整備に関する各種施策の推進が求められているところであるが、各地方公共団体においても、障害福祉部局及び社会教育部局が連携の上、この推進に取り組まれない。

更に、読書バリアフリー法の規定により、地方公共団体は視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画策定に努めることとされているが、先般行った調査によると、多くの地方公共団体において計画の策定期間が未定であることが確認された。

文部科学省及び厚生労働省では、地方公共団体の計画策定を推進するため、両省のホームページや主催する会議・研修会等において、地方公共団体の策定状況や実際に策定した事例等について周知しているところであり、都道府県を中心とする地方公共団体においては、既に策定された地方公共団体の計画を参考にしながら、計画の策定に努めていただきたい。

なお、計画策定後、読書バリアフリー法に係る関連施策について推進することが必要となることから、「読書バリアフリー法を踏まえた障害福祉関連施策の推進について（通知）」（令和3年3月29日障企自発0329第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知）を参考に、関連施策の適切な実施及び点字図書館における視覚障害以外の障害者の支援（読書環境に関連する相談や情報機器の貸出等に限る。）に努めていただきたい。

（基本計画を策定している地方公共団体）

○大阪府

https://www.pref.osaka.lg.jp/chikikyoiku/barrier_free/index.html

○鳥取県

<http://www.library.pref.tottori.jp/info/post-179.html>

○徳島県

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/kyoiku/shogaigakushu/5049291/>

○埼玉県

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0604/dai6kikeikaku.html>

○愛知県

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shogai/shougaisyafukushi2021-2026.html>

(資料 2－2) 読書バリアフリー基本計画

(資料 2－3) 地方公共団体における読書バリアフリー計画の策定検討状況

イ 読書バリアフリーに関するリーフレットについて

多くの視覚障害者等に読書バリアフリーについて知っていただくため、公立図書館や点字図書館で利用できるサービス、図書館で利用できる様々な本、インターネットによるサービスなどを紹介するリーフレットを、文部科学省と共同で製作したところである。両省のホームページに掲載しているため、関係者への周知等に御協力いただきたい。

ウ サピエ図書館の周知、広報

サピエ図書館については、全国の点字図書館等で製作された点字やデジータを個人や会員施設等がダウンロードすることができる体制を整えているが、会員登録をしている視覚障害者等の一部であり、公立図書館・学校図書館についても、点字図書館と比較した場合、会員登録している図書館は限られている。

そのため、地方公共団体におかれては、管内の視覚障害者等や公立図書館・学校図書館へのサピエの利用促進に取り組んでいただきたい。また、公立図書館・学校図書館への加入促進に当たっては、これらを所管している社会教育部局等との連携を図られたい。

(資料 2－4) サピエについて

エ 地域における読書バリアフリー体制強化事業

令和 2 年度より、点字図書館と公立図書館、障害当事者団体等の連携を図ることにより身近な地域における読書環境の整備等に取り組むなど、地域における読書バリアフリー体制の強化を図る「地域における読書バリアフリー体制強化事業」を、地域生活支援促進事業（都道府県等事業）として実施している。当該事業では、

- ・ 点字図書館と公立図書館等が連携のための協議会の設置、支援ノウハウの提

供やサービス実施の充実にに向けた研修会等の実施。

- ・ 視覚障害以外の障害（上肢障害や識字障害など）のある者のサピエ等の利用促進にかかる取組（関係団体等の協議会の設置、接遇や留意点等の研修の実施）
- ・ 点字図書館と公立図書館の連携に併せて、地域における点訳奉仕員・音訳奉仕員の養成の推進

等を対象にしている。

なお、本事業の取組を進める上で参考となるよう、地方自治体における好事例を紹介するので、特に未実施の地方公共団体におかれてはご参照いただき、事業実施に向けて積極的な活用を図られたい。

（資料２－５）地域における読書バリアフリー体制強化事業 参考事例

（３）電話リレーサービスの公共インフラ化について

「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」が令和２年１２月に施行され、令和３年７月より、電話リレーサービス提供機関の指定を受けた一般財団法人日本財団電話リレーサービスにより、公共インフラとしての電話リレーサービスの提供が開始されている。

また、同法では、「地方公共団体は、国の施策に準じて、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と規定されている。

これに関連して、「電話リレーサービスに関する周知広報及び聴覚障害者等職員向け電話リレーサービス法人利用登録について」（令和３年９月６日付け事務連絡）で示したとおり、地方公共団体におかれては、通訳者の養成等に加え、電話リレーサービスの広報等についても聴覚障害者情報提供施設、関係団体等と協力の上、取り組んでいただきたい。

（資料２－６）「電話リレーサービスに関する周知広報及び聴覚障害者等職員向け電話リレーサービス法人利用登録について」（令和３年９月６日付け事務連絡）

（４）意思疎通支援事業等について

地域生活支援事業の意思疎通支援事業や専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業の実施について、都道府県等におかれては、「地域生活支援事業における意思疎通支援を行う者の派遣等について」（平成２５年３月２７日障企自発０３２７第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知）を参考に、引き続き適切な実施及び実施率の向上に努めていただきたい。

また、養成についても都道府県必須事業としてしているところであり、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者の養成については、国が策定したカリキュラムを踏まえて実施いただくとともに、養成研修の指導者養成を令和４年度も以下の団体に委託して実施するので、積極的に参加していただい

た上で、修了者を指導者として活用されたい。

(手話通訳者)

社会福祉法人 全国手話研修センター「手話奉仕員・手話通訳者養成担当講師連続講座」及び「手話奉仕員・手話通訳者養成担当講師ブロック研修会」

(要約筆記者)

社会福祉法人 聴力障害者情報文化センター「要約筆記者指導者養成研修」

(盲ろう者向け通訳・介助員)

社会福祉法人全国盲ろう者協会「盲ろう者向け通訳・介助員養成講習会指導者養成研修会」

(失語症者向け意思疎通支援者)

一般社団法人日本言語聴覚士協会「失語症者向け意思疎通支援者指導者養成研修」

(資料 2－7) 意思疎通支援事業の実施体制整備状況【都道府県別】（令和 2 年度）

ア 遠隔手話通訳サービスの適切な実施

手話通訳者の派遣や設置について、手話通訳者の設置がない市町村窓口等において、遠隔手話通訳サービス（遠隔による要約筆記支援を含む。）を導入した場合にも、地域生活支援事業の対象とすることとしている。令和元年度からは、手話通訳者の設置が困難な自治体、手話通訳者の派遣が困難な場合も想定されることから、手話通訳者の派遣事業においても聴覚障害者の所有するタブレット等を用いた遠隔手話通訳サービスによる提供も地域生活支援事業の対象としている。

遠隔手話通訳サービスは災害や緊急事態等においても円滑な支援を提供できることから、都道府県・市町村、聴覚障害者情報提供施設が連携の上、整備やサービスの実施に取り組んでいただきたい。

イ 代筆・代読支援者の養成及び派遣

代筆・代読は、視覚障害のある方のコミュニケーションを支援する重要な手段の一つであり、地域生活支援事業の意思疎通支援事業（市町村必須事業）であるが、未だ実施に向けた体制の整備が低調な状況である。（代筆・代読を実施している自治体の割合 1.4%：平成 30 年度障害者総合福祉推進事業「視覚障害者への代筆・代読支援に関する調査研究」）

令和元年度には、（福）日本視覚障害者団体連合において、「地域における視覚障害者への代筆・代読支援に向けた調査研究」を実施し、事業実績報告書では地方自治体における事業の実施状況の調査に加え、先駆的に取り組んでいる自治体の事例紹介や、事業実施のモデル的な方法報告書が記載されている。

特に未実施の自治体におかれてはご参照いただき、代筆・代読支援が全国で実施されるよう、事業実施に向けて積極的に取り組むようお願いしたい。

地域における視覚障害者への代筆・代読支援に向けた調査研究 報告書

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000653499.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000653500.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000653501.pdf>

ウ 失語症者向け意思疎通支援者の派遣

失語症者向け意思疎通支援者の派遣については、意思疎通支援事業（市町村必須事業）において実施してきたところであるが、令和元年度からは市町村域を超える広域的な派遣、複数市町村の住民が参加する障害者団体等の会議、研修、講演又は講義等並びに市町村での対応が困難な派遣等を可能とするため「専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業（都道府県必須事業）」に失語症者向け意思疎通支援者の派遣事業を加えて実施しているため、今後の支援者派遣の実施体制の構築に各都道府県及び市町村で連携しつつ、積極的な取組をいただくようお願いする。

なお、令和元年度に一般社団法人日本言語聴覚士協会によって「失語症者向け意思疎通支援者の効果的な派遣実施に向けた調査研究」が実施され、既に実施に取り組んでいる事例も紹介されていることから、参考としていただきたい。

失語症者向け意思疎通支援者の効果的な派遣実施に向けた調査研究

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000653512.pdf>

エ 盲ろう者向け通訳・介助員の養成及び派遣など

平成 30 年度から、盲ろう者に対する同行援護において、盲ろう者向け通訳・介助員が提供した場合の加算が創設されたが、外出支援を中心とした同行援護の利用がなじまない場合や地域資源の事情等により「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」の実施が必要な場合があると考えられるので、同行援護の活用とあわせて、本事業の推進が図られるようご留意いただきたい。

また、老健局と共同で発出した「介護サービス事業所・施設における盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の取扱いについて」（令和 2 年 9 月 23 日付け事務連絡）で示したとおり、盲ろう者が介護サービスを利用する場合には、介護の提供に当たり、触手話や指点字等、専門性の高い特別なコミュニケーション技術が必要となることから、本事業を活用し、当該事業所の従業者以外の支援者が介護サービス利用中に付き添い、コミュニケーション支援を行うことは差し支えないことと整理したところであるため、引き続き管内市町村、サービス事業所等に周知をお願いする。

（資料 2－8）盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の実施状況について

オ 意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業等を活用した養成研修の促進

令和元年度に、「意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業」（地域生活支援促進事業）を創設し、手話通訳士、手話通訳者、要約筆記者等の意思疎通支援者のスキルアップを図っている。

さらに、同事業では令和 2 年度より、都道府県等にコーディネーターを配置して、人材養成等の体制の課題に対応し、地域における意思疎通支援者の計画的な養成を促

進するための事業についても実施しているところである。

特に、意思疎通支援者の若年層確保については近年大きな課題となっていることから、これら事業の積極的な活用をご検討いただきたい。

また、（福）聴力障害者情報文化センターが実施する手話通訳士の技術向上のための講座、（福）全国手話研修センターが実施する手話通訳者及び手話通訳士の資質向上のための現任研修については、令和4年度も引き続き実施することとしているので、各都道府県等におかれては、積極的に受講者を派遣するなどのご配慮をお願いしたい。

カ その他、意思疎通支援を行う者の派遣及び養成等における留意事項

意思疎通支援事業等の実施にあたっては、次の事項についても、ご留意願いたい。

- 視聴覚障害者情報提供施設などの関係機関や団体への委託、近隣市町村との共同実施などの方法により、効率的な事業の実施に努められたいこと。
- 新型コロナウイルス感染症による感染状況等を考慮して、対面による研修が困難な場合、オンラインで実施して差し支えない。
- （福）聴力障害者情報文化センターが実施する手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）について、令和4年度は以下のとおり実施される予定であるため、各都道府県等においては、関係機関、関係団体への周知をお願いしたい。

<第33回 手話通訳技能認定試験>

学科試験 令和4年7月24日（日）〔会場：宮城、埼玉、東京、大阪、熊本〕

実技試験 令和4年10月2日（日）〔会場：宮城、埼玉、東京、大阪、熊本〕

<http://www.jyoubun-center.or.jp/slit/>

（５）視聴覚障害者情報提供施設の情報化対応特別管理費について

点字図書館や聴覚障害者情報提供施設の運営費である身体障害者保護費負担金（点字図書館等事務費）のうち、情報化対応特別管理費については、書籍の点字化や映像の文字・手話化を行った上で、視聴覚障害者等が利用する際に必要な方式で複製し、サピエによる配信やビデオの貸出等を行う場合に加算する仕組みであることから、積極的に活用いただきたい。

<情報化対応特別管理費の対象経費（例）>

- ・ 点字図書や音声図書、字幕(手話)入ビデオを製作するために必要な環境整備に係る費用（パソコン、点字プリンタや録音機器、映像編集機器等の購入費等）
- ・ 製作を担う人材確保、養成・育成や資質の向上のために必要な費用（呼びかけや広告に必要な経費、講習会開催経費や講習会出席に必要な旅費等）
- ・ 点字図書や音声図書、字幕(手話)入ビデオの製作のための費用（点訳・音訳、手話通訳を行う者への謝金や交通費等）

- ・ 専門的な知識を持つ者等を雇用し、各種業務の効率的な実施を促進するための費用（賃金等）

（６）災害時における視聴覚障害者等支援

地震や大雨などの災害発生時においては、自ら避難することが困難な状況にある障害者に配慮した支援策を講じることが重要である。

特に、視聴覚障害者については、その障害特性から情報取得やコミュニケーション支援が著しく困難となることから、以下のように、障害特性に応じた配慮をお願いしたい。

- ① 避難準備情報等については、障害関係団体等と連携した伝達体制を整備するとともに、多様な手段（専用通信やインターネットなど）の活用による通信の確保
- ② 避難所等においては、ボランティアによる支援やホワイトボード等の機材を使用した効果的な支援、災害時に活用可能なラジオや聴覚障害者用情報受信装置などを活用した情報提供
- ③ 避難所等において、身体障害者補助犬使用者と補助犬を分離せず受け入れた上で、周りの方々に補助犬に対する理解の促進など

（資料２－９）避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援について（例）

なお、個別訪問等による早期の状態把握、必要な支援の提供へのつなぎ等を行う被災高齢者等把握事業においては、聴覚障害者団体に事業を委託（補助）の上、団体名簿を活用して実施した事例もあるため、本事業の活用についても検討されたい。

その他、国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）において、令和４年度も以下の事業をオンラインで開催する予定としているので、関係機関への周知をお願いしたい。

◇「災害時要援護者支援ボランティアリーダー養成研修事業」（オンライン）

災害時に障害者への支援を行うボランティアリーダーを養成

◇「災害時視聴覚障がい者支援リーダー養成研修事業」（オンライン）

東日本大震災での課題を踏まえ、災害時における視覚・聴覚障害者の障害特性に応じた避難方法や支援方法等を熟知し、災害時に地域において中心となって活動できるリーダー的人材の養成

（７）情報アクセシビリティ確保等に向けた支援

ア 障害者 ICT サポート総合推進事業

障害者 ICT サポート総合推進事業については、障害者等の自立と社会参加の促進に資することを目的として、障害者等に対する ICT 機器の紹介や貸出、利用に係る相談等、情報アクセシビリティの確保に向けた支援を行うものである。

近年のデジタル技術の進展に伴い、デジタル社会形成の司令塔として、令和３年９月１日にデジタル庁が発足し、令和３年１２月２４日「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定された。本重点計画では、障害の有無、地理的な制約、年

年齢にかかわらず、誰もがデジタル化の恩恵を享受できる「誰一人取り残されない」デジタル社会の実現が目指されており、障害者 ICT サポート総合推進事業が施策の一つとして位置づけられているところである。

また、読書バリアフリー法や基本計画においても、点字図書館や公立図書館と連携の上、様々な読書媒体の紹介やそれらを利用するための端末機器等の情報入手に関する支援等の実施が期待されている。

そのため、パソコンボランティアの養成派遣、ICT サポートセンターの設置及び支援対象とする障害種別の拡大、管内市町村等と連携した出張教室や相談会等の開催など、本事業の積極的な活用をご検討いただきたい。

(資料 2-10) 令和 3 年度障害者 ICT サポート総合推進事業実施状況

イ 障害者等の ICT 機器利用支援事業

障害者等の ICT 機器の利用支援を図ることを目的として、令和 4 年度より「障害者等の ICT 機器利用支援事業（意思疎通支援従事者確保等事業）」を新設し、各地方公共団体が設置する ICT サポートセンターの活動を支援する拠点（ICT サポートセンター連携事務局）の設置等を行う事業を実施することとした。事業の実施機関については、民間団体を予定しており、ICT サポートセンターに対する支援や ICT サポートセンター未設置の地方公共団体への支援を行う。

ICT サポートセンターを設置している地方公共団体においては、ICT サポートセンターに当該事業についての情報提供及び ICT サポートセンター連携事務局と連携いただくようお願いする。また、ICT サポートセンター未設置の地方公共団体においては、ICT サポートセンターの設置に向けての相談も ICT サポートセンター連携事務局が受け付けるので、当該事業を有効にご活用いただきたい。

なお、ICT サポートセンター連携事務局の事業開始時期等については、決定次第、各地方公共団体に連絡させていただく。

(資料 2-11) 障害者等の ICT 機器利用支援事業の概要

(8) 集団補聴システムの普及促進について

集団補聴システムは補聴器や人工内耳の機能の限界を補うものであり、聴覚障害者の情報保障並びに QOL 向上に資するものであるが、その活用状況や実態は十分に把握できていないことから、令和元年度障害者総合福祉推進事業にて「集団補聴システムの普及実態に関する調査研究」を実施した。その結果、府省庁、市（区）町村、文化施設における集団補聴システムの導入率が低く、既に導入されている機関や施設においても、稼働回数、使用方法等の運用面での課題やシステムへの理解が進んでいないという現状が明らかになった。集団補聴システムの普及促進に向けては、当事者及び自治体担当者が補聴システムを有効に活用できるようなマニュアルの整備や説明会を開催する等、補聴システムの運用に抵抗感をなくし、稼働率を上げていく取り組みを行うことが望ましいと考えている。各自治体におかれては、貸出用のヒアリング

ループを整備する取り組み等を補助対象とする「障害者 ICT サポート総合推進事業」（地域生活支援促進事業）を利用し、集団補聴システムの更なる普及や活用に積極的に取り組んで頂くようお願いします。

「集団補聴システムの普及実態に関する調査研究」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000653495.pdf>

3 障害者の芸術文化活動について

障害者の芸術文化活動については、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策、リモートや非対面の創造活動、オンラインでの発表等、様々な工夫をこらした取組が行われているところである。各自治体においても、感染予防対策を講じつつ、地域における障害者の芸術文化活動等の推進に関わる事業に、積極的に取り組んでいただきたい。

(1) 全国障害者芸術・文化祭について

全国障害者芸術・文化祭は、平成 29 年度から、国民文化祭の開催都道府県を開催地として一体的に開催されている。開催都道府県においては、引き続き、国民文化祭と全国障害者芸術・文化祭が相互に連携し、障害の有無に関わらず文化芸術の創造、発表、鑑賞の機会の充実・拡大を図っていただくとともに、国民の障害への理解をより一層促進されたい。

令和 3 年度は、7 月 3 日から 10 月 17 日まで「第 20 回全国障害者芸術・文化祭みやざき大会」（新型コロナウイルス感染症の影響により令和 2 年から延期して開催）、10 月 30 日から 11 月 21 日まで「第 21 回全国障害者芸術・文化祭わかやま大会」を開催したところである。令和 4 年度以降の全国障害者芸術・文化祭の開催地については次のとおり予定しているので、各都道府県におかれては管内市町村、関係団体等へ周知いただくとともに、文化施策担当部局とも緊密に連携の上、本大会への積極的なご協力をお願いしたい。

第 22 回	沖縄県	(令和 4 年 10 月 22 日～11 月 27 日)
第 23 回	石川県	(令和 5 年)
第 24 回	岐阜県	(令和 6 年)
第 25 回	長崎県	(令和 7 年)

また、障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業については、全国障害者芸術・文化祭と連携して、全国的な機運醸成を図ることを目的として実施しており、全国障害者芸術・文化祭の開催都道府県においては、全国の自治体との連携を行うための企画や連絡調整等を行うコーディネーターの配置等をしている。令和 3 年度は 15 自治体で実施されたところであり、今後、令和 4 年度のサテライト開催事業実施都道府県を募ることとしているので、ご承知おき願いたい。

(2) 障害者芸術文化活動普及支援事業について

「障害者芸術文化活動普及支援事業」では、さまざまな障害者が芸術文化を享受し、多様な活動を行うことができるよう、地域における障害者の芸術文化活動を支援する体制を全国に普及し、障害者の自立と社会参加の促進を図ることとしており、このうち「都道府県レベルにおける活動支援」については、実施主体である都道府県が地域の障害者団体や芸術文化団体・施設だけでなく、芸術文化活動を行う障害者本人やその家族、福祉施設、文化施設、支援団体等を支援する拠点である障害者芸術文化活動支援センターを設置することとしている。未設置となっている自治体においては、早期の設置を検討いただき、文化担当部局とも連携を図りながら、障害者の芸術文化活動にかかる支援体制の整備を図っていただ

きたい。

なお、本事業の実施に当たっては、事業の成果を評価し、質を高め、持続可能な実施体制を構築していくことが重要であり、特定非営利活動法人日本フアンドレイジング協会が作成した「障害者芸術文化活動普及支援ガイド」（平成 30 年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業）を活用するなど、定期的な実施内容の振り返り・改善にも取り組んでいただきたい。

「障害者芸術文化活動普及支援ガイド」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000521749.pdf>

（３）障害者による文化芸術活動の推進に関する基本計画の策定について

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」は、障害者基本法及び文化芸術基本法の基本的な理念にのっとり、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とするものであり、厚生労働省及び文化庁では同法及び同法に基づく「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」を踏まえて各種施策を実施しているところである。各都道府県においても、障害担当部局及び文化担当部局が連携の上、障害者による文化芸術活動の推進に関する各種施策を推進していただきたい。

また、本法律第 8 条においては、「地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない」とされていることから、各地域における障害者の芸術文化活動がより一層促進されるよう、未策定となっている自治体においては早期計画の策定をお願いしたい。

（４）「国際障害者交流センター」の活用について

「国連・障害者の十年」の記念施設である「国際障害者交流センター（愛称：ビッグ・アイ）」は、障害者の国際交流、重度・重複障害者を含む全ての障害者の交流、障害者の芸術・文化の発信などの機能を発揮し、障害者の社会参加を促進することを目的として設置されたものであり、全館にバリアフリー設備を整え、あらゆる者にとって利用しやすいモデル施設である。

ビッグ・アイは、最大 300 席の車椅子席（通常席 700 席）を設定でき、障害のある者も障害のない者も利用可能な多目的ホール（最大収容人数 1,500 席）や、研修室、車椅子利用でも利用しやすい広さがある宿泊室を備えており、障害者の芸術・文化及び国際交流活動の充実・振興を図る各種イベントを開催している。

各都道府県においては、積極的な施設利用及び主催事業の関係機関への周知・案内、特に特別支援学校の修学旅行や宿泊体験等の利用促進について、引き続きご協力をお願いしたい。

（詳細については、センターＨＰ「<http://www.big-i.jp/>」を参照。）

（資料 3）障害者の芸術文化活動関係資料

4 身体障害者補助犬について

(1) 制度の理解促進、普及啓発について

身体障害者補助犬（以下「補助犬」という。）の使用者が地域で安心して生活するためには、地域において補助犬及びその使用者に対する正しい理解が重要である。一部の医療機関や飲食店等において、未だに補助犬の同伴が拒否される例が散見されていることから、更なる理解の促進に取り組んでいただきたい。また、身体障害者補助犬法第14条に基づき、補助犬となるための訓練中、又は認定を受けるための試験中であると明示されている犬についても、公共交通機関や不特定かつ多数の者が利用する施設等への同伴が円滑に行えるよう、各機関及び施設や地域住民の理解と特段のご配慮をお願いしたい。

身体障害者補助犬法第23条では、国及び地方公共団体は、補助犬が果たす役割の重要性について理解促進に努めなければならないとされている。そのため、厚生労働省では法の趣旨に沿って、リーフレット・ステッカー等の作成・配布や普及啓発イベントの開催等により、各自治体のご協力も得ながら、身体障害者補助犬やその使用者に対する理解の促進に取り組んできたところである。これらに加えて、補助犬の啓発をより一層促進するための動画「もっと知って！身体障害者補助犬ショートムービー（YouTube）」を作成したほか、令和3年10月25日付け事務連絡にて「補助犬ユーザー受け入れガイドブック」の周知に関するご協力をお願いしたところであり、関係機関に幅広く周知いただきたい。

都道府県におかれても、本法や障害者差別解消法の趣旨を踏まえつつ制度の周知徹底をお願いするとともに、後述の「身体障害者補助犬育成促進事業」を積極的に活用いただき、管内市町村とも連携・協力の上、リーフレットの配布や啓発イベントの開催等を通じて、理解促進、普及啓発に努めていただくようお願いする。

また、厚生労働省作成リーフレット等の配布については都道府県を通じて行うこととしているが、都道府県におかれてはリーフレット等の管内活用状況を踏まえた上で、地域における補助犬の普及啓発の取組みを効果的・効率的にできるよう留意していただきたい。管内施設等からのリーフレット等送付依頼への対応や都道府県や市町村が行う普及啓発活動において、厚生労働省作成のリーフレット等が必要な場合には、以下の連絡先までご連絡いただきたい。

（連絡先）厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

企画課自立支援振興室 社会参加活動支援係

TEL：03-5253-1111（内線3074）

なお、令和元年度障害者総合福祉推進事業の「身体障害者補助犬の普及啓発のあり方に関する調査研究」（実施：社会システム株式会社）では、自治体が普及啓発活動を実施する際の協力機関、留意点等について、ガイドブックとして取りまとめているので積極的に活用の上、効果的な普及啓発活動を実施していただきたい。

「もっと知って！身体障害者補助犬ショートムービー（YouTube）」

「補助犬ユーザー受け入れガイドブック」

「身体障害者補助犬使用者の効果的な普及・啓発活動のあり方ガイドブック」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/hojoken/index.html

（資料４－１）身体障害者補助犬関係資料

（２）身体障害者補助犬育成促進事業の活用について

使用者とともに補助犬が、地域社会で円滑に受け入れられるためには、使用者と受入側相互の理解を深めることが重要である。そのため、地域生活支援促進事業に補助犬の育成訓練、育成計画の作成、理解促進、普及・啓発を実施する「身体障害者補助犬育成促進事業」を位置付け、１／２の補助率を確保しているところである。

各都道府県におかれては、管内市区町村及び訓練事業者等と連携の上、本事業を積極的にご活用いただき、良質な補助犬の育成、育成計画の策定、普及啓発等に取り組んでいただきたい。

なお、各都道府県における補助犬の育成計画の策定・実行にあたっては、訓練事業者等との連携を図り、必要な予算を確保するとともに、例えばコロナ禍による育成の遅れがあった場合には柔軟な対応を図るなど、着実な推進をお願いしたい。

（３）訓練事業者との情報共有について

介助犬、聴導犬の認定は身体障害者補助犬法に規定する指定法人により行われており、指定法人は認定の状況等を厚生労働省に報告・届出を行うこととなっている。

一方、補助犬の訓練事業は第二種社会福祉事業であり、事業の開始にあたっては都道府県へ届出を行うこととされている。厚生労働省では、各都道府県等にご協力いただき、訓練事業者等の情報をホームページに掲載し、情報提供を行っている。都道府県等におかれては、訓練事業者に関する届出（新設、名称変更、移転等）があった場合は、速やかに当室へお知らせいただくよう、願います。

（４）身体障害者補助犬の訓練基準及び認定要領の改正について

身体障害者補助犬法に基づく介助犬及び聴導犬については、「身体障害者補助犬法施行規則及び身体障害者福祉法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（平成14年10月1日 障発第1001001号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別添2「介助犬訓練基準」及び別添3「聴導犬訓練基準」を指針として訓練が行われ、また、同通知の別添5「介助犬の認定要領」及び別添6「聴導犬の認定要領」を指針として認定が行われているところであるが、今般、「身体障害者補助犬の訓練及び認定等のあり方検討会」において、これらの改正内容がとりまとめられたので、御了知の上、管内市町村を始め、関係機関・団体及び訓練事業者等に対し、周知をお願いしたい。

(5) 海外から来日する補助犬使用者への対応について

海外から渡航する補助犬使用者への対応については、日本の補助犬使用者及び補助犬と同様に、飲食店、公共交通機関、ホテル等の施設を円滑に利用できるよう、「海外から渡航してくる 補助犬使用者への対応ガイドライン（平成 30 年 11 月）」を策定しており、昨年開催された東京パラリンピック競技大会において、海外から補助犬を伴ったアスリートが来日したところである。

本ガイドラインについては、下記の厚生労働省ホームページや、海外向けポータルサイトに掲載しており、具体的には日本の補助犬と同等であると認められた海外の補助犬については、日本の補助犬を認定する法人が「期間限定証明書」を発行することとしているので、ご了知の上、海外から補助犬を伴って来日することについて相談を受けたときは、本ガイドラインをご案内いただくようお願いする。

〔参考〕厚生労働省HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisha_hukushi/hojoken/index.html

海外向けポータルサイト“Assistance Dogs for Persons with Physical Disabilities” Portal Site

http://www.mhlw.go.jp/english/policy/care-welfare/welfare-disabilities/assistance_dogs/index.html

（資料 4－2）海外から来日される補助犬使用者への対応について

5 補装具等について

(1) 補装具費の支給に係る基準額等の改正等について

補装具費支給制度における基準額等は、「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成18年9月29日付け厚生労働省告示第528号）で示しているところであるが、当該基準については障害当事者団体、学術団体等の関係団体に対するヒアリング調査の結果を踏まえて、令和4年度に以下の改正を行うこととした。

（主な改正内容）

- 「FM型用ワイヤレスマイク充電電池交換」、「FM型用ワイヤレスマイク外部入力コード交換」を削除、「FM型用ワイヤレスマイク充電用ACアダプタ交換」を「ワイヤレスマイク充電用ACアダプタ交換」に改正
- 別表 購入基準の殻構造義肢、足根中足義足において「足袋型」を「足袋式」に改称し、「下腿部支持式」を追加
- 別表 修理基準のその他、補聴器において、修理部位及び価格の記載内容について「FM型受信機交換」を「受信機交換」に改正 等

補装具費支給事務取扱指針及び補装具費支給事務取扱要領についても所用の改正を行い、別途お示しする予定である。

各都道府県におかれては、制度が円滑に運用されるよう、管内市区町村に周知するとともに、身体障害者更生相談所、指定自立支援医療機関及び保健所にも情報提供をお願いする。

なお、人工内耳用音声信号処理装置については、補装具費支給制度において修理のみを対象としており、人工内耳用音声信号処理装置が破損した場合等の交換に係る費用については従来から保険適用とされている。両制度の運用により人工内耳使用者に対して適切な給付が行われるようにするため、補装具費支給制度における取扱いと併せて、保険適用の扱いについても周知していただきたい。

(2) 補装具費の適切な支給に向けた取組の推進について

補装具費支給制度の運用にあたり、申請者の利便性の向上を図りつつ、公平かつ適正に支給されるよう、各自治体において様々な取組を行っていただいているところである。

当室では、下記のような取組の好事例について報告を受けているところであり、各自治体におかれては、これらを参考としつつ、各地域の状況に応じた工夫を行っていただくとともに、補装具費の適切な支給に向けた取組を全国で推進するためにも、各自治体における取組の好事例について、積極的に情報提供いただきたい。

【取組例】

＜都道府県域が広大な自治体の場合の対応＞

- ① 身体障害者更生相談所の支所等における相談等の実施
- ② 巡回相談(判定)の実施

＜適切な補装具の引き渡し・使用状況の確認等を行うための対応＞

- ① 処方に係わった医療機関との連携の強化による補装具使用状況の確認
- ② 補装具の引渡し後、直接又は画像データの提出等により、支給決定内容との突合・確認を行う

市町村は、購入のみならず修理に係る補装具費支給事務においても、申請者や補装具事業者と連携の上、原則として申請書の提出があった日の翌日から起算して2週間以内に可否を決定するなど、支給事務に係る標準処理期間を定めることとし、その迅速な対応に努められたい。

また、耐用年数については、あくまで通常の装着状態等における修理不能となるまでの予想年数を示したものであり、補装具費の支給を受けた障害者等の身体状況や使用状況によって実耐用年数が異なるものと考えられる。このため、再支給や修理の際には告示に掲げる耐用年数を一律に適用することなく、個々の障害者等の実情に沿った対応が行われるよう留意願いたい。

(3) 借受けの取組みについて

借受けは、身体の成長や障害の進行に対する対応、購入に先立つ比較検討という点で有益であるため、各自治体におかれては、平成30年度の障害者福祉推進事業「補装具費支給制度における適切な判定業務に関する調査研究」において、実施団体である公益財団法人テクノエイド協会が作成した「補装具費支給制度に係る事例集」も参考にして、引き続き、借受けの活用を積極的に検討いただきたい。

また、借受けの実施にあたっては、身体障害者更生相談所による技術的助言が重要であるとともに、身体障害児の補装具費支給意見書を記載する指定自立支援医療機関との連携が欠かせないため、身体障害者更生相談所や指定自立支援医療機関が市町村と十分連携できるよう、都道府県におかれては支援をお願いする。

なお、補装具費支給制度において、借受けが適当であるとしている事例は、上述のとおりであり、該当しない事例に対して借受けを強いるなど、誤った運用をしないよう留意いただきたい。

「補装具費支給制度における適切な判定業務に関する調査研究」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000521740.pdf>

※事例集は137ページ以降に記載

(4) 障害児に支給する補装具について

障害児に対する補装具費の支給にあたっては、支給決定に至るまでのプロセスが障害者と異なることから、脳性麻痺がある障害児に対する歩行器や、体幹機能障害のあ

る児童や重症心身障害児に対する重度障害者用意思伝達装置など、一部の市町村においてその支給決定等に苦慮している事例が寄せられている一方、障害児の判定についても身体障害者更生相談所に積極的に依頼することにより、事務が円滑に行われている自治体もある。ついては、前述した平成30年度の障害者総合福祉推進事業において紹介されている事例等を参考にした上で、市町村は支給決定にあたり利用者の希望や就学を含めた日常生活全般に係る情報を適切に把握できるよう、身体障害者更生相談所や指定自立支援医療機関と情報の共有を図る等、積極的な連携を図り、障害児に対する支給決定について適切な運用をお願いするとともに、都道府県におかれては、各市町村に対して適切な運用に関してご助言をお願いする。

重度の両上下肢及び音声・言語機能障害児において、発達過程における適切な支援の実施によっては学齢期に到達する前後の時点で定型発達児と同等程度の言語理解を保持することが可能な事例がある。例えば、文字を綴ることができなくても、重度障害者用意思伝達装置等の代替手段の利用により、質問や声掛けに対してシンボルイラストや写真、定型句を選択して返答や要求伝達ができる障害児においては、文字を綴る等のその後の言語発達への効果が期待されることから、未就学児であることをもって給付しないことがないよう当該機器を効果的に活用されたい。なお、障害児の重度障害者用意思伝達装置に係る補装具費の支給にあたっては、医師や看護師、リハビリテーション従事者等の支援者による支援経過や計画並びに医学的評価を踏まえて、必要に応じて身体障害者更生相談所とも相談の上、適切な機器の選定及び補装具費の支給に努められたい。

また、子供用車椅子は外見がベビーカーに似ているため、公共の場でベビーカーと誤認され、利用時に必要な介助が受けられないなど認知度の低さに伴うトラブルが生じる例がある。そのため、民間団体や国土交通省において子供用車椅子の理解を促すための取組が行われており、各自治体におかれても周知をお願いする。

国土交通省 HP

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000206.html

(5) 適切な補聴器販売店等の選定について

市町村は、申請者が適切な補装具業者の選定及び契約等ができるように、補装具業者の経歴や実績等を勘案し、情報の提供に努めていただきたい。

特に、補聴器販売店の選定にあたっては、申請者の状態に適合した補聴器が適切に支給されるよう、公益財団法人テクノエイド協会が認定している認定補聴器技能者の従事する販売店等を参考にしていただきたい。また、消費者庁と共に補聴器の使用を検討中の方に対する留意点等を示しているので、管内の関係団体に対しても幅広く提供していただきたい。

消費者庁HP

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_021/

(6) 補装具装用訓練等支援事業について

補装具費は、当該補装具の操作性・習熟度が一定のレベルに達したときに支給申請および支給決定されるものである。しかし、とりわけ「小児筋電義手」や「重度障害者用意思伝達装置」については、それまでの訓練に使用するものもあり、一部の病院やリハビリテーション施設（以下「リハビリ施設」という。）、補装具事業者からの貸出等により実施されている現状がある。

このため、令和 3 年度より「補装具装用訓練等支援事業」を開始し、「小児筋電義手」と「重度障害者用意思伝達装置」を対象種目として、これらの装用訓練等を提供できる病院やリハビリ施設の普及を推進することとした。事業の実施機関については、民間の病院やリハビリ施設を対象としており、令和 3 年度の実施機関における事業の取り組みについて、今後、ホームページに掲載することとしているので、参考にされたい。

補装具装用訓練等支援事業 HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/yogu/index.html

(資料 5－2) 補装具装用訓練等支援事業の概要

(7) 日常生活用具給付等事業の適正な実施について

日常生活用具給付等事業については、各市町村の積極的な取組により、令和 2 年度実績では、ほぼ全ての市町村で実施している。

本事業の事業費は年々増加傾向にあることから、今後も安定した事業運営を行うためには、各市町村において、効果的な事業実施が図られる必要がある。

このため、各市町村においては、平成 18 年の障害者自立支援法以前に国が定めた基準額や実施方法等にとらわれることなく、定期的に当事者の意見を聴取する等によりニーズを把握した上で実勢価格の調査を行う等、地域の実情に即した、適切な種目や基準額等となるよう定期的な見直しに努められたい。なお、各自治体にご協力いただいた令和 2 年度の障害者総合福祉推進事業において、種目・基準額・対象者の見直し状況等についてとりまとめられているので参考にされたい。

加えて、以下の 2 点について、留意いただきたい。

① ストーマ用装具

購入価格については、複数事業者による競争の上、指定事業者を決定するよう努められたい。

② 紙おむつ等

適宜、使用の必要性やその使用実績、納品状況、実勢価格の調査を行うこと等により適切な給付となるよう努められたい。

また、日常生活用具給付等事業の対象種目の選定にあたっては、健康保険制度など他制度で適用される用具ではないことを確認した上で、厚生労働省告示により定める用具の要件に該当するかどうかを判断し、要件を満たさない用具を支給することなく適切に運用するようお願いする。各都道府県においては、管内市町村に対し効果的な取組事例を共有する等、市町村における事業の適切な実施に向けた対応をお願いする。

【厚生労働省告示に定める用具の要件に該当しない用具の例】

- パソコン、タブレット（一般的に普及しているもの）
- 電池（一般的に普及していると考えられる消耗品）

なお、日常生活用具の耐用年数についても、各自治体の判断により運用されているところであるが、耐用年数を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合等には、耐用年数にかかわらず、柔軟に日常生活用具の給付等を行っていただきたい。

（８）難病患者等に対する補装具費支給制度、日常生活用具給付等事業の取扱いについて

障害者総合支援法に規定する「障害者」の中には、「難病患者等」が含まれ、具体的には、障害者総合支援法の対象疾病であり、疾病による障害の程度が厚生労働大臣が定める程度（継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度）である者とし、障害福祉サービス等の支給対象としている。

補装具費の支給に関しては、身体障害認定基準と同等の障害を有している者を対象としているため、支給決定にあたっては、難病による症状の変動を考慮し、状態が悪い時の障害の程度を勘案した上で、適切に支給決定する必要がある。

また、日常生活用具給付等事業においては、障害者等の状況や地域の実情等を踏まえて、適切に支給決定する必要がある。

各市町村におかれては、難病患者等から支給の相談及び申請が行われた場合には、身体の状態や生活環境を考慮するなど、窓口において丁寧な対応を行っていただくようお願いする。

6 障害者の自立支援機器等について

(1) 障害者自立支援機器の開発・普及促進について

障害者の自立や社会参加を促進するためには、障害者のニーズを踏まえた使いやすい支援機器の開発・普及促進が重要である。そのため、「障害者自立支援機器等開発促進事業」により、機器の製品化に要する費用の一部を補助することにより、新たな企業等の参入を促すとともに、適切な価格で障害者が利用しやすい機器を製品化し、普及を図ることを促進しているところである。

機器の開発を行う企業等については、厚生労働省が公募にて決定することとしている。令和4年度分については現在公募を行っているところであるので、各自治体においては、産業振興関係部局等とも協力の上、本事業について管内の福祉用具企業等に周知いただきたい。

(事業公募等 HP)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisha_hukushi/cyousajigyuu/index.html

(2) ニーズ・シーズマッチング交流会の開催について

「ニーズ・シーズマッチング強化事業」では、個別具体的な障害者のニーズを的確に反映させた支援機器開発を促進するため「ニーズ・シーズマッチング交流会」を開催し、実用的な製品の開発に寄与するとともに、支援機器の分野への企業の新規参入を促進しているところである。近年は東京を含め2ヶ所及びWeb開催を含むハイブリットで開催している。

ニーズ側の障害当事者・団体及びシーズ側の開発企業等、双方から有意義であった旨のご意見をいただいているところであり、各自治体の職員等にとっても、障害者のニーズの把握や実際に支援機器に触れる場として大変有意義なものと考えている。

なお、令和4年度より、地域特有のニーズに沿った支援機器開発を促進する観点から地域交流会の開催を実施する。

各都道府県におかれては、管内市区町村、障害当事者団体、医療福祉機関及び福祉用具企業等に対して周知を図っていただくとともに、障害保健福祉関係部局や産業振興関係部局等の担当職員の積極的な参加をお願いしたい。

(3) 自立支援機器イノベーション人材育成事業について

障害者自立支援機器の開発においては、個別かつ特異的で多岐にわたる障害者のニーズを適確に把握し、事業化も見据えて開発に着手することが重要である。

このため、令和4年度より、支援機器の研究開発人材等が、障害者の多岐にわたるニーズを適確に捉え、事業化の視点を踏まえた開発手法を会得することを目的としたバイオデザイン等のデザインアプローチを用いたワークショップ等を企画・開催する事業を実施することとしている。ワークショップ等の具体的な内容は、実施団体選定後に決定することとしているので、ご承知おき願いたい。

各自治体においては、産業振興関係部局や障害保健福祉関係部局等とともに協力の
上、医療福祉機関及び福祉用具企業等に対して周知を図っていただくとともに、関係
者の積極的な参加をお願いしたい。

(4) 福祉用具ニーズ情報収集・提供システムについて

公益財団法人テクノエイド協会において、障害当事者や介護者等から、福祉用具に対するご意見やご要望、困りごとなどの声を収集し、それをメーカーなどへ迅速に届けることにより、障害者福祉の現場において真に必要とされる福祉用具の研究開発につなげるためのシステムを構築し、運用しているところである。

令和2年4月からは、希望するキーワードが投稿されるたびに、メールが自動配信される仕組みを構築するなど、情報収集が容易に可能となるよう改良されたところがあるので、各都道府県等におかれては、このシステムをより一層ご活用いただくとともに、管内市町村、障害当事者団体、医療福祉機関及び福祉用具企業等へ周知いただき、その利用の促進をお願いしたい。

(参考 URL: <http://www.techno-aids.or.jp/>)

(資料6) 障害者自立支援機器等開発促進事業の概要

資 料

地域生活支援事業費等補助金の主な見直し内容(令和4年度予算案)

令和4年度予算案

地域生活支援事業費等補助金	518億円	(令和3年度予算額 513億円)	
(うち地域生活支援事業)	453億円	(令和3年度予算額 451億円)	補助率：50/100以内
(うち地域生活支援促進事業)	65億円	(令和3年度予算額 62億円)	補助率：1/2又は定額

※ 地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業(障害分)の対応分を含む。

- ・ 基幹相談支援センター等機能強化事業等分 (基本事業の交付税措置分を除く)
- ・ 地域活動支援センター機能強化事業分 (")

主な見直し内容

1. 地域生活支援事業

○ 「地域生活定着支援センターとの連携強化事業」【新設】 (市町村事業：任意事業)

障害により自立した生活を営むことが困難な起訴猶予者等の抱える課題等を把握し、地域において孤立を解消するための支援や適切なサービスのコーディネートを行う者を市町村に配置し、地域生活定着支援センターとの連携の強化を図る。

2. 地域生活支援促進事業

(1) 「発達障害者支援体制整備事業」【拡充】 (都道府県事業、補助率：1/2)

市町村や事業所等が抱える困難事例への対応力強化を図るため、発達障害者支援センター等に配置する発達障害者地域支援マネジャーの体制強化を行う。

(2) 「医療的ケア児等総合支援事業」【一部新規】 (都道府県事業、補助率：1/2)

都道府県において、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づく「医療的ケア児支援センター」の設置が推進されるよう、医療的ケア児等コーディネーターの配置に係る補助の拡充を行い、医療的ケア児とその家族への支援の充実を図る。

(3) 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」【拡充】 (都道府県事業、補助率：1/2)

都道府県等が実施する圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催、アウトリーチ支援やピアサポートの活用等に対する補助の拡充を図る。

地域生活支援事業等について

令和4年度予算案：518億円（令和3年度予算額：513億円）

(※) 地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業（障害分）の対応分を含む。
・ 基幹相談支援センター等機能強化事業等分
・ 地域活動支援センター機能強化事業分

概要

障害者及び障害児が基本的な権利を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、**地域の特性や利用者の状況に応じ、実施主体である市町村等が柔軟な形態により事業を計画的に実施。**

事業内容

○ 地域生活支援事業（障害者総合支援法第77条・第77条の2・第78条）

- (1) 事業の実施主体である市町村等が、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効果的・効率的な事業実施が可能である事業
[地域の特性] 地理的条件や社会資源の状況
[柔軟な形態] ① 委託契約・広域連合等の活用 ② 突発的なニーズに臨機応変に対応可能
③ 個別給付では対応できない複数の利用者の利用者に対応可能

- (2) 地方分権の観点から、地方が自主的に取り組む事業（事業の実施内容は地方が決定）

- (3) 生活ニーズに応じて個別給付と組み合わせることも可能。

・ 補助率 ※**統合補助金**

市町村事業：国1／2以内・都道府県1／4以内で補助、都道府県事業：国1／2以内で補助

○ 地域生活支援促進事業（平成29年度に創設）

発達障害者支援、障害者虐待防止対策、障害者就労支援、障害者の芸術文化活動の促進等、国として促進すべき事業について、特別枠に位置づけ、5割又は定額の補助を確保し、質の高い事業実施を図る。
・ 補助率 国1／2又は定額（10／10相当）

(令和4年度予算案)地域生活支援事業(市町村事業)

必須事業	
1	理解促進研修・啓発事業
2	自発的活動支援事業
3	相談支援事業 (1) 基幹相談支援センター等機能強化事業 (2) 住宅入居等支援事業(居住サポート事業)
4	成年後見制度利用支援事業
5	成年後見制度法人後見支援事業
6	意思疎通支援事業
7	日常生活用具給付等事業
8	手話奉仕員養成研修事業
9	移動支援事業
10	地域活動支援センター機能強化事業

任意事業	
1	日常生活支援 (1) 福祉ホームの運営 (2) 訪問入浴サービス (3) 生活訓練等 (4) 日中一時支援 (5) 地域移行のための安心生活支援 (6) 巡回支援専門員整備 (7) 相談支援事業所等(地域援助事業者)における退院支援体制確保 (8) 協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援 (9) 児童発達支援センターの機能強化 (10) 地域生活定着支援センターとの連携強化事業【新規】
2	社会参加支援 (1) レクリエーション活動等支援 (2) 芸術文化活動振興 (3) 点字・声の広報等発行 (4) 奉仕員養成研修 (5) 複数市町村による意思疎通支援の共同実施促進 (6) 家庭・教育・福祉連携推進事業
3	就業・就労支援 (1) 盲人ホームの運営 (2) 知的障害者職親委託

(参考) 交付税を財源として実施する事業
・ 相談支援事業のうち障害者相談支援事業 ・ 地域活動支援センター基礎的事業
・ 障害支援区分認定等事務 ・ 自動車運転免許取得・改造助成 ・ 更生訓練費給付

（令和4年度予算案）地域生活支援事業（都道府県事業）

（参考）交付税を財源として実施する事業
・ 障害児等療育支援事業

必須事業	
1	専門性の高い相談支援事業 (1) 発達障害者支援センター運営事業 (2) 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業
2	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 (1) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業 (2) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 (3) 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業
3	専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 (1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 (2) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 (3) 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業
4	意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業
5	広域的な支援事業 (1) 都道府県相談支援体制整備事業 (2) 精神障害者地域生活支援広域調整等事業 (3) 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業
任意事業	
1	サービス・相談支援者、指導者育成事業 (1) 障害支援区分認定調査員等研修事業 (2) 相談支援従事者等研修事業【 拡充 】 (3) サービス管理責任者研修事業【 拡充 】 (4) 居宅介護従業者等養成研修事業 (5) 障害者ピアサポート研修事業 (6) 身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業 (7) 音声機能障害者発声訓練指導者養成事業 (8) 精神障害関係従事者養成研修事業 (9) 精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業 (10) その他サービス・相談支援者、指導者育成事業

任意事業	
2	日常生活支援 (1) 福祉ホームの運営 (2) オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者）社会適応訓練 (3) 音声機能障害者発声訓練 (4) 児童発達支援センターの機能強化 (5) 矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進 (6) 医療型短期入所事業所開設支援 (7) 障害者の地域生活の推進に向けた体制強化支援事業
3	社会参加支援 (1) 手話通訳者設置 (2) 字幕入り映像ライブラリーの提供 (3) 点字・声の広報等発行 (4) 点字による即時情報ネットワーク (5) 都道府県障害者社会参加推進センター運営 (6) 奉仕員養成研修 (7) レクリエーション活動等支援 (8) 芸術文化活動振興 (9) サービス提供者情報提供等 (10) 障害者自立（いきいき）支援機器普及アンテナ事業 (11) 企業CSR連携促進
4	就業・就労支援 (1) 盲人ホームの運営 (2) 重度障害者在宅就労促進（バーチャル工房支援） (3) 一般就労移行等促進 (4) 障害者就業・生活支援センター体制強化等 (5) 就労移行等連携調整事業
5	重度障害者に係る市町村特別支援
6	障害福祉のしごと魅力発信事業

(令和4年度予算案)地域生活支援促進事業

都道府県事業

1	発達障害児者地域生活支援モデル事業	14	薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業
2	かかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業	15	ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業
3	発達障害者支援体制整備事業【拡充】	16	「心のバリアフリー」推進事業
4	障害者虐待防止対策支援事業	17	身体障害者補助犬育成促進事業
5	障害者就業・生活支援センター事業	18	発達障害児者及び家族等支援事業
6	工賃向上計画支援等事業(※)【一部新規】	19	発達障害診断待機解消事業
7	障害者芸術・文化祭開催事業(※)	20	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業【拡充】
8	障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業	21	障害者ICTサポート総合推進事業
9	医療的ケア児等総合支援事業【一部新規】	22	意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業
10	強度行動障害支援者養成研修事業(基礎研修、実践研修)	24	聴覚障害児支援中核機能モデル事業(※)
11	障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業	25	地域における読書バリアフリー体制強化事業
12	成年後見制度普及啓発事業	26	地域生活支援事業の効果的な取組推進事業(※)
13	アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業		

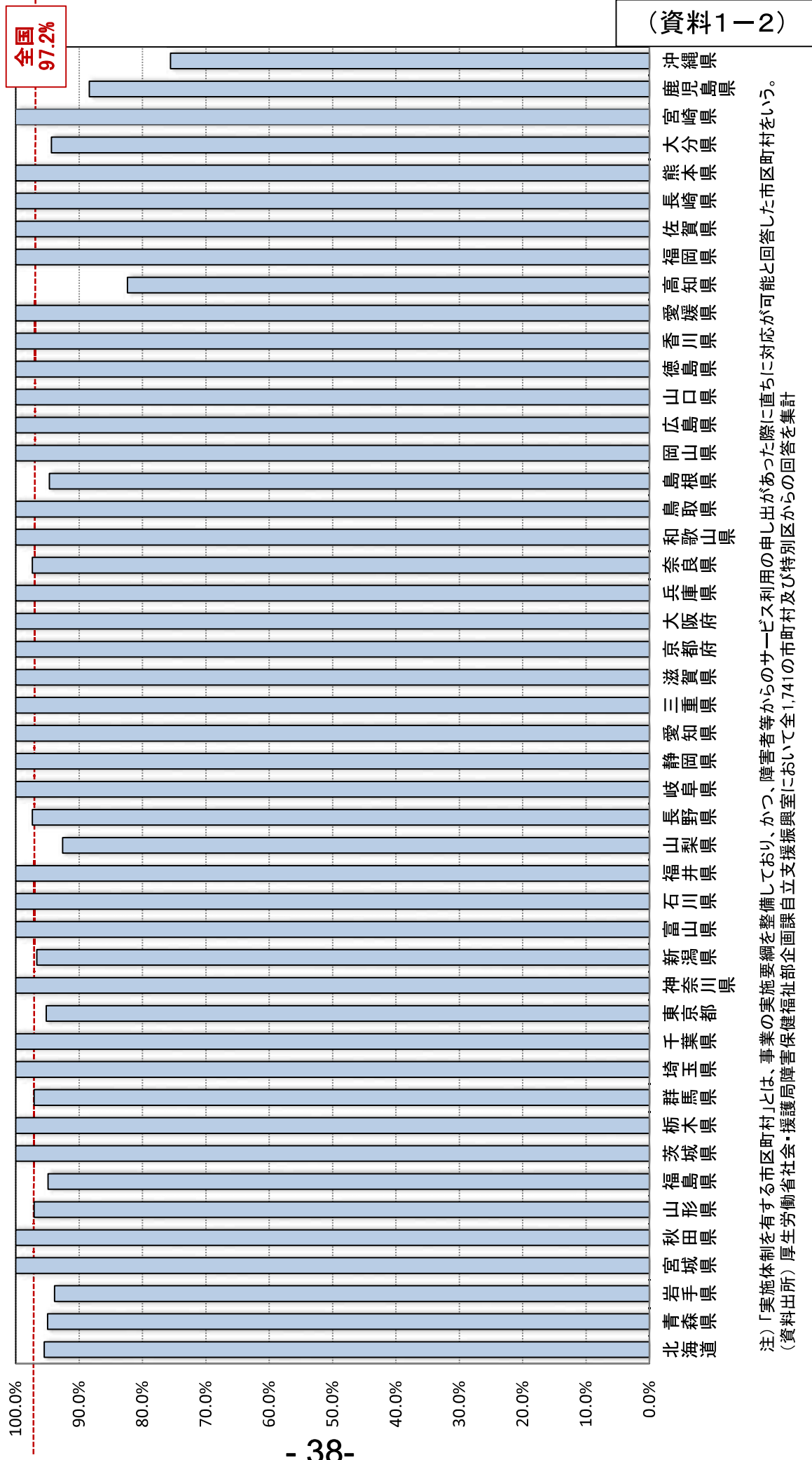
市町村事業

1	発達障害児者地域生活支援モデル事業	18	発達障害児者及び家族等支援事業
4	障害者虐待防止対策支援事業	23	重度訪問介護利用者の大学修学支援事業
9	医療的ケア児等総合支援事業	26	地域生活支援事業の効果的な取組推進事業(※)
12	成年後見制度普及啓発事業	27	雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業

(注) (※)の事業は定額(10/10相当)補助を含む。

移動支援事業の実施体制整備状況（令和2年度）

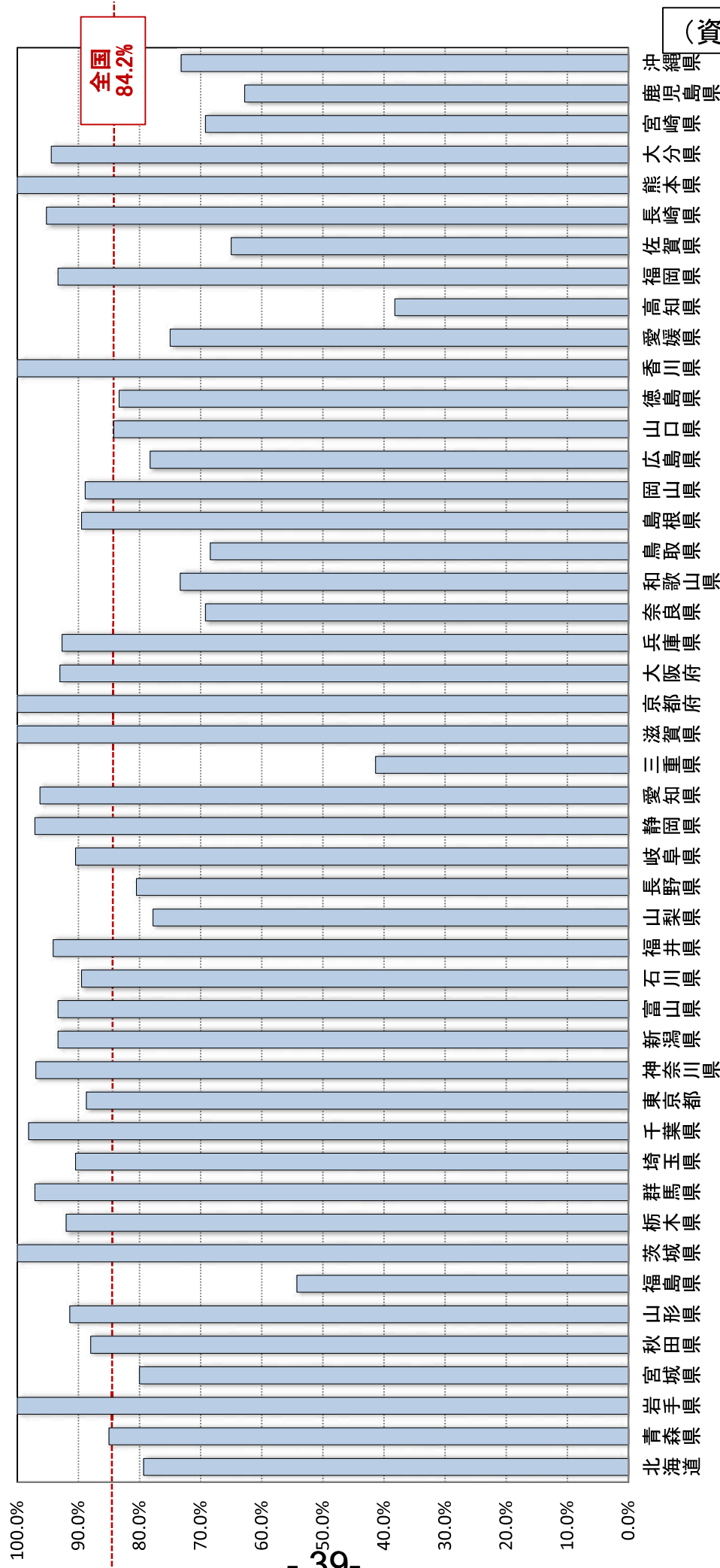
- 令和2年度末時点で移動支援事業の実施体制を有する市区町村の割合は全国で97.2%（1,692/1,741）。
- 都道府県ごとの状況については下グラフのとおり。



注)「実施体制を有する市区町村」とは、事業の実施要綱を整備しており、かつ、障害者等からのサービス利用の申し出があった際に直ちに対応が可能と回答した市区町村をいう。
(資料出所)厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室において全1,741の市町村及び特別区からの回答を集計

地域活動支援センターの実施体制整備状況（令和2年度）

- 令和2年度末時点で地域活動支援センターの実施体制を有する市区町村の割合は全国で84.2%（1,466/1,741）。
- 都道府県ごとの状況については下グラフのとおり。



（資料1－3）

注1) 「実施体制を有する市区町村」とは、事業の実施要綱を整備しており、かつ、障害者等からのサービスの利用の申し出があった際に直ちに対応が可能と回答した市区町村をいう。
 注2) 基礎的事業（交付税措置分）についての実施体制を集計している（地域生活支援事業費等補助金による「地域活動支援センター機能強化事業」の実施体制に限らない）。
 （資料出所）厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室において全1,741の市区町村及び特別区からの回答を集計

ユニバーサルデザイン2020 行動計画（抄）

（平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定）

Ⅱ. 「心のバリアフリー」

1. 考え方

ユニバーサルデザイン2020 行動計画で取り組む「心のバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことである。そのためには、一人一人が具体的な行動を起こし継続することが必要である。各人がこの「心のバリアフリー」を体現するためのポイントは以下の3点である。

- ①障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。
- ②障害のある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。
- ③自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

2. 具体的な取組

3) 地域における取組

共生社会を真の意味で実現していくためには、生活のあらゆる場面で、障害のある人もない人もお互いに「心のバリアフリー」を体現していかなくてはならない。そのためには、障害のある人が生活する地域において、そこに住む人々とのつながりを通じた、切れ目のないかつ持続可能な取組が展開される必要がある。また、その際には、障害には重複障害を含め、様々な種類や程度があることについても、理解が促進されるよう取組むことが必要である。また、地域における取組の実施に当たっては、障害のある人自身や障害者団体が主体的にかかわることが期待される。

（具体的施策）

- ①地域に根差した「心のバリアフリー」を広めるための取組

- 平成 28 年度以降、地方自治体、社会福祉協議会、障害者社会参加推進センター、障害のある人への支援等にかかわる社会福祉法人、NPO、地域に所在する学校、企業、町内会等とが連携し、地域の人々に「心のバリアフリー」を浸透させるための取組を行うよう、取組事例を地方自治体に対して周知・啓発する。〔厚生労働省等〕

5) 障害のある人による取組

共生社会に向けた「心のバリアフリー」の取組を加速させるためには、障害のある人自身やその家族が、「障害の社会モデル」を踏まえて自らの障害を理解し、社会的障壁を取り除く方法を相手に分かりやすく伝えることができる「コミュニケーションスキル」を身につけることが重要であり、そのために障害のある人自身やその家族を支援することも必要である。

（具体的施策）

- 障害者団体や障害のある人を支援する社会福祉法人等の障害者支援関係団体を中心として、障害のある人自身が上記のコミュニケーションスキルを身に付けるための取組を進める地方自治体を支援する。また、ピアサポート（障害のある人自身やその家族が悩みを共有することや情報交換のできる交流）などの取組を進める地方自治体を支援する。更に、平成29年度以降、この取組を広めていくために必要な周知啓発を障害者団体に対して行う。〔厚生労働省、内閣官房〕

（資料 1 - 4）

理解促進研修・啓発事業の取組事例

実施形式	具体的な事業内容
教室等開催	■ 地域の聴覚障害者協会及び手話サークルの会員等が講師となり、聴覚障害者のコミュニケーション方法、生活上の困りごと、簡単な手話を地域住民に伝える市民手話講習会を開催。 ■ 障害を理解し、日常でのちょっとした手助けができる市民を増やしていくため、テキスト・DVDを使ったサポーター養成研修を開催。 ■ 地域の小学校や公民館等を訪問し、障害当事者による講話、車椅子・点字・アイマスク等を使用した障害体験授業、手話等の実技指導などを行う出前講座を開催。 ■ 小学校における授業の一環として手話学習を行い、障害のある方とコミュニケーションをとる方法を児童自身が考える機会を創出。
事業所訪問	■ 近隣市町での合同開催による地域の障害福祉事業所の見学を行うツアーの開催。 ■ 小学生が就労サービス事業所を訪問し、施設内の見学や作業体験・障害に関するクイズを実施。
イベント開催	■ 障害のある方と障害のない方とのふれあいを通して相互理解を深めること等を目的としたイベントの開催。 ■ 障害のある児童と障害のない児童との交流を目的としたポニー、ウサギ、インコなどの動物とのふれあいイベントの開催。 ■ スポーツやゲーム形式により障害のある方の生活を体験できるようなコーナーを設けたイベントの開催。 ■ 月1回の頻度で、地域住民と障害のある方を招き、有志による音楽コンサート等を行うイベントの開催。
広報活動	■ 市と障害者団体が連携し市内のバリアフリーマップを作成し、市ホームページ・広報誌・FMラジオを活用した広報を実施。 ■ 市内の大型商業施設等で、障害のある方への理解を深めるリーフレットを障害福祉サービス事業所の利用者により配布。 ■ 視覚障害のある方が白杖を垂直に頭上に掲げて SOS を示す合図（白杖 SOS シグナル）を示した際に、周囲の地域住民による積極的な声掛けとサポートを促す「白杖 SOS シグナル運動」を展開しており、この運動に関するリーフレット等の作成・配布、パネルの作成・駅での掲出、市広報・ホームページ・情報誌・新聞・テレビ・ラジオを活用した広報活動などを実施。
その他の形式	■ 障害のある方の差別解消に関する啓発や、ヘルプマーク、ヘルプカードの作成・配布の実施。 ■ 多様な障害の特性、障害のある方が困っていること、障害のある方への必要な配慮などを理解して、日常生活において障害のある方が困っているときに、ちょっとした手助けをする「あいサポーター」を育成するため、講座・説明会を開催。 ■ 市民総合文化祭が開催されている会場のブースに、食料品や小物雑貨を製造・販売している複数の障害者施設が出店を設け、施設の活動状況等をパネル等で紹介。

※ これまでの地域生活支援事業費等補助金実績報告をもとにし、厚生労働省社会・援護局障害福祉部企画課自立支援振興室において作成

自発的活動支援事業の取組事例

実施形式	具体的な事業内容
ピアサポート (障害者等やその家族が互いの悩みを共有することや情報交換等を行う活動支援)	■ ピアカウンセリング講座として語らいの場を設定し、テーマをもとに参加者が語り合う等の活動を支援。 ■ 障害のある方が生活スキルの向上や社会活動等の計画を作るなどのグループ活動を支援。 ■ 障害のある方やその家族、地域住民が集い交流できる場を設置し、情報交換や悩みなどの共有などを行う活動を支援。
災害対策	■ 避難体験会・防災講演会を開催防災の手引き・福祉避難所の運営が円滑に行われるためのマニュアルの作成を実施。 ■ 災害時に備え障害のある方が取り組むべき内容や、災害時に地域住民に求められる取組に関するパンフレットを作成。 ■ 障害のある方から災害時に必要な支援に関する情報を聴き取り、災害時要援護者台帳を作成、併せて地域の機関・団体と連携し、見守りネットワークを構築。
孤立防止	■ 地域で生活している障害のある方の居宅を訪問し、日頃の状況の把握や地域や関係機関との関わりを創出するための活動を支援。 ■ 障害のある方の孤立化を防止するために行う訪問活動・学習活動を支援。
社会活動	■ 障害のある方が参加することを想定したお祭りなどの地域のイベントや地域住民との交流会を開催し、障害者等の社会活動を支援。 ■ 障害のある方やその家族と地域住民が一体となって取り組む活動を支援。 ■ 障害のある方自らが地域住民に対して行う、障害についての啓発活動を支援。 ■ 障害のある方がその家族等と協力しながら、公共施設や公園の清掃を行う活動を支援。
ボランティア活動	■ 障害のある方やその家族、またはそれを支えるボランティアが病気を正しく理解し、制度や社会資源を使えるようになることを目的とした家族・患者教室やボランティア育成講座を開催し、ボランティア活動を支援。 ■ 視覚障害のある方との交流活動や視覚障害のある方のために点訳、音訳、ガイドヘルプ、パソコン点訳を行うボランティアの入門講座を開催し、ボランティア活動を支援。 ■ 音訳のボランティア活動を実施する団体が、視覚障害のある方のために音訳CD等を作成し配布する活動や、その担い手確保のためのボランティア養成講座を開催する活動を支援。
その他の形式	■ 障害のある方の社会参加、地域との交流、外出意欲を促すため、障害のある方自身による物品販売などの自発的活動を地域住民に報告する活動を支援。 ■ 障害のある方が過疎地域等に出向き、当該地域における高齢者や生活困窮者の方の困りごとの手伝いや安否確認等を行うことで、地域でのコミュニティ構築や、障害のある方の働く機会を設ける。

※ これまでの地域生活支援事業費等補助金実績報告をもとにし、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室において作成

「心のバリアフリー」推進事業の取組事例

- 「心のバリアフリー推進事業」とは、障害福祉分野における様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互にコミュニケーションをとり支えあう取組である「心のバリアフリー」を広めるための取組を都道府県が実施する事業
- 令和３年度は４６都道府県で「心のバリアフリー」推進事業を実施。

心のバリアフリーを広めるための主な事業内容	
広報活動・メディア展開	■ 管内の障害のある方を対象としたアンケートを実施し、実際にあった困りごとや希望する配慮等をまとめた普及啓発用冊子の作成・配布 ■ 障害の特性や障害のある方との日常での接し方について、新聞広告、TVCM、リーフレット・ハンドブック、ポスターなど多様なメディアを活用した広報展開を実施
イベント開催等	■ 管内の商業施設で障害の疑似体験や障害のある方が作成した作品を展示するイベントを開催 ■ 障害のある方と地域住民とがともに参加するシンポジウムを開催 ■ 障害のある方やその家族を講師による講演、パリンピック出場者のトークイベント、ワークショップ等を実施するフォローアップを開催
【ヘルプマーク・ヘルプカードの作成・配布・普及】	
各種ツール等の普及啓発	■ <u>ヘルプマーク</u>（※１）・<u>ヘルプカード</u>（※２）の作成・配布 ※１ <u>ヘルプマーク</u> 義足や人工関節を使用している方・聴覚障害のある方・難病の方・妊娠初期の方など、外見からは容易に分からない方々が、援助や配慮を必要としていることを周囲に知らせることができるよう、東京都が作成し普及を図っているマーク ※２ <u>ヘルプカード</u> 東京都が作成したヘルプマークがデザインされた緊急連絡先や必要な支援・配慮を記載することのできる携帯用カード ■ <u>ヘルプマーク・ヘルプカード</u>に関する普及啓発ポスターやリーフレットを作成し、管内の交通機関等で掲示・配布
【あいサポート運動の推進】	
	■ <u>あいサポート運動</u>（※３）を実践する地域住民（あいサポーター）の養成、あいサポーター研修を実施できる地域住民（あいサポートメッセンジャー）の養成、あいサポート運動に取り組む企業等（あいサポート企業・団体）の認定等の取組を実施 ※３ <u>あいサポート運動</u> 鳥取県がはじめた、地域住民が多様な障害の理解に努め、障害のある方に温かく接し、障害のある方が困っているときに「ちよとした手助け」を行うことにより共生社会を目指す運動 ■ <u>あいサポート運動</u>推進のためのバッジなどの啓発資料の作成・配布

※ これまでの「心のバリアフリー」推進事業実施計画書をもとに、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室において作成

障害者に関するマークの一例

障害のある人に対応した施設、設備やルールなどの存在を示したり、障害のある人が支援を必要としていることを分かりやすく伝えるため、障害者に関する様々なマークがあります。これらは国際的に定められたものや、障害者団体等が独自に策定して普及を進めているものもあります。

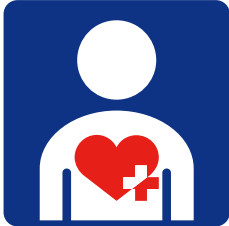
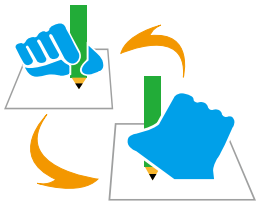
本ページは、各省庁・自治体・団体が作成・所管する障害者に関するマークの一例を紹介するものです。

※各マークは、以下に記載する各省庁・自治体・団体が作成・所管するものであり、お問い合わせ等は各マークの所管先へお願いします（いずれも内閣府が作成・所管するものではありません。）。

（順不同）

名 称	概 要 等	連 絡 先
障害者のための 国際シンボルマーク 	障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。 駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いします。 ※このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。	公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 TEL：03-5273-0601 FAX：03-5273-1523
盲人のための 国際シンボルマーク 	世界盲人連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。 このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いします。	社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 TEL：03-5291-7885
身体障害者標識 （身体障害者マーク） 	肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。	警察庁交通局交通企画課 TEL：03-3581-0141（代）
聴覚障害者標識 （聴覚障害者マーク） 	聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。	警察庁交通局交通企画課 TEL：03-3581-0141（代）

名 称	概 要 等	連 絡 先
ほじょ犬マーク 	身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。 身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」において、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設は、身体障害のある人が身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障害者差別に当たります。 補助犬はペットではありません。社会のマナーもきちんと訓練されているし、衛生面でもきちんと管理されています。 補助犬を同伴していても使用者への援助が必要な場合があります。使用者が困っている様子を見かけたら、積極的に声をかけをお願いします。	厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課 自立支援振興室 TEL：03-5253-1111（代） FAX：03-3503-1237
耳マーク 	聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークです。また、窓口等に掲示されている場合は、聴覚障害者へ配慮した対応ができることを表しています。 聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。 このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法等への配慮（口元を見せゆっくり、はっきり話す・筆談で対応する・呼ぶときは傍へ来て合図する・手話や身振りで表すなど）について御協力をお願いします。	一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体 連合会 TEL：03-3225-5600 FAX：03-3354-0046
ヒアリングループマーク 	「ヒアリングループマーク」は、補聴器や人工内耳に内蔵されているTコイルを使って利用できる施設・機器であることを表示するマークです。 このマークを施設・機器に掲示することにより、補聴器・人工内耳装用者に補聴援助システムがあることを知らしめ、利用を促すものです。	一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体 連合会 TEL：03-3225-5600 FAX：03-3354-0046
オストメイト用設備／ オストメイト 	オストメイトとは、がんなどで人工肛門・人工膀胱を造設している排泄機能に障害のある障害者のことをいいます。 このマーク（JIS Z8210）は、オストメイトの為の設備（オストメイト対応のトイレ）があること及びオストメイトであることを表しています。 このマークを見かけた場合には、身体内部に障害のある障害者であること及びその配慮されたトイレであることを御理解の上、御協力をお願いします。	公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団 TEL：03-3221-6673 FAX：03-3221-6674

名 称	概 要 等	連 絡 先
ハート・プラスマーク 	「身体内部に障害がある人」を表しています。 身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害がある方は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。 内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。 このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障害への配慮について御理解、御協力をお願いします。	特定非営利活動法人 ハート・プラスの会 TEL：080-4824-9928
「白杖SOSシグナル」 普及啓発シンボルマーク  (社会福祉法人日本視覚障害者団体連合推奨マーク)	白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。 白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをお願いします。 ※駅のホームや路上などで視覚に障害のある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖によりSOSのシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをお願いします。	岐阜市福祉部 福祉事務所障がい福祉課 TEL：058-214-2138 FAX：058-265-7613
ヘルプマーク 	義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです（JIS規格）。 ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。	東京都福祉保健局 障害者施策推進部 計画課社会参加推進担当 TEL：03-5320-4147
手話マーク 	耳が聞こえない人が手話でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、手話による対応ができるところが掲示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に着けるビブスなどに掲示することもできます。 耳が聞こえない人等がこのマークを提示した場合は「手話で対応をお願いします」の意味、窓口等が掲示している場合は「手話で対応します」等の意味になります。	一般財団法人 全日本ろうあ連盟 TEL：03-3268-8847 FAX：03-3267-3445
筆談マーク 	耳が聞こえない人、音声言語障害者、知的障害者や外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、筆談による対応ができるところが掲示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に着けるビブスなどに掲示することもできます。 耳が聞こえない人等がこのマークを提示した場合は「筆談で対応をお願いします」の意味、窓口等が掲示している場合は「筆談で対応します」等の意味になります。	一般財団法人 全日本ろうあ連盟 TEL：03-3268-8847 FAX：03-3267-3445

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 17 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

情報・コミュニケーション支援を必要とする障害者等に対する
新型コロナウイルス感染症の対応への配慮について

行政機関等における障害者等への配慮については、「障害を理由とする差別の
解消の推進に関する法律」等を踏まえ、福祉分野のみならず様々な分野において
合理的配慮の対応をいただいているところです。

視聴覚障害者等は、その障害特性から情報取得や他者とのコミュニケーション
が困難な状況であることから、新型コロナウイルス担当部局や視聴覚障害者
情報提供施設、地域の障害者団体等と連携を図り、以下の点について特段のご配
慮をお願いいたします。

- ① 視覚障害者については、相談に関する連絡先（電話番号等）の周知やホ
ームページ上の情報のテキストデータの提供 等
- ② 聴覚障害者等については、電話による相談ができない方もいることから、
電話以外に FAX 番号又はメールアドレスの周知や字幕映像の提供 等
（特に各都道府県市のホームページに掲載している「帰国者・接触者相談セ
ンター」の FAX 番号の掲示等）

【問合わせ先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室 塩野、長井
電話：03-3595-2097
FAX：03-3503-1237

事 務 連 絡
令和3年3月3日

各都道府県衛生主管部（局）御中
各都道府県障害保健福祉主管部（局）御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する合理的配慮の提供について

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（以下「新型コロナワクチン」という。）については、「「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」の改訂について」（令和3年2月16日健発0216第1号厚生労働省健康局長通知）において、接種体制の構築に向けた準備の参考となるよう、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施に関する手引き（第2.0版）」が示されたところですが、障害者に対し、新型コロナワクチンの円滑な接種が実施されるためには、障害特性に応じた合理的配慮の提供が必要と考えられます。

つきましては、下記のとおり、障害特性に応じた合理的配慮の提供に関する一例をお示ししますので、各々の障害特性を踏まえ適切な配慮が提供されるよう、衛生部局や障害保健福祉部局等において、引き続き連携を図っていただきますよう御協力をお願いするとともに、本事務連絡の内容を管内市区町村に周知いただくようお願いいたします。

なお、障害特性を踏まえた適切な配慮の提供に当たっては、視聴覚障害者情報提供施設等の地域の関係機関と連携を図っていただくよう、重ねてお願いいたします。

記

1 障害者に係る相談体制の確保や情報周知について

新型コロナワクチンに関する相談体制については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する相談体制の構築について」（令和3年2月17日付け事務連絡）において、自治体における相談体制の構築をお願いしているところですが、聴覚障害者等については電話により相談することが困難な場合もあることから、コー

ルセンター等の相談窓口では、電話以外にも、FAX やメール等による相談対応についても可能としていただくようお願いします。また、知的障害者や発達障害者等に対しては、専門的な用語や抽象的な言葉を用いず、平易な言葉で繰り返し説明する、分かりやすい絵カードや写真等を用いるなどの配慮をお願いします。

また、新型コロナワクチンに関する情報周知に関して、視覚障害者については、十分に情報を入手することが困難な場合もあることから、視覚障害者が郵送物の選別をするために、内容（「新型コロナウイルスの予防接種のご案内」等）及び発信元（自治体名等）を点字や拡大文字での表記を検討するようお願いします。これ以外にも、自治体のホームページ等において、視覚障害者向けテキストデータや、聴覚障害者向け字幕映像の提供等についても検討をお願いします。

2 接種時等における合理的配慮等について

新型コロナワクチンの接種を実施する医療機関や市区町村が設ける会場等においては、介助者や家族に対して丁寧な説明を行うとともに、可能な限り、

- ・ 聴覚障害者等向けにコミュニケーションボード等による案内
- ・ 視覚障害者等向けに放送や音声による案内
- ・ 知的障害者や発達障害者等に対する分かりやすい言葉や、絵カード・写真等を用いた丁寧な説明

等の障害特性を考慮した対応をお願いします。

加えて、障害者が新型コロナワクチンの接種を受けるに当たっては、接種会場において、公的な福祉サービスによる支援（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援、遠隔手話サービスを含めた意思疎通支援事業等）が円滑・柔軟に受けられるよう配慮をお願いします。

<参考>

「医療機関における障害者への合理的配慮 事例集」

（平成 29 年度障害者総合福祉推進事業）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000331883.pdf>

事 務 連 絡
令和 3 年 4 月 1 3 日

各都道府県及び市区町村 衛生主管部（局） 御中
各都道府県及び市区町村 障害保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

新型コロナウイルスワクチンに係る予防接種に関する障害者への接種について

障害者に対する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（以下「新型コロナウイルスワクチン」という。）については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する合理的配慮の提供について」（令和 3 年 3 月 3 日事務連絡）において、障害特性を踏まえた適切な配慮が提供されるよう、必要な事項をお示ししているところです。

今般、障害者に対する新型コロナウイルスワクチン接種が迅速かつ円滑に行うことができるよう、留意すべき事項を下記の通りお示ししますので、都道府県及び市町村（以下「市区町村等」という。）におかれては、それぞれの衛生部局や障害保健福祉部局において、この留意すべき事項を踏まえ、引き続き連携を図るとともに、医療関係団体や障害者関係団体等ともご協力いただきますよう、お願いいたします。

併せて、市区町村等におかれては、本事務連絡の内容を管内の関係団体に周知いただくようお願いいたします。

記

障害者が新型コロナウイルスワクチンの接種を受けるに当たっては、障害特性への配慮が必要であるほか、公的な福祉サービスによる支援が必要な場合などもあることから、必要な段取り等に要する期間も考慮の上、接種の意向や接種する場合の段取り等について、かかりつけ医等と相談しておくことが必要で

ある。

このため、市区町村等においては、接種対象者が接種可能となった段階で速やかに接種を受けられるようにするため、接種を行う場合の準備をあらかじめ進められるよう、障害者とかかりつけ医等が早めに相談することについて、関係団体等の協力も得ながら、周知を行うこと。

また、障害者に新型コロナウイルスワクチンを接種できるかかりつけ医等がない場合については、必要に応じ、市区町村等において医師会等の関係団体と連携のもと、実施可能な医療機関や市区町村が設ける会場等を紹介するなどの対応を行うこと。

高齢者である障害者、基礎疾患を有する障害者や基礎疾患を有しない障害者いずれの場合にあっても、それぞれの接種可能段階において円滑かつ迅速に接種が可能となるよう、市区町村等においてはきめ細かな相談や接種時等の障害特性に考慮した対応など合理的な配慮を行うこと。

なお、市区町村等における障害者からの相談に当たっては、別添「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する合理的配慮の提供について」等も参考としつつ、障害者が必要な情報を得ることができるよう、適切な対応を行うこと。

以上

事 務 連 絡
令和3年6月16日

各 $\left[\begin{array}{l} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right]$ 衛生主管部（局） 御中

各 $\left[\begin{array}{l} \text{都 道 府 県} \\ \text{指定都市} \\ \text{中核市} \end{array} \right]$ 障害保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

障害者に係る新型コロナウイルス感染症に対応した宿泊療養の運営について

新型コロナウイルス感染症については、地域の感染状況等に応じて、医師が入院の必要が無いと判断した無症状病原体保有者や軽症者については、宿泊療養施設において丁寧な健康観察を行うことができる場合には、都道府県等において、そのような取扱いとして差し支えない運用としています。

各都道府県等においては、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる障害者の方々に対して、宿泊療養（又は自宅療養）を実施する際には、障害特性に応じた合理的配慮の提供が必要となりますので、下記1のとおり、各々の障害特性を踏まえ適切な配慮が提供されるよう、衛生部局や障害保健福祉部局等において、連携を図っていただきますようお願いいたします。

聴覚障害者については、手話通訳者の同行等が困難な状況がある中で、定期的又は緊急時の電話等による健康状態の確認等が難しい面がありますが、下記2のとおり、宿泊療養における障害特性に応じた合理的配慮の提供例等をお示しするので、遠隔手話通訳や電話リレーサービスの活用、筆談などを組み合わせて活用するなど、地域の実情に応じ工夫した対応が行われるようお願いいたします。その際、タブレット（音声認識・筆談アプリ、遠隔会議アプリ等をダウンロード・利用する費用を含む）や機器については、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）等を活用し、宿泊療養等の適切な運営をお願いいたします。

1. 地域における宿泊療養等における障害特性に応じた合理的配慮の提供に係る対応の検討について

地域の特性、利用者、宿泊療養施設によって、活用できるサービスや機器は異なる点があることを踏まえ、まずは衛生部局や障害保健福祉部局等において、引き続き連携を図っていただくとともに、視聴覚障害者情報提供施設等の地域の関係機関と相談しながら、どのような対応が考えられるか検討していただくよう、お願いいたします。

その際、障害者が宿泊療養をするに当たっては安心して療養できる環境があることが前提となります。このため、健康状態の確認等においては、可能な限り、

- ・ 聴覚障害者等向けに宿泊施設に備えているタブレット等を用いた確認
- ・ 視覚障害者等向けに放送や音声による確認
- ・ 知的障害者や発達障害者等に対する分かりやすい言葉や、絵カード・写真等を用いた丁寧な確認

等の障害特性を考慮した対応をお願いいたします。

<参考>

「医療機関における障害者への合理的配慮 事例集」（平成 29 年度障害者総合福祉推進事業）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000331883.pdf>

なお、新型コロナウイルス感染症の陽性者については入院を原則としている地域もありますが、昨冬や今春の感染拡大時において、多くの地域で宿泊療養のみならず自宅療養となる方が多数生じていることを踏まえ、障害のある方で無症状・軽症であるような場合には、合理的配慮を行った上で宿泊療養を行うことが可能となるよう、予め準備・検討いただくよう、お願いいたします。

2. 宿泊療養における障害特性に応じた合理的配慮の提供例について

宿泊療養施設での配慮・対応を検討するに当たっては、地域や宿泊療養施設によって、活用できる外部サービスや機器が異なるため、様々なサービス等を組み合わせ活用していくことが求められます。

- 遠隔手話サービスについては、実施事業者等への事前予約を行ったうえで利用可能なサービスであり、聴覚障害者にとって馴染みのある手話通訳者が対応できる面があり、手話通訳者の感染リスクも減らせることができること。

- 電話リレーサービスについては、「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」に基づき、ご本人が事前に利用登録を行ったうえで、本年7月から全国的に利用可能なサービスであり、24時間・365日、緊急時の利用も（宿泊施設側から本人への連絡も）可能となること。
- 音声認識・筆談アプリを予め本人がダウンロードしている場合もあるが、本人用(貸し出し)・宿泊施設用のタブレットにダウンロードし、文字による健康確認を行うことも考えられること。

また、緊急時に、携帯電話やタブレットへの連絡にご本人が気付かない場合に備え、例えば振動・発光機能のある呼び出しベルを分かりやすい場所に配備したり、看護職員のいるフロアに入室していただいた上で警報ブザーにより本人からの緊急時のアラートを発信できるようにするなど、比較的身近な器具により一定の対応ができる場合もあります。また、一定の発話ができる方には、緊急時のアラートの伝え方を予め確認しておくことも考えられます。

このような様々なサービス等を組み合わせる中で、どのような対応が考えられるか、関係部局との連携、地域の関係機関との相談を行いながら、ご検討いただくことが重要になります。

事 務 連 絡
令和3年10月19日

各 { 都道府県 }
 { 市町村 }
 { 特別区 } 衛生主管部（局）御中
 障害保健福祉主管部（局）御中

厚生労働省健康局予防接種室
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する合理的配慮の提供の事例について
(情報提供)

新型コロナウイルス感染症への対応に日頃から格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

障害者に対する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する合理的配慮の提供について」（令和3年3月3日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室、社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡。以下「令和3年3月事務連絡」という。）において、障害特性に応じた合理的配慮の提供に関する一例をお示しするとともに、各々の障害特性を踏まえ適切な配慮が提供されるよう、衛生部局や障害保健福祉部局等において、連携を図っていただきますよう御協力をお願いしたところです。

今般、令和3年3月事務連絡の発出以降、実際に各自治体において実施された取組事例をお示ししますので、各地方公共団体の衛生部局や障害保健福祉部局におかれては、令和3年3月事務連絡でお示した例に加え、別添の取組も参考に、必要に応じて地域の関係団体とも連携しつつ、様々な障害特性に応じた合理的配慮の提供について、ご検討いただくようお願いいたします。

障害特性に応じた合理的配慮の提供に関する取組事例

1. 送付書類に関する工夫

秋田県	- 単身の視覚障害者又は同居人による郵送物の選別が困難な世帯に送付する封筒に「ワクチン接種券在中」と打たれた点字シールを貼付。 - 点字シールは県立点字図書館が作成。（無料） - 送付を希望する市町村は県障害福祉課を通して点字図書館に依頼。 - 点字シールは点字図書館から市町村へ直接送付。（無料）
福岡県 福岡市	視覚障害者から新型コロナワクチン接種コールセンター等を通じて相談があれば、接種券の封筒及び接種券に点字シールを貼り付けた上で送付。
山口県 宇部市	- 接種券発送の際、広報等、市の送付文書について、障害福祉課に点字・音声翻訳・拡大文字・音声コードの届出をしている方を対象に、点字・音声翻訳・拡大文字（音声コード付き）の説明書を同封。 - 接種会場において、手話等のコミュニケーション支援を行う支援スタッフを配置。

2. 接種予約の支援

愛知県 名古屋市	- 視聴覚障害者の方が円滑に接種の予約が行えるよう、専用の予約支援センターを設置。 - 令和3年7月の1か月間、集団接種の予約及び予約のキャンセルの代行、個別接種を実施している医療機関の案内を実施。
東京都 中野区	ワクチン接種を希望する視覚障害者の接種漏れを防ぐため、70歳以上の視覚障害者を対象に、接種券を送付したことの電話連絡を実施。さらに、必要な方には予約の支援を実施。

3. 接種会場における支援

兵庫県 明石市	・ 障害などにより不安感が強く、かかりつけ医や集団接種会場での接種が困難な人、また、その同居家族などの付添者を対象に、市立市民病院に専用接種会場を設置し、ワクチン接種を実施。必要に応じて、手話通訳や要約筆記ができる担当者を配置。 ・ 専用接種会場として、一般の外来患者がいない土日の診療時間外に接種を実施。
神奈川県 相模原市	・ 市立の障害者支援センターに、知的・精神障害者専用の臨時特設会場を設置。 ・ 知的・精神障害者への対応経験が豊富な医師、看護師や事務スタッフを配置し、1日当たりの接種人数に余裕を持たせることで、落ち着いて接種を受けることができる環境を構築。 ・ 障害福祉サービス事業所の利用者に対しては、接種前後の誘導や見守り等の支援を事業所職員と連携して実施。

4. 都道府県による市町村の取組促進

秋田県	県障害福祉課から各市町村に対し、以下を実施。 ・ 障害特性に応じた合理的配慮の提供のほか、事業所及び郡市医師会との連携、相談体制の整備、情報周知による早期かつ円滑な接種の実施について随時通知。 ・ 市町村の合理的配慮の取組事例を取りまとめ集計結果を横展開。 ・ 障害児者のワクチン接種状況（優先接種対象者の把握方法、ワクチン接種完了時期等）を取りまとめ、集計結果を横展開。
-----	---

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画【概要】

(読書バリアフリー基本計画)

本計画の位置付け

- ・視覚障害者等（＝視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備の推進を図るため、読書バリアフリー法（7条）に基づき、総務大臣・経済産業大臣等との協議を経て、文部科学大臣・厚生労働大臣が策定（対象期間：令和2～令和6年度）。
- ・関係者による「協議の場」（18条）として設置した関係者協議会からの意見聴取を踏まえて策定。
- ・本計画策定後も、引き続き関係者協議会を開催するとともに、定期的な施策の進捗状況等の把握、課題の解決に向けた取組を実施。

基本的な方針

1. アクセシブルな電子書籍等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供

- ・アクセシブルな電子書籍等（＝音声読み上げ対応の電子書籍、デিজィー図書、オーディオブック、テキストデータ等）について、市場で流通するものと、著作権法第37条に基づき障害者施設、図書館等により製作される電子書籍等を車の両輪として、その普及を図る。
- ・視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続きアクセシブルな書籍（＝点字図書、拡大図書等）を提供するための取組を推進する。

2. アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上

- ・公立図書館、点字図書館、大学及び高等専門学校・学校の附属図書館、学校図書館、国立国会図書館において各々の果たすべき役割に応じアクセシブルな書籍等を充実させる。
- ・アクセシブルな書籍等を全国の視覚障害者等に届ける仕組みとして図書館間の連携やネットワークを構築する。

3. 視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮

- ・読書環境の整備を進めるに当たり、視覚障害者等の個々のニーズに応じた適切な形態の書籍等を用意する。

施策の方向性

1. 視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等（9条関係）

- ・公立図書館等や国立国会図書館、点字図書館におけるアクセシブルな書籍等の充実
- ・各図書館の特性や利用者のニーズ等に応じた、円滑な利用のための支援の充実
- ・視覚障害者等のある児童生徒及び学生等が在籍する学校における読書環境の保障
- ・公立図書館等における障害者サービスの充実

2. インターネットを利用したサービスの提供体制の強化（10条関係）

- ・アクセシブルな書籍等の統合的な検索システムに係る十分な周知
- ・国立国会図書館やサビエ図書館のサービスの周知、サービス内容や提供体制等の検討
- ・サビエ図書館への会員加入の促進などサビエ図書館の安定的な運営に資する支援の推進

3. 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（11条関係）

- ・サビエ図書館における製作手順や仕様基準の作成支援
- ・特定書籍・特定電子書籍等（＝著作権法第37条により製作されるアクセシブルな書籍・電子書籍等）の製作ノウハウ共有等による製作の効率化
- ・製作者への電磁的記録の提供に関する課題や具体的方法について出版関係者との検討の場を設置

4. アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等（12条関係）

- ・ICT技術等の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進
- ・アクセシブルな電子書籍等の販売等に関する著作権者と出版者との契約に資する情報提供
- ・書籍購入者への電磁的記録の提供に関する課題や具体的方法について出版関係者との検討の場を設置
- ・民間電子書籍サービスの図書館への導入を支援

5. 外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備（13条関係）

- ・受入れ・提供機関の役割分担等による円滑な入手及び外国への提供の促進

6. 端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、ICTの習得支援（14条・15条関係）

- ・点字図書館等とICTサポートセンターの連携による端末機器等の情報の入手支援
- ・点字図書館と公立図書館の連携によるサビエ図書館等のICTを用いた利用方法に関する相談・習得支援、端末機器の貸出等の支援
- ・地方公共団体による端末機器等の給付の実施

7. アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端的技術等の研究開発の推進等（16条関係）

- ・研究開発やサービス提供者に対する資金面の支援及び開発成果の普及

8. 製作者人材・図書館サービス人材の育成等（17条関係）

- ・司書、司書教諭・学校司書、職員等の資質向上に資する研修等の実施
- ・点訳者・音訳者、アクセシブルな電子データ製作者等の計画的な人材の養成

(資料2-2)

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画の策定状況

調査対象：都道府県、指定都市、中核市（計127、回答率100%） 調査時点：令和3年2月1日現在

1. (1) 読書バリアフリー法に定められた計画の策定状況（努力義務）

回答	都道府県	指定都市	中核市	合計
1. 既に策定している	0	0	0	0
2. 現在策定作業中である	7 北海道、埼玉県、愛知県、大阪府、 鳥取県、徳島県、佐賀県	1	2 高松市、長崎市	10
3. 策定に向けて検討中である	19	7	15	41
4. 策定する予定はない（未定も含む）	21	12	43	76

(2) 読書バリアフリー法に定められた計画の策定期限【(1)で2.または3.と回答した場合】

回答	都道府県	指定都市	中核市	合計
1. 令和2年度	5	1	0	6
2. 令和3年度	6	1	3	10
3. 令和4年度	3	0	0	3
4. 令和5年度以降	2	1	2	5
5. 具体的な時期は未定である	10	5	12	27

2. (1) 連絡会等の開催状況

回答	都道府県	指定都市	中核市	合計
1. 既に開催している	13	3	0	16
2. 開催に向けて準備・検討中である	16	6	8	30
3. 開催する予定はない（未定も含む）	18	11	52	81

(2) 連絡会等の開催時期【(1)で2.と回答した場合】

回答	都道府県	指定都市	中核市	合計
1. 令和2年度	1	1	1	3
2. 令和3年度以降	10	0	3	13
3. 具体的な開催時期は未定である	5	5	4	14

3. (1) 外部の関係者を含めた会議の開催状況

回答	都道府県	指定都市	中核市	合計
1. 既に開催している	5	2	0	7
2. 開催に向けて準備・検討中である	15	5	8	28
3. 開催する予定はない（未定も含む）	27	13	52	92

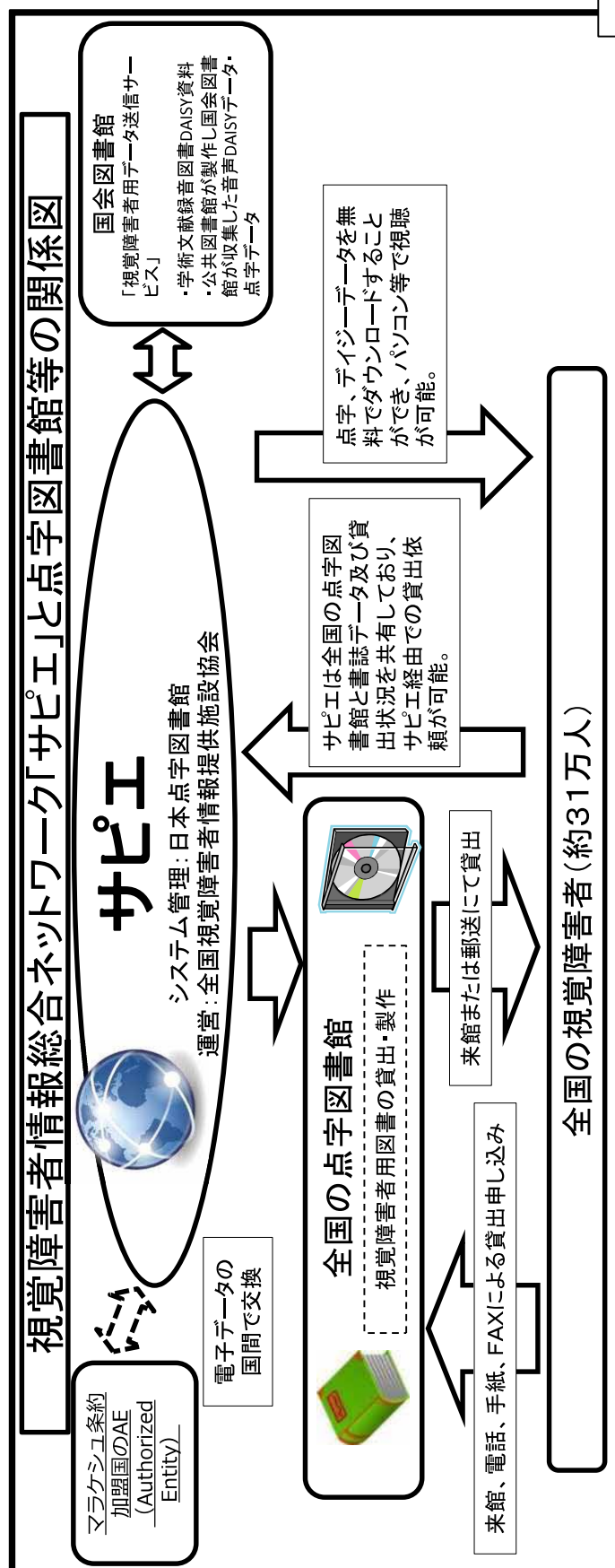
(2) 外部の関係者を含めた会議の開催時期【(1)で2.と回答した場合】

回答	都道府県	指定都市	中核市	合計
1. 令和2年度	1	0	0	1
2. 令和3年度	6	1	5	12
3. 令和4年度	2	0	0	2
4. 令和5年度以降	1	0	1	2
5. 具体的な時期は未定である	5	4	2	11

※ 各地方公共団体からの調査回答をもとに、文部科学省 総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全障害者学習支援推進室、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室において作成。

視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」

- 「サピエ」は、視覚障害者及び視覚による表現の認識に障害のある者に対して点字、デジデータ(音声、テキストを利用したデータ)の情報を提供するITネットワークであり、日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営を行っている。
- 国は事業に要する経費の一部を助成している。(令和4年度予算(案):1.2億円)



(資料2-4)

「サピエ」は、インターネットを通して、全国の視覚障害者等、ボランティア、情報提供施設・団体をつなぐ「知識」(Sapientia サピエティア = ラテン語)の広場。全国の会員施設・団体が製作または所蔵する資料の目録ならびに点字・音声図書出版目録からなる、点字図書や録音図書の全国最大の書誌データベース(約77万件)として広く活用されている。23万タイトルの点字データを保有し、10万タイトルの音声デジデータのダウンロードやストリーミングが可能であり、個人会員はこの点字・デジデータを全国どこからでも、あるいは海外にいてもダウンロードが可能で、読みたい本を自由に選べ、直接入手でき、視覚障害者等の読書の自由が広がっている。

(「サピエ」視覚障害者情報総合ネットワークHPから)(一部数値は更新)

1. 本事業を実施したきっかけ

徳島県では、読書バリアフリー法第8条第2項に基づき、公共図書館、障がい福祉関係者などで構成する「徳島県読書バリアフリー推進協議会」において、本県の視覚障がい者等の読書環境について、課題や今後の施策について協議を行い、令和3年7月に「徳島県読書バリアフリー推進計画」を策定した。なお、本県では「徳島県読書活動の推進に関する条例（平成29年制定）」における「全ての県民が読書活動を容易に行うことができるよう、積極的に環境の整備が推進されなければならない」との理念に基づき、読書活動の推進に取り組んでおり、視覚障がい者等の読書環境の整備についても早急に進めていく必要があると考え、本事業を開始した。

2. 本県の現状と課題

- ・公共図書館等職員が、読書や図書館利用が困難な障がいへの理解及び障がいの特性に応じたアクセシブルな書籍等についての知識が十分でなく、公共図書館等における障がい者サービスが充実していない。
- ・視覚障がい者等（特に発達障がい、上肢障がい等）で、読書支援機器やサピエ図書館等のサービスの利用方法について十分周知できていない。
- ・アクセシブルな書籍の製作人材（ボランティア）が高齢化しており、若年者の人材育成が必要。

事業名：点字図書館と公共図書館等の連携強化

1. 概要

視覚障がい者等が、身近な地域の図書館を利用しやすい環境づくりを図るため、点字図書館や公共図書館等の連携体制を構築するとともに、視覚障がい者等の読書支援に係る研修を実施し、読書バリアフリー推進体制を整備する。

2. 実施内容

○公共図書館職員等を対象とした研修会の実施

点字図書館（徳島県立障がい者交流プラザ・視聴覚障がい者支援センター）において、デイジー図書再生機器の操作方法及びサピエ図書館のサービス等について学ぶ研修会を令和3年11月18日に開催。令和4年2月4日に第2回目の研修会を開催し、県内外の公共図書館における障がい者サービスの取組を学ぶとともに、意見交換を実施。

○連絡調整会議の開催

公共図書館職員研修の内容や、今後の取組について連携強化を図るため、県教育委員会、点字図書館、県立図書館、県立図書館による連絡調整会議を令和3年10月15日に開催。



3. 事業により得られた成果

本事業の実施を通して、点字図書館と公共図書館のそれぞれの取組や課題について情報を共有し、連携体制の整備が図られた。

事業名：その他読書バリアフリー体制の強化に資する取組

1. 概要

視覚障がい者等が図書館を利用しやすい体制づくりとともに、将来の製作人材となる若年者を対象にし、高等学校において製作体験研修を実施。

2. 実施内容

○読書支援機器利用促進のための取組

点字図書館内にデイジー図書再生機器等を整備。公共図書館等職員に対する操作研修及び公共図書館等への貸出により、視覚障がい者等の読書機会拡充につなげる。

○高等学校におけるデイジー図書製作体験の実施

点字図書館の協力のもと、高等学校の生徒がデイジー図書の製作に必要な知識と技術を学ぶ。製作したデイジー図書は、公共図書館等において活用するとともに、製作の状況を収録した動画を作成し、広く高等学校等へPRすることで、将来の製作人材育成につなげる。

※今年度モデル校1校（高校放送部の生徒5名参加）、全9回実施



3. 事業により得られた成果

デイジー図書再生機器の貸出を契機に、公共図書館におけるバリアフリー図書の展示や体験ブースの設置など、障がい者サービス充実に向けた取組が始まった。また、高等学校における製作体験では、協力いただいた生徒及び指導する製作ボランティア双方の活動のスキルアップにつながっている。

事業名：その他読書バリアフリー体制の強化に資する取組（図書館サービスの人材育成）

1. 概要

アクセシブルな書籍等を、利用者に円滑に利用していただくため、司書等を対象とした研修及び養成講座において、視覚障がい者等に対する図書館サービスについて、資質の向上を図る

2. 実施内容

香川県視覚障がい者福祉センターが行っている点訳講座に司書6名が参加した。点訳作成等の制作基準や制作方法について、研修で学んだことを、今後、コーディネーターとして、職員やボランティアに知識を広め、また、サービス内容の周知に努める。

3. 事業により得られた成果

講座は3年間あり、今年度も目標は、身近にある点字が読めるようになること、デジタル作成時などにタイトルだけでも点字で書けるようになることで、ほぼ達成できた。今後館内研修などで、他の職員にも教え、さらに技術の向上をめざしたい。

事業名：その他読書バリアフリー体制の強化に資する取組（視覚障がい者等による図書館の利用に関する体制の整備等）

1. 概要

- ・アクセシブルな書籍等の充実
- ・りんごの棚の設置

2. 実施内容

- ・視覚障がい者のニーズを十分に把握し、点字図書や録音図書、LLブック、拡大図書などのアクセシブルな書籍等を収集する。
- ・中央図書館と夢みらい図書館に点字絵本やLLブックなどを収集したりりんごの棚を設置し、さまざまな障がいのある子どもたちが図書館を利用しやすい環境を整備した。
- ・DAISY再生機器等の購入

3. 事業により得られた成果

新たに大活字本約150冊、LLブック17冊、点字付き絵本約20冊、布絵本5冊、オーディオブック約20点購入し、アクセシブルな資料の充実を図った。

- ・りんごの棚は7月以降約340冊貸出があった。

事業名：その他読書バリアフリー体制の強化に資する取組（インターネットを利用したサービスの提供体制の強化）

1. 概要

国立国会図書館やサピエ図書館のサービスについての周知や盲学校等との連携により、より多くの視覚障がい者が利用できるような環境の整備を進める。

2. 実施内容

- ・令和3年7月に国立国会図書館、サピエ図書館に加入し、デジジ図書館等の閲覧提供、ダウンロードによる貸出しサービスを行った。
- ・サピエ図書館等について、盲学校に周知、利用促進に行った
- ・11年に当館で実施した読書まつりで、一般の利用者にも、これらの利用方法について周知を図った。

3. 事業により得られた成果

- ・サピエ図書館に1名の利用登録があった。
- ・サピエ図書館からダウンロードしたデジジ図書館の貸し出しを行った。

事業名：視覚障害以外の障害者に対する利用促進に対する支援

1. 令和3年度事業の概要

視覚障がい者等向けに、ICT機器の使用等に関する研修を実施する。

また、発達障がい等の当事者、支援者向けにマルチメディアデジジの使用等に関する研修を実施する。

2. 実施内容

（社福）鳥取県ライthouse 点字図書館に委託し、研修を実施。

○県内3地区で、公共図書館職員、ボランティア等の支援者を対象としたデジジ録音図書再生機（プレクストーク）の使い方講習会を実施

参加者：公共図書館等7館15名、ボランティア13名

○発達障がい関係団体とのマルチメディアデジジ等の利用に関する意見交換やデモプレイの実施（県内7団体と実施）

○当事者向けの研修や関係団体等における視聴会等を12月～3月にかけて引き続き実施

3. 事業により得られた成果

○研修に参加した公共図書館からデジジ再生機の貸出申請がある等、支援機器の周知につながった。

○今まで視覚障がい者との繋がりが中心だった点字図書館について、公共図書館や活字での読書が困難な方や関係団体との繋がりができた。

事業名：地域における図書等の点字・音声・テキストデータ化ができる人材養成の強化

1. 令和3年度事業の概要

点訳・音訳ボランティア活動に従事している者を対象に、点訳・音訳技術向上のため、外部から講師を招聘し、スキルアップ講座を開催する。

2. 実施内容

（社福）鳥取県ライthouse 点字図書館に委託し、講習会を実施。

○中国・四国点字図書館 点字・音訳ボランティア講習会（オンライン）への参加

7月8日開催：参加者 38名

○音訳スキルアップ講習会を1月12日、13日、14日に、点訳スキルアップ講習会を2月20日に開催

3. 事業により得られた成果

○点訳・音訳図書を制作する人材のスキルアップが図られ、今後の点訳・音訳図書の制作スピードアップや質の向上が期待できる。

事 務 連 絡
令和 3 年 9 月 6 日

各 都道府県 障害福祉主管課 御中
市区町村

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室

電話リレーサービスに関する周知広報及び聴覚障害者等
職員向け電話リレーサービス法人利用登録について

障害保健福祉行政の推進につきましては、平素から格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

公共インフラとしての電話リレーサービスが令和 3 年 7 月 1 日から開始されたところです。電話リレーサービスに関する周知広報等については、これまで、「電話リレーサービスに関する周知広報等について」(別紙 1)によりお示ししたところですが、今般、この内容について改めて周知させていただきます。

電話リレーサービスの利用が社会的に普及し、多くの聴覚障害者等にご利用いただくためには、制度、登録方法、利用方法等を周知広報いただくことが特に重要です。別紙 1 の内容につき参照いただき、積極的な周知広報のご対応をお願いいたします。

さらに、各自治体に勤務される聴覚障害等を有する職員については、自治体が法人として電話リレーサービスの利用登録を行うことにより、業務連絡などの場面でも電話リレーサービスの活用が可能となります。具体的な方法については、電話リレーサービス提供機関である一般財団法人日本財団電話リレーサービスからのご案内(別紙 2)を参照ください。

電話リレーサービスは、聴覚障害者等の自立した日常生活、社会生活の確保に寄与し、さらに、緊急通報を利用できる重要な役割を担っているため、電話リレーサービスの制度等が必要としている聴覚障害者等に行き届くよう、ご配慮をお願いいたします。

総基事第 95 号
障企自発 0402 第 1 号
令和 3 年 4 月 2 日

都道府県
各 指定都市 障害福祉主管課 御中
中核市

総務省総合通信基盤局電気通信事業部
事業政策課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室長

電話リレーサービスに関する周知広報等について

平素より情報通信行政にご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

聴覚や発話に障害のある方が手話通訳オペレータ等を介して電話をかけることにより通話の相手方との意思疎通を可能とする電話リレーサービスの提供に関して、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和 2 年法律第 53 号）が昨年 12 月 1 日に施行されました。同法の施行後、総務大臣は、令和 3 年 1 月 13 日に、電話リレーサービスを提供する業務を行う「電話リレーサービス提供機関」として一般財団法人日本電話リレーサービスを、電話リレーサービス提供機関に対して電話リレーサービス提供業務の費用に充てる交付金を交付する業務を行う「電話リレーサービス支援機関」として一般社団法人電気通信事業者協会を、それぞれ指定しました。

電話リレーサービス提供機関の令和 3 年度事業計画では、令和 3 年 7 月 1 日から公共インフラとしての電話リレーサービスの提供を開始することとされています。また、電話リレーサービス支援機関の令和 3 年度事業計画では、令和 3 年度半ばから交付金の交付及び負担金の徴収に係る運用を開始することとされています。

電話リレーサービスの普及のためには、広く国民に電話リレーサービスの制度が認知されるときともに、聴覚障害者等に電話リレーサービスの存在、登録方法や利用方法等が認知されることが必要です。

つきましては、貴自治体におかれましては、下記について、周知にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

（なお、各都道府県総務窓口あてに、電話リレーサービスに関する理解の促進等の周知広報の通知を発出しているのでご了知ください。）

記

1 電話リレーサービスに対する各市区町村、情報提供施設への周知依頼

電話リレーサービスの利用が社会的に普及し、多くの聴覚障害者等の方にご利用いただくためには、電話リレーサービスの制度、登録方法、利用方法等を認知いただき、その利便性等を理解いただくことが必要です。

このため、本通知について、貴自治体内の聴覚障害者情報提供施設、関係団体、各市区町村（都道府県のみ）等に対して、周知頂くようお願いいたします。

2 電話リレーサービスに関する地域の聴覚障害者等への周知広報

電話リレーサービスの利用が社会的に普及し、多くの聴覚障害者等の方にご利用いただくためには、電話リレーサービスの制度、登録方法、利用方法等を認知いただき、その利便性等を理解いただくことが必要です。

このため、地域における聴覚障害者等に対して、聴覚障害者情報提供施設や関係団体等と連携の上、パンフレットの配布、ホームページでの広報等を通じた、電話リレーサービスの制度等に関する積極的な周知広報のご対応をお願いいたします。

また、電話リレーサービスに関するパンフレットを送付するので、聴覚障害者対応窓口等へ設置・配布するようにお願いいたします。

別途、電話リレーサービスに関するポスターを配布予定（5月頃）であり、当該ポスターを、電話リレーサービスの提供が開始される7月の前後2ヶ月程度、集中的に対応窓口近くに貼付するなど、積極的な周知広報のご対応をお願いいたします。

3 電話リレーサービスに関する問合せ対応

各地域における聴覚障害者等から、電話リレーサービスに関する問合せや登録希望等があった場合には、電話リレーサービス提供機関をご紹介いただくなどのご対応をお願いいたします。

【問合せ先】

電話リレーサービス提供機関（一般財団法人 日本財団電話リレーサービス）

電話番号：03-6275-0910

F A X ：03-6275-0913

メール ：info@nftrs.or.jp

<https://nftrs.or.jp/>

令和 3 年 9 月吉日

都道府県知事・市区町村長 各位

総務大臣指定 電話リレーサービス提供機関
一般財団法人 日本財団電話リレーサービス

聴覚障害者等職員向け電話リレーサービス法人利用登録について（ご案内）

電話リレーサービスとは、聴覚障害者や発話困難者（以下、聴覚障害者等）と、聴覚障害者等以外の人（きこえる人）との会話を通訳オペレータが「手話」または「文字」と「音声」を通訳することにより、電話で即時双方向につながるができるサービスで、令和 3 年 7 月 1 日より公的インフラとしてサービス開始しました。24 時間・365 日、双方向での利用、緊急通報機関への連絡も可能です。

「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和 2 年法律第 53 号）」に基づき、総務大臣より指定を受けて一般財団法人日本財団電話リレーサービスが運用しております。

登録できる方は、聴覚・言語機能・音声機能に障害のある方で、音声電話の利用が困難な方となっております。また、電話リレーサービスは、生活場面での電話連絡のほか、業務連絡などの場面でもご活用いただけます。

つきましては、各都道府県・市町村職員の中で、電話リレーサービスが必要な職員についてもご活用をお願いしたく、聴覚障害者等職員向けに法人としての利用登録のご検討をお願いします。

ご不明な点等ございましたら、下記お問い合わせまでご連絡願います。

【登録方法】※郵送に限ります。

<https://nftrs.or.jp/register/>

上記 URL ページ、QR コード内の「郵送での登録」をご参照いただき、必要書類にご記入のうえ、郵送にてお申込み願います。



【問合せ先】

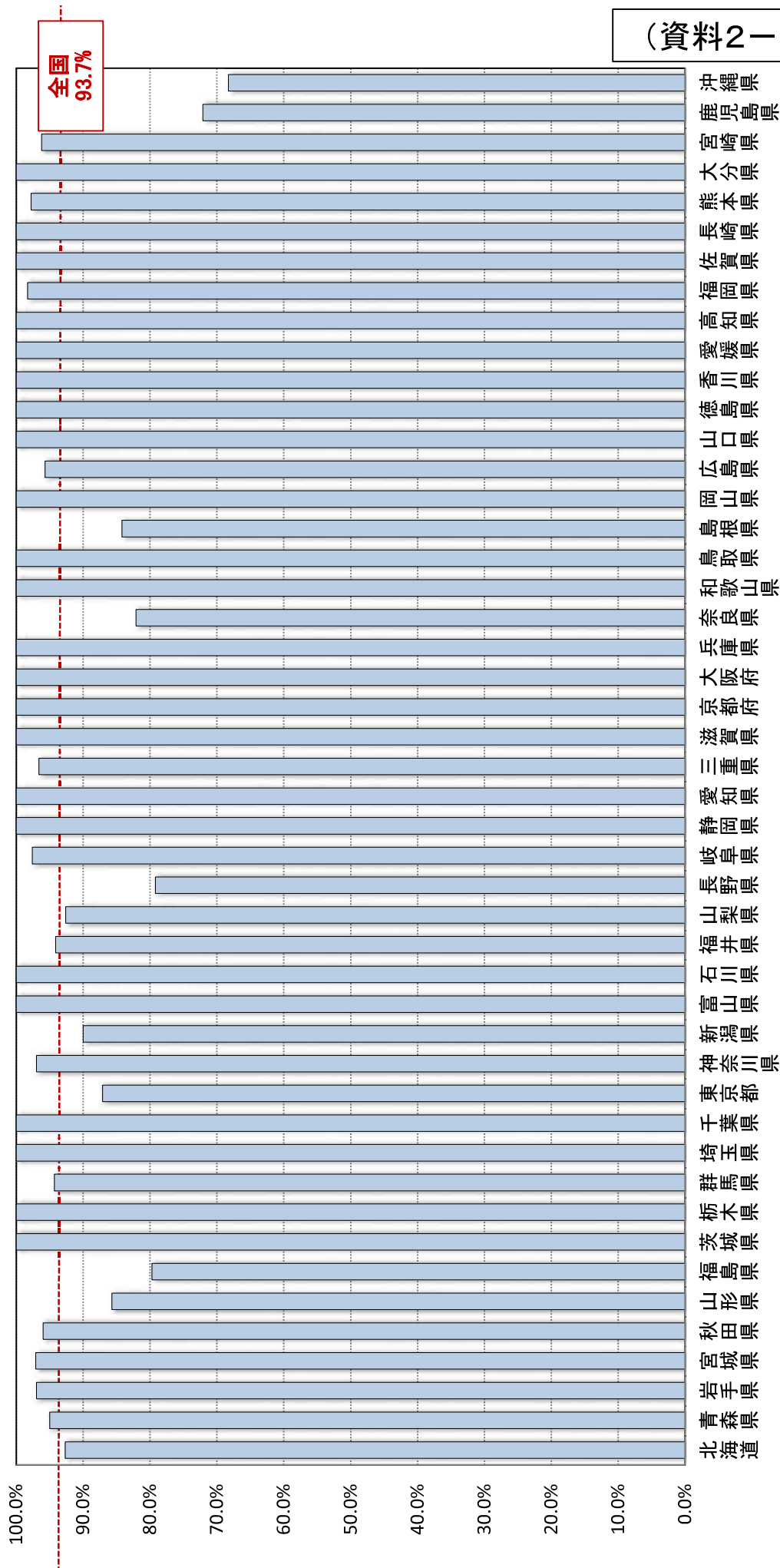
総務大臣指定 電話リレーサービス提供機関
（一財）日本財団電話リレーサービス カスタマーセンター
電話 03—6275—0912

※メールでのお問い合わせは、ホームページの「お問い合わせ」フォームよりお願いします。

※手話・文字チャットでの相談窓口もあります（9 時 30 分～18 時。年末年始は休み）

意思疎通支援事業の実施体制整備状況（令和2年度）

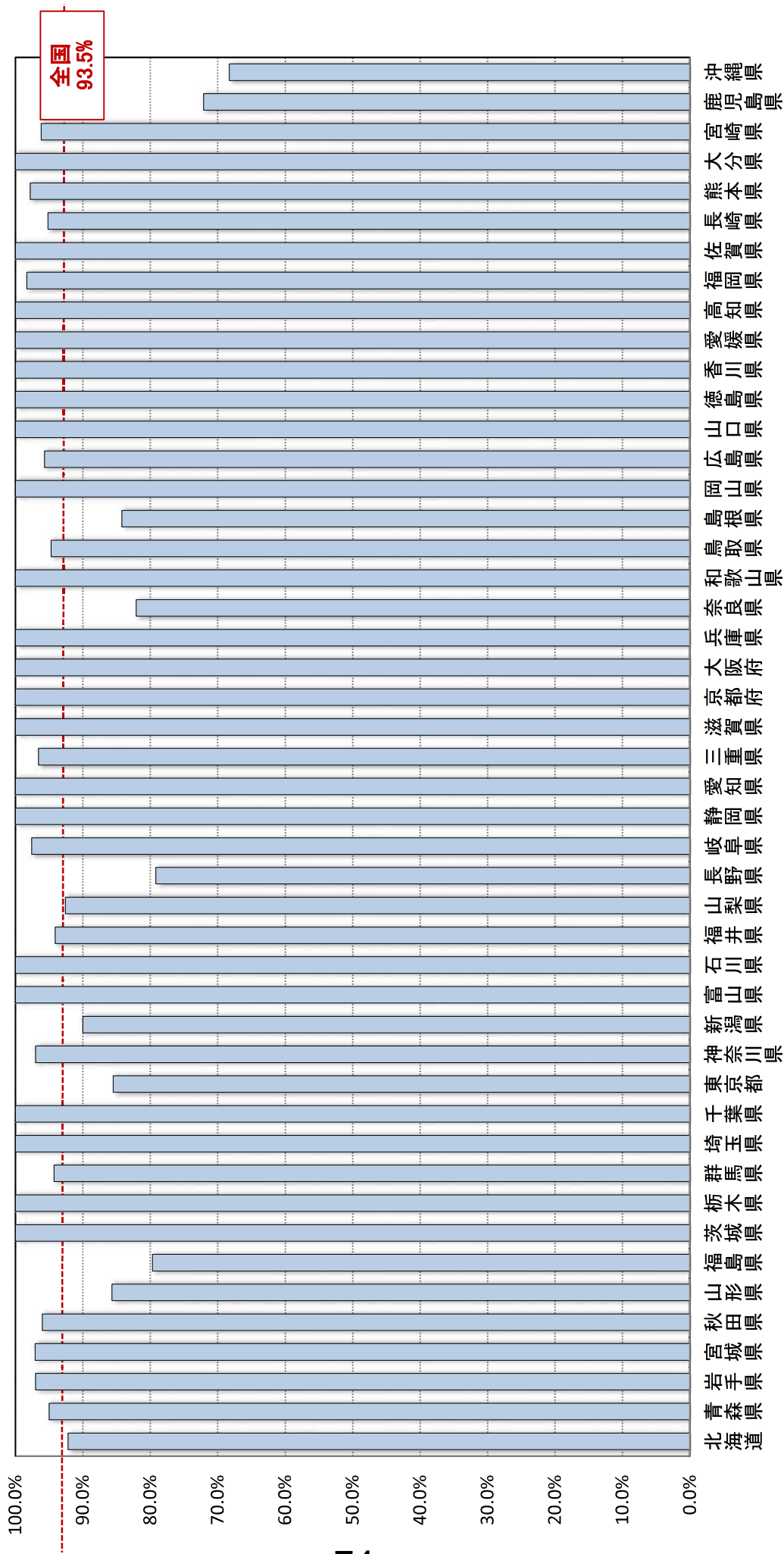
- 令和2年度末時点で意思疎通支援事業の実施体制を有する市区町村の割合は全国で93.7%（1,631/1,741）。
- 都道府県ごとの状況については下グラフのとおり。



注）「実施体制を有する市区町村」とは、事業の実施要綱を整備しており、かつ、障害者等からのサービス利用の申し出があった際に直ちに対応が可能と回答した市区町村をいう。
（資料出所）厚生労働省障害福祉部企画課自立支援振興室において全1,741の市町村及び特別区からの回答を集計

(内訳1) 手話通訳者派遣事業の実施体制整備状況(令和2年度)

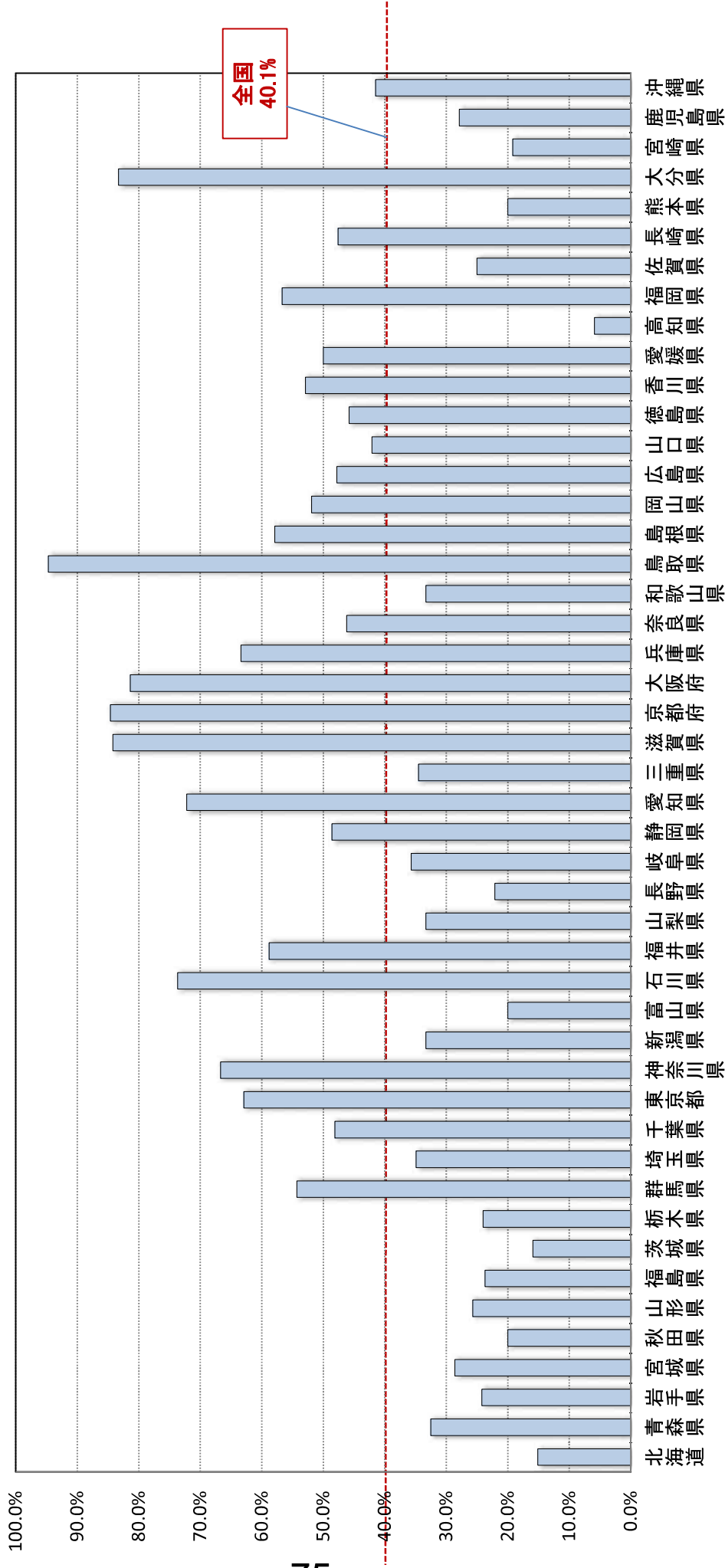
- 令和2年度末時点で手話通訳者派遣事業の実施体制を有する市区町村の割合は全国で93.5%(1,628/1,741)。
- 都道府県ごとの状況については下グラフのとおり。



注)「実施体制を有する市区町村」とは、事業の実施要綱を整備しており、かつ、障害者等からのサービス利用の申し出があった際に直ちに対応が可能と回答した市区町村をいう。
(資料出所)厚生労働省障害福祉部企画課自立支援振興室において全1,741の市町村及び特別区からの回答を集計

(内訳2) 手話通訳者設置事業の実施体制整備状況(令和2年度)

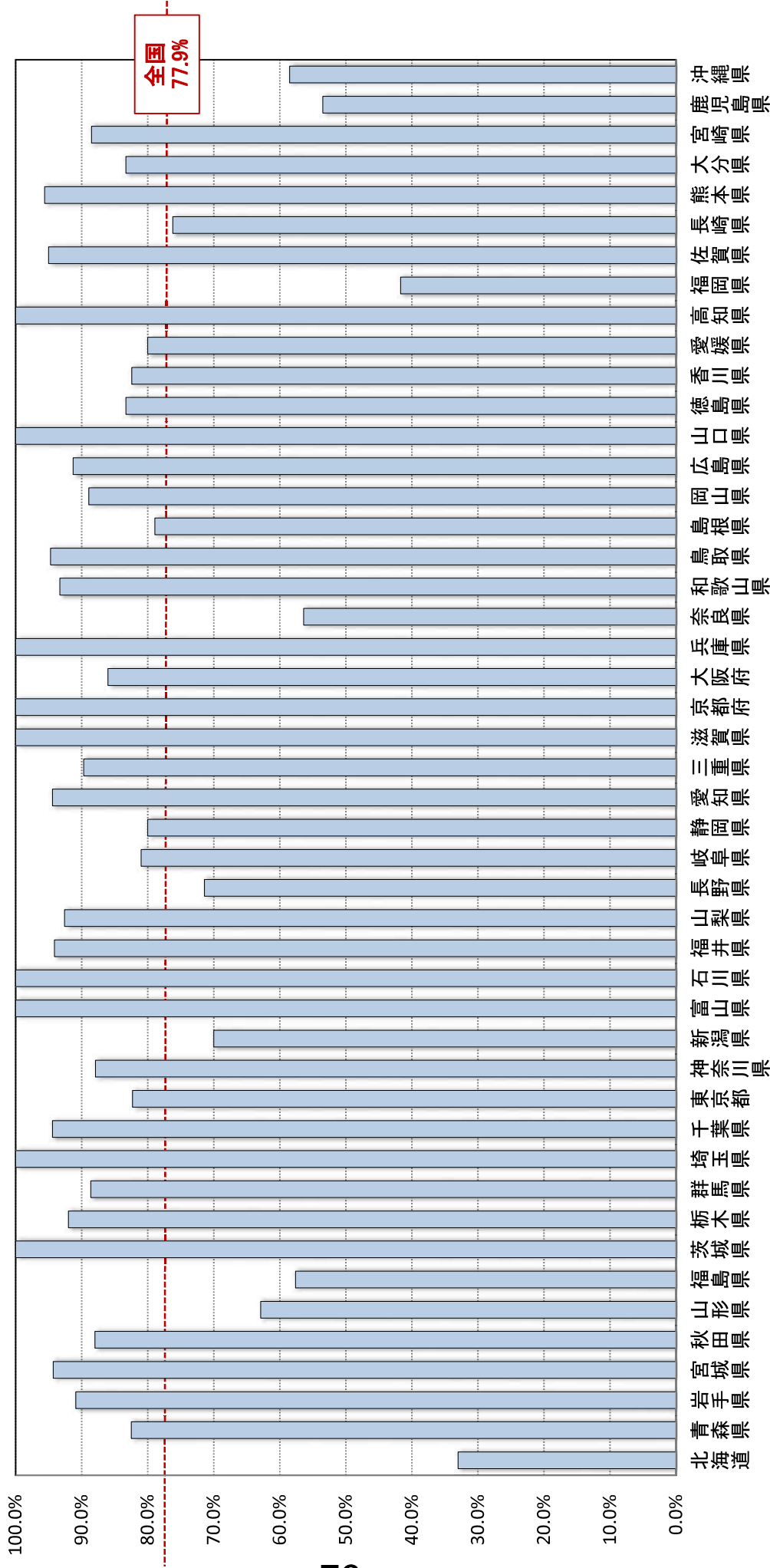
- 令和2年度末時点で手話通訳者設置事業の実施体制を有する市区町村の割合は全国で40.1%(699/1,741)。
- 都道府県ごとの状況については下グラフのとおり。



(注)「実施体制を有する市区町村」とは、事業の実施要綱を整備しており、かつ、障害者等からのサービスの利用の申し出があった際に直ちに対応が可能と回答した市区町村をいう。
(資料出所)厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室において全1,741の市町村及び特別区からの回答を集計

(内訳3) 要約筆記者派遣事業の実施体制整備状況(令和2年度)

- 令和2年度末時点で要約筆記者派遣事業の実施体制を有する市区町村の割合は全国で77.9%(1,357/1,741)。
- 都道府県ごとの状況については下グラフのとおり。



注)「実施体制を有する市区町村」とは、事業の実施要綱を整備しており、かつ、障害者等からのサービス利用の申し出があった際に直ちにに対応が可能と回答した市区町村をいう。
(資料出所)厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室において全1,741の市町村及び特別区からの回答を集計

盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の実施状況について
(令和二年度末時点)

	都道府県	派遣対象 盲ろう者数	通訳・介助員数	介助員に対する 手当額	利用時間の上限
1	北海道	2	115	1,500円/時	有 (240時間/年)
2	青森県	6	27	2,500円/時	無
3	岩手県	9	181	1,480円/時	無
4	宮城県	7	118	1,500円/時	有 (240時間/年)
5	秋田県	6	27	2,000円/時	無
6	山形県	11	70	1,500円/時	無
7	福島県	12	89	1,200円/時	無
8	茨城県	10	52	1,670円/時	有 (180時間/年)
9	栃木県	15	151	1,700円/時	有 (240時間/年)
10	群馬県	5	48	1,660円/時	有 (240時間/年)
11	埼玉県	41	101	1,470円/時	有 (400時間/年)
12	千葉県	37	161	1,660円/時	無
13	東京都	142	513	1,800円/時	有 (登録者全体で54,600時間/年)
14	神奈川県	55	379	1,550円/時	有 (80時間/月)
15	新潟県	27	127	1,300円/時	有 (240時間/年)
16	富山県	2	51	1,650円/時	無
17	石川県	3	106	1,910円/時	無
18	福井県	19	64	1,670円/時	有 (240時間/年)
19	山梨県	6	79	1,500円/時	無
20	長野県	7	68	2,000円/時	無
21	岐阜県	13	287	1,600円/時	無
22	静岡県	41	197	1,530円/時	無
23	愛知県	28	124	2,000円/時	有 (8時間/日)
24	三重県	12	45	1,500円/時	無
25	滋賀県	20	116	1,500円/時	有 (20時間/月)
26	京都府	22	369	1,500円/時	無
27	大阪府	115	476	1,450円/時	有 (1,080時間/年)
28	兵庫県	63	169	1,400円/時	無
29	奈良県	11	50	1,200円/時	無
30	和歌山県	5	115	2,100円/時	有 (341時間/年)
31	鳥取県	18	157	3,000円/時	無
32	島根県	18	91	1,670円/時	無
33	岡山県	14	84	1,900円/時	有 (8時間/日)
34	広島県	29	250	2,000円/時	有 (240時間/年)
35	山口県	15	163	1,500円/時	有 (240時間/年)
36	徳島県	12	104	1,500円/時	有 (240時間/年)
37	香川県	13	136	1,200円/時	有 (1,540時間/年)
38	愛媛県	9	128	1,500円/時	有 (240時間/年)
39	高知県	13	93	1,670円/時	無
40	福岡県	17	65	1,500円/時	有 (8時間/日)
41	佐賀県	6	65	(半日)2,000円/日 (全日)4,000円/日	有 (8時間程度/日)
42	長崎県	30	170	(通訳介助員) 4,000円/回 (移動介助員) 1,000円/回	無
43	熊本県	9	40	1,530円/時	無
44	大分県	6	74	1,700円/時	無
45	宮崎県	4	24	1,600円/時	有 (8時間/日)
46	鹿児島県	9	60	1,510円/時	有 (200時間/年)
47	沖縄県	21	136	1,540円/時	無

995

6315

避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援について(例)

・避難所等において、視聴覚障害者への理解を求める。
・視聴覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援への協力を呼びかける。

安否の確認

被災地域の要援護者を確認

ニーズの把握

障害特性に応じた支援内容

関係者との連携

避難所等における活動

避難所の説明

トイレや風呂、配給場所など

情報の共有

食料・救援物資の配給など

機材・物品

共用品・消耗品の手配など

視覚障害

・放送やハンドマイク等を使用し、避難所及び周辺地区で、声をかけて確認。

・障害の程度(全盲・弱視など)や情報取得方法(点字・音声・拡大文字など)等を確認し、必要な支援を把握する。

・行政、視覚障害者協会、視覚障害者情報提供施設、保健師等が連携し、ボランティアを効果的に活用する。

・ボランティア等を活用し、場所や使用方法、状況の変化などを適切に伝える。

・放送やハンドマイク等を使用し、必要に応じて個別に対応する等、最新の情報を確実に伝える。
(悪い例:「張り紙を見て下さい。」など)

・ラジオ
・テレビ(解説放送)
・乾電池(ラジオなど) 等

聴覚障害

・プラカードを使用し、避難所及び周辺地区で確認。
(「聞こえない人はいませんか?」など)
・手話通訳者、要約筆記者などは腕章等を着用。
(「手話できます」「耳マーク」の活用)など)

・障害の程度(聞こえの状態など)や情報取得方法(手話・文字・補聴器など)等を確認し、必要な支援を把握する。

・行政、聴覚障害者協会、聴覚障害者情報提供施設、意思疎通支援者(遠隔による実施を含む。)、保健師等が連携し、ボランティアを効果的に活用する。

・ボランティアやホワイトボード等を活用し、場所や使用方法、状況の変化などを適切に伝える。

・プラカードやホワイトボード等を使用し、必要に応じて個別に対応する等、最新の情報を確実に伝える。
(悪い例:「1時の放送を聞いて下さい。」など)

・テレビ(字幕・手話放送)
・ホワイトボード(設置型、携帯型)
・補聴器用電池 等

(資料2-9)

令和3年度ICTサポートセンター等の設置状況

都道府県名	運営主体（委託先）	実施機関	住所	HPアドレス
1 北海道	一般社団法人北海道視覚障害者福祉連合会	一般社団法人北海道視覚障害者福祉連合会	北海道札幌市中央区北2条西7丁目 道民活動センタービル4階	http://doshiren.or.jp
2 青森県	一般財団法人青森県身体障害者福祉協会	青森県障害者ITサポートセンター	青森市大字野尻字今田52-4	http://nemunoki.jp/apitsc/index.html
3 岩手県	社会福祉法人岩手県社会福祉事業団	岩手県立視覚障がい者情報センター	岩手県盛岡市盛岡駅西通1-7-1	https://www.aiina.jp/site/sityoukaku/
4 宮城県	特定非営利活動法人せんだいアビリティネットワーク	みやぎ障害者ITサポートセンター	宮城県仙台市宮城野区局町2丁目2-27 テクノロジクラウド102	http://saposen.san.or.jp/
5 秋田県		—		
6 山形県		—		
7 福島県		—		
8 茨城県	社会福祉法人自立奉仕会	茨城県障害者ITサポートセンター	茨城県笠間市鯉淵6550	http://www.ifc-net.or.jp/itsupport/
9 栃木県	(福) 栃木県社会福祉協議会	栃木県障害者ICTサポートセンター	宇都宮市若草1-10-6	https://www.tochigikenshakyo.jp/service/center/ict.html
10 群馬県	パソボラ・サポート群馬	群馬県障害者情報化支援センター	群馬県前橋市新前橋町13-12群馬県社会福祉総合センター内2階	http://www8.wind.ne.jp/gunma-johocenta/
11 埼玉県	特定非営利活動法人埼玉県障害者協議会	埼玉県障害者ITサポートセンター	さいたま市浦和区大原3-10-1	https://www.normanet.ne.jp/~ww100089/it.html
12 千葉県	千視協・あかね・トライアングル西千葉共同事業団	千葉県ITサポートセンター	四街道市四街道1-9-3	https://tsikyo.jp
13 東京都	社会福祉法人東京コロニー	東京都障害者IT地域支援センター	〒112-0006 東京都文京区小3丁目4-14東京都社会福祉保健福祉センター 1階	https://tokyo-itcenter.com/index.html
14 神奈川県	公益社団法人かながわ福祉サービス振興会	かながわ障害者IT支援ネットワーク	事務局：横浜市中区山下町2-3	https://shien-network.kanafuku.jp/
15 新潟県		—		
16 富山県		—		
17 石川県	社会福祉法人石川県身体障害者団体連合会	石川県障害者ITサポートセンター	石川県本多町3丁目1番10号	https://www.pref.ishikawa.lg.jp/fukus/oshirase/it_support.html
18 福井県	福井県身体障害者福祉連合会	福井県障害者社会参加推進センター	福井市光岡2-3-22	県障害者社会参加推進センターとは1県身障連 (normanet.ne.jp)
19 山梨県	(福) 山梨県障害者福祉協会	障害者ITサポートセンター	甲府市北新1-2-12	http://sanshoukyou.net/services/itsupport.html
20 長野県	特定非営利活動法人SOHO未来塾	障がい者ITサポートセンター	長野県松本市本庄1-4-10 KOMATSUマンション1階	https://www.sohomirai.jp/it-support/
21 岐阜県	社会福祉法人岐阜アソシア	視覚障害者生活情報センターぎふ	岐阜市梅河町1-4	https://www.gifu-associa.com/
	一般財団法人岐阜県身体障害者福祉協会	福祉メディアステーション	大垣市加賀野4-1-7 ソフトピアジャパンセンター1階	https://f-media.jp/
22 静岡県		—		
23 愛知県	社会福祉法人名古屋身体障害者福祉連合会	名身連聴覚言語障害者情報文化センター	名古屋市中村区中村町7-84-1	http://www.meishinren.or.jp
	社会福祉法人名古屋総合リハビリテーション事業団	なごや福祉用具プラザ	名古屋市中村区御器所通3-12-1	http://www.nagoya-rehab.or.jp/plaza/
	社会福祉法人AJU自立の家	わだちコンピュータハウス	名古屋市中村区下横町1-3-3	https://www.aju-cil.com/work/wadachi.html
	(福) 名古屋ライトハウス情報文化センター	情報文化センター	名古屋港区港陽1-1-65	https://nagoya-lighthouse.jp/joubun/
	一般社団法人愛知県聴覚障害者協会	あいち聴覚障害者センター	名古屋市中区三の丸1丁目7番2号	https://www.normanet.ne.jp/~ww100046/
24 三重県	社会福祉法人三重県視覚障害者協会	三重県視覚障害者支援センター	三重県津市桜橋2丁目131番地	http://www.zc.ztv.ne.jp/mieten/p/
25 滋賀県	NPO法人滋賀県社会就労事業振興センター	滋賀県障害者IT支援センター	滋賀県草津市大路2-11-15	https://hataraku-shiga.net/about/hataraku-shishouen/
26 京都府	特定非営利活動法人京都ほっとはあとセンター	京都障害者ITサポートセンター	京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町	https://kyoto-it-support.mvaki.net/
27 大阪府	社会福祉法人大阪障害者自立支援協会	大阪府ITステーション	大阪市天王寺区上汐4丁目4-1	http://www.itsapoot.jp/
28 兵庫県	社会福祉法人兵庫県視覚障害者福祉協会	兵庫県点字図書館	兵庫県神戸市中央区坂口通2丁目1-1	http://kenshikyosakura.nsl.jp/library.html
	公益社団法人兵庫県聴覚障害者協会	兵庫県立聴覚障害者情報センター	兵庫県神戸市灘区岸地通1-1 灘区民ホール2階	http://hyogodsf.com/office/center
29 奈良県		—		
30 和歌山県	社会福祉法人和歌山県身体障害者連盟	和歌山県点字図書館	和歌山市手平2-1-2	http://wakaten.jp
31 鳥取県		—		
32 島根県		—		
33 岡山県	公益財団法人岡山県身体障害者福祉連合会	障害者ITサポートセンターおかやま	岡山市北区南方2丁目13-1	http://www.pref.okayama.jp/page/490972.html
34 広島県	広島情報シンフォニー	広島県障害者ITサポートセンター	広島県広島市東区牛田新町2丁目2番1号	http://www.symphony.co.jp/it-support/
35 山口県		—		
36 徳島県		—		
37 香川県		—		
38 愛媛県		—		
39 高知県		—		
40 福岡県		—		
41 佐賀県	特定非営利活動法人市民生活支援センターあぐろの	ゆめくれよん+	佐賀県佐賀市鍋島三丁目3番20号鍋島シェストビル3F	http://ykureyon.com
42 長崎県		—		
43 熊本県		—		
44 大分県		—		
45 宮崎県		—		
46 鹿児島県	社会福祉法人 鹿児島県身体障害者福祉協会	鹿児島県障害者ITサポートセンター	鹿児島市小野1丁目1-1	http://shogaisha-kagoshima.jp/etc/ko-soudan/
47 沖縄県	(特非) 沖縄県運動損傷者協会	沖縄県障がい者ITサポートセンター	沖縄県浦添市内間5-4-3ハウジングシーサー101	https://o-it.jp/
48 札幌市	特定非営利活動法人 札幌チャレンジ	札幌市障がい者ICTサポートセンター	札幌市北区北7条西6丁目1番地	http://www.a-challenge.jp/itsupport/
49 仙台市	特定非営利活動法人アイサポート仙台	仙台市視覚障害者支援センター	仙台市泉区泉中央2-24-1	http://www15.plala.or.jp/itsupport/index.html
55 新潟市	国立大学法人新潟大学	新潟市障がい者ITサポートセンター	新潟県新潟市西区五十嵐2の町8050番地	http://nitsc.site
61 堺市		—		
64 広島市	公益社団法人広島市身体障害者福祉団体連合会	広島市障害者支援情報提供サイト	広島市南区松原町5番1号	http://shougai-hiroshimacity.jp/
	公益社団法人 広島市身体障害者福祉団体連合会	公益社団法人 広島市身体障害者福祉団体連合会	広島市南区松原町5-1	http://shishinen.com/
	公益社団法人広島市視覚障害者福祉協会	広島市視覚障害者情報センター	広島市中区富士見町11番27号	https://hiroshimashi-johoucenter.jp/
118 高知市	高知市（直営）	オーデビア高知市と点字の図書館	高知市追手筋2丁目1-1	otepia.kochi.jp/braille/

令和3年度パソコンボランティアの事業取組状況

	都道府県名	運営主体（委託先）	住所	HPアドレス
1	北海道		－	
2	青森県	一般財団法人青森県身体障害者福祉協会	青森市大字野尻字今田52-4	http://nemunoki.jp/apitsc/index.html
3	岩手県	社会福祉法人岩手県社会福祉事業団	岩手県盛岡市盛岡駅西通1-7-1	https://www.aiina.jp/site/sityoukaku/
4	宮城県	特定非営利活動法人せんだいアビリティネットワーク	宮城県仙台市宮城野区藤町2丁目2-27 テクノロジークラウド102	http://saposen.san.or.jp/
5	秋田県		－	
6	山形県	社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会	山形県山形市大字大森385	http://www.sinekyo.com/
7	福島県	公益財団法人福島県身体障がい者福祉協会	〒960-8012福島県福島市御山町8-30	https://fukushinky.jp/
8	茨城県	社会福祉法人自立奉仕会	茨城県笠間市鯉淵6550	http://www.ifc-net.or.jp/itsupport/
9	栃木県	（福）栃木県社会福祉協議会	宇都宮市若草1-10-6	https://www.tochigikenshakyo.jp/service/center/ict.html
10	群馬県	パソコン・サポート群馬	群馬県前橋市新前橋町13-12群馬県社会福祉総合センター内2階	http://www8.wind.ne.jp/gunma-johocenta/
11	埼玉県	特定非営利活動法人埼玉県障害者協議会 社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団	さいたま市浦和区大原3-10-1 比企郡嵐山町古里1848番地	https://www.normanet.ne.jp/~www100089/it.html https://www.sswc-gr.jp/
12	千葉県	千視協・あかね・トライアングル西千葉共同事業団	四街道市四街道1-9-3	https://tisikyo.jp
13	東京都		－	
14	神奈川県		－	
15	新潟県		－	
16	富山県	社会福祉法人富山県視覚障害者協会 社会福祉法人高岡市身体障害者福祉会 社会福祉法人魚津市社会福祉協議会 社会福祉法人マーシ園	富山市機部町3-8-8 高岡市幕附1239-27 魚津市新金屋2-13-26 南砺市谷142	https://toyama-ssk.com/ https://www.shikino.or.jp/ https://uoshakyo.net/ https://www.mercy-en.or.jp/
17	石川県	社会福祉法人石川県身体障害者団体連合会	石川県金沢市本多町3丁目1番10号	https://www.pref.ishikawa.lg.jp/fukusi/oshirase/it_support.html
18	福井県		－	
19	山梨県	（福）山梨県障害者福祉協会	甲府市北新1-2-12	http://sanshoukyou.net/services/pcvhaken.html
20	長野県		－	
21	岐阜県	社会福祉法人岐阜アソシア 一般財団法人岐阜県身体障害者福祉協会	岐阜市梅河町1-4 大垣市加賀野4-1-7 ソフトピアジャパンセンター1階	https://www.gifu-associa.com/ https://f-media.jp/
22	静岡県	特定非営利活動法人浜松NPOネットワークセンター（東部・中部・西部）	浜松市中区佐鳴台3の52の23（東部・中部・西部）	http://www.n-pocket.jp/ （東部・中部・西部）
23	愛知県	社会福祉法人名古屋総合リハビリテーション事業団 社会福祉法人AJU自立の家 （福）名古屋ライトハウス情報文化センター	名古屋市中昭和区御器所通3-12-1 名古屋市中昭和区下横町1-3-3 名古屋港区港陽1-1-65	http://www.nagoya-rehab.or.jp/plaza/ https://www.aju-cil.com/work/wadachi.html https://nagoya-lighthouse.jp/joubun/
24	三重県	社会福祉法人三重県視覚障害者協会 特定非営利活動法人CTF松阪	三重県津市桜橋二丁目131番地 三重県松阪市中町六丁目9番地サンマンションアトレ松阪駅前1401号室	http://www.zc.ztv.ne.jp/mieten/p/ http://ctf.dip.jp/index.html
25	滋賀県	NPO法人滋賀県社会就労事業振興センター	滋賀県草津市大路2-11-15	https://hataraku-shiga.net/abput/hatarakigurashiouen/
26	京都府		－	
27	大阪府	社会福祉法人大阪障害者自立支援協会	大阪市天王寺区上汐4丁目4-1	http://www.itsapoot.jp/
28	兵庫県	社会福祉法人兵庫県視覚障害者福祉協会 公益社団法人兵庫県聴覚障害者協会 特定非営利活動法人兵庫盲ろう者友の会	兵庫県神戸市中央区坂口通2丁目1-1 兵庫県神戸市灘区岸地通1-1灘区民ホール2階 兵庫県神戸市兵庫区水木通2丁目1-9中山記念会館301	http://kensikyosakura.ne.jp/library.html http://hyogodeaf.com/office/center http://hyogo-db.com/index.html
29	奈良県		－	
30	和歌山県	社会福祉法人和歌山県身体障害者連盟	和歌山市手平2-1-2	http://wakaten.jp/
31	鳥取県	有限会社ほうき	鳥取県倉吉市山根540-6	http://pasobora-tottori.jp/
32	島根県		－	
34	広島県	広島情報シンフォニー	広島県広島市東区牛田新町二丁目2番1号	http://www.symphony.co.jp/it-support/
35	山口県		－	
36	徳島県	社会福祉法人徳島県身体障害者連合会	徳島県徳島市南矢三町2丁目1-59	https://kenshinren.ict-tokushima.jp/index.php?page_id=0&pcviewer_flag=1
37	香川県	（福）かがわ総合リハビリテーション事業団 （公財）香川県視覚障害者福祉協会 （公社）香川県聴覚障害者協会	香川県高松市田村町1114 香川県高松市番町1-10-35 香川県高松市太田上町405-1	http://www.kagawa-reha.net/fukusi.html http://shikaku.sakura.ne.jp/ http://www.chosyocenter.com/
38	愛媛県	愛媛県障がい者社会参加推進センター	〒790-8553愛媛県松山市特田町3丁目8-15愛媛県総合社会福祉会館1階	https://ehime-shinsyo.jimdofree.com/
39	高知県	合同会社VIVACE BANBINA	高岡郡日高村下分1643番地	HPなし
40	福岡県	福岡県障害者社会参加推進センター	福岡県春日市原町3-1-7 クローバープラザ6階	https://www.kenshinkyu.org/it_support.html
41	佐賀県	特定非営利活動法人市民生活支援センターひくしの家	佐賀県佐賀市鍋島三丁目3番20号鍋島シェストビル3F	http://ykureyon.com
42	長崎県	長崎県障害者社会参加推進センター	長崎県長崎市橋口10-22長崎県視覚障害者情報センター内	http://johocenter.sakura.ne.jp/
43	熊本県		－	
44	大分県		－	
45	宮崎県	公益財団法人宮崎県視覚障害者福祉協会	宮崎県宮崎市江平西2丁目1番20号	https://www.miyashishou.jp
46	鹿児島県	社会福祉法人鹿児島県身体障害者福祉協会	鹿児島市小野1丁目1-1	http://shogaisha-kagoshima.jp/etc/pc-soudan/
47	沖縄県		－	
48	札幌市	特定非営利活動法人札幌チャレンジ	札幌市北区北7条西6丁目1番地	http://www.s-challenge.jp/itsupport/
49	仙台市	特定非営利活動法人アイサポート仙台	仙台市泉区泉中央2-24-1	http://www.i5.plala.or.jp/isupport/index.html
64	広島市	公益社団法人広島県視覚障害者福祉協会	広島市東区光町二丁目1番5号	https://hiroshimashi-johocenter.jp/
118	高知市	高知市（直営）（オーテピア高知声と点字の図書館）	高知市追手筋2丁目1-1	otopia.kochi.jp/braille/

令和３年度サピエ等にアップロードする事業取組状況

	都道府県名	運営主体（委託先）	実施機関	住所	HPアドレス
1	北海道			-	
2	青森県	一般社団法人青森県視覚障害者福祉会	青森県視覚障害者情報センター	青森市大字石江字江渡 5 - 1	http://www.aosise.com/
3	岩手県			-	
4	宮城県			-	
5	秋田県			-	
6	山形県			-	
7	福島県			-	
8	茨城県			-	
9	栃木県	社会福祉法人栃木県社会福祉協議会	とちぎ視聴覚障害者情報センター(点字図書館)	栃木県宇都宮市若草 1 - 10 - 6 とちぎ福祉プラザ 2 階	https://www.tochigikenshakyo.jp/service/center/tenji.html
10	群馬県			-	
11	埼玉県			-	
12	千葉県			-	
13	東京都			-	
14	神奈川県			-	
15	新潟県			-	
16	富山県			-	
17	石川県			-	
18	福井県			-	
19	山梨県			-	
20	長野県			-	
21	岐阜県			-	
22	静岡県			-	
23	愛知県			-	
24	三重県	社会福祉法人三重県視覚障害者協会	三重県視覚障害者支援センター	三重県津市桜橋二丁目131番地	http://www.zc.ztv.ne.jp/mieten/p/
25	滋賀県	社福）滋賀県視覚障害者福祉協会	滋賀県立視覚障害者センター	滋賀県彦根市松原1-12-17	http://shigashisho.com/
26	京都府			-	
27	大阪府			-	
28	兵庫県	社会福祉法人兵庫県視覚障害者福祉協会	兵庫県立点字図書館	兵庫県神戸市中央区坂口通 2 丁目 1 - 1	http://kensikyo.sakura.ne.jp/library.html
29	奈良県			-	
30	和歌山県			-	
31	鳥取県			-	
32	島根県			-	
33	岡山県	社会福祉法人岡山県視覚障害者協会	岡山県視覚障害者センター	岡山市北区西古松 2 6 8 - 1	https://www.ossk-33.jp/center/
34	広島県			-	
35	山口県			-	
36	徳島県			-	
37	香川県			-	
38	愛媛県			-	
39	高知県			-	
40	福岡県			-	
41	佐賀県	佐賀県障害者社会参加推進センター	社会福祉法人 佐賀ライトハウス	佐賀市天神1丁目4-16	https://www.pref.saga.lg.jp/list02253.html
42	長崎県			-	
43	熊本県			-	
44	大分県			-	
45	宮崎県	公益財団法人宮崎県視覚障害者福祉協会	宮崎県立視覚障害者センター	宮崎県宮崎市江平西2丁目1番20号	https://www.miyashishou.jp
46	鹿児島県			-	
47	沖縄県			-	
61	堺市	堺市社会福祉事業団・障害者都府県連合会・フィットネス21事業団共同事業体	堺市立健康福祉プラザ 視覚・聴覚障害者センター 点字図書館	堺市堺区旭ヶ丘中町 4 丁 3 番 1 号	http://www.sakai-kfp.info/eye/index.cgi
99	豊中市	豊中市	豊中市	大阪府豊中市稲津町1-1-20	http://www.city.yonakatsubashi.jp/shisetsu/shogai_korei/shogai_fukushi/himawari/index.html
		大阪声のグループ	大阪声のグループ		
		豊中点訳会	豊中点訳会		
118	高知市	高知市声と点字の図書館	高知市声と点字の図書館	高知県高知市追手筋2丁目 1 - 1	otopia.kochi.jp/braille/

意思疎通支援従事者確保等事業

【令和4年度予算案】50,000千円（目）障害者総合支援事業費補助金

事業目的

意思疎通を図ることに支障がある障害者等とその他の者を支援する意思疎通支援従事者の高齢化の影響等による人材不足の状況や、近年のデジタル技術の進展に伴いICT機器の活用が進められる中で、専門的な技能を有する若年層の人材確保や障害者等のICT機器の利用支援を図ることが急務となっている。

このため、意思疎通支援従事者の確保を図ることを目的として若年層に対して意思疎通支援従事者への関心を高め、意思疎通支援事業等の分野への参入促進や意識変容を図るために工夫を凝らした広報・啓発活動の展開及び意思疎通支援従事者を活用して障害者等への支援を行う事業者の情報収集・発信等や、障害者等のICT機器の利用支援を図ることを目的としてICTサポートセンターの活動を支援する拠点の設置等の事業を実施する。

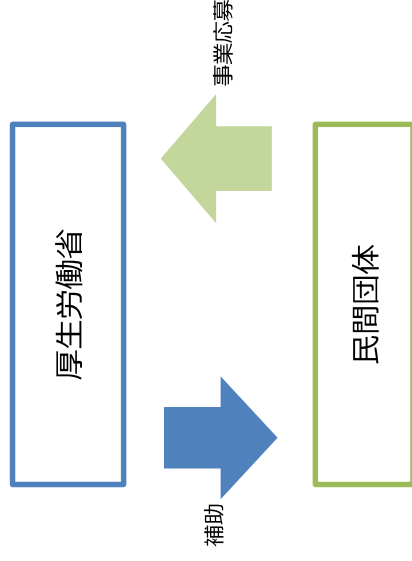
事業イメージ

①意思疎通支援従事者の確保事業

- ・意思疎通支援の分野にかかる情報収集・発信等
- ・意思疎通支援従事者への関心を高める広報・啓発等
- ・意思疎通支援従事者の確保に向けた課題分析

②障害者等のICT機器利用支援事業

- ・全国連絡会議の実施
- ・ICTサポートセンターに対する支援
- ・ICT機器に関する情報収集・発信
- ・関係機関との連携
- ・ICTサポートセンター未設置自治体への支援
- ・その他必要な取組



（資料2－11）

予算（案）額・実施主体

予算（案）額：令和4年度予算（案）：50,000千円
（内訳）①の事業：20,000千円、②の事業：30,000千円
実施主体：民間団体（国からの補助）

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年6月公布・施行）概要

法の背景・目的（1条）

文化芸術基本法・障害者基本法の基本的な理念をふまえ、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進する

基本理念（3条）

- ・ 障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞・参加・創造することができ、障害者による文化芸術活動を幅広く促進
- ・ 専門的な教育に基づかず、人々が本来有する創造性が発揮された作品が高い評価を受け、その中心が障害者の作品であること等を踏まえ、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造への支援を強化
- ・ 障害者による文化芸術活動に係る地域での作品等の発表、交流等を促進し、心豊かで住みよい地域社会の実現に寄与

※ 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策については、次のことが行われなければならない

- ・ 障害者による文化芸術活動に特化した措置を実施
- ・ 文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施における特別の配慮

国および地方公共団体の責務（4条、5条）

- ・ 国は基本理念に則り、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有する（4条）
- ・ 地方公共団体は基本理念に則り、障害者による文化芸術活動の推進に関し、国と連携を図り、自主的かつ主体的に地域特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有する（5条）

【推進体制】 文化庁、厚生労働省、経済産業省等の関係行政機関の職員による「障害者文化芸術活動推進会議」を設置
→ 連絡調整に際して意見を聴く学識経験者の会議を設置
【財政措置等】 政府に対し、施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置の実施を義務付け

基本的施策（9条～19条）

① 文化芸術の鑑賞の機会の拡大(9条)

- ・ 字幕、音声ガイド、手話等での説明の提供促進
- ・ 施設のバリアフリー化等の障害の特性に応じた鑑賞しやすい環境の整備促進 など

② 文化芸術の創造の機会の拡大(10条)

- ・ 社会福祉施設、学校等で必要な支援を受けつつ文化芸術を創造することができる環境整備 など

③ 文化芸術の作品等の発表の機会の確保(11条)

- ・ 公共施設における発表のための催しの開催推進
- ・ 芸術上価値が高い作品等の海外発信 など

④ 芸術上価値が高い作品等の評価等(12条)

- ・ 作品等の発掘・専門的な評価を行う環境の整備
- ・ 保存場所の確保 など

⑤ 権利保護の推進(13条)

- ・ 著作権等の制度に関する普及啓発
- ・ 著作権保護等に関するガイドラインの公表
- ・ 契約締結時の障害者への支援の充実 など

⑥ 芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援(14条)

- ・ 企画、対価の授受等に関する事業者との連絡 調整を支援する体制の整備 など

⑦ 文化芸術活動を通じた交流の促進(15条)

- ・ 小学校等を訪問して行う障害者の文化芸術活動の支援
- ・ 特別支援学校と他学校の相互交流の場の提供
- ・ 国際的な催しへの参加促進 など

⑧ 相談体制の整備等(16条)

- ・ 文化芸術活動について障害者、その家族等からの相談に応じる地域ごとの身近な体制の整備 など

⑨ 人材の育成等(17条)

- ・ ①の説明・環境整備、②の支援、④の評価、⑧の相談等に関わる人材の育成・確保のための研修、大学等における当該育成に資する教育の推進 など

⑩ 情報の収集等(18条)

- ・ 国内外の取組に関する情報収集・整理・提供 など

⑪ 関係者（国・地方公共団体、関係団体、大学、産業界等）の連携協力(19条)

※ ⑩を除き、地方公共団体も国と同様に施策を講ずる。

(資料3)

文部科学大臣・厚生労働大臣が定める基本計画で具体化(7条)
地方公共団体は計画策定の努力義務(8条)

障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（平成31年3月策定）概要

本計画の位置付け

- ・ 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年法律第47号）」（以下「障害者文化芸術推進法」という。）第7条に基づき、障害者基本法及び文化芸術基本法の理念や方針を踏まえ策定
- ・ 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るものとする

障害者による文化芸術活動推進に当たっての意義と課題

障害者による文化芸術活動の推進は、現在生じている文化芸術活動への参加や創造における物理的・心理的障壁を取り除き、誰もが多様な選択肢を持ち得る社会を構築するためのものであり、文化芸術活動全般の推進や向上に貢献し、我が国に新しい価値の提案をもたらすと同時に、共生社会の実現に寄与する

基本的な方針

障害者文化芸術推進法の定める3つの基本理念を基本的な視点とし、具体的な施策に取り組む

1. **障害者による文化芸術活動の幅広い促進** 芸術家を目指す人から日常の楽しみとして行う人まで、いかなる障害者でも、地域の様々な場で幼少期から生涯にわたり、多様な文化芸術活動に全国津々浦々で参加できることが重要
2. **障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化** 新たな価値観や文化創造に寄与する作品・活動も多く生まれしており、文化芸術が有する多様な価値を幅広く考慮し、その評価のあり方を固定せずに議論を続けていくことが重要
3. **地域における、障害者の作品等の発表、交流の促進による、心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現** 地域の様々な領域で、多様な主体が円滑に活動できる環境や関係者の連携体制を整備し、地域に新たな活力を生み出し、障害への理解を深め、誰もがお互いを尊重し合う豊かな地域社会を構築することが重要

施策の方向性

障害者基本計画及び文化芸術推進基本計画の計画期間を踏まえ、令和1～4年度を対象期間とする

(1) 鑑賞の機会の拡大

障害特性に応じた利用しやすい環境整備の推進、適切な対応ができる人材の育成、地域における鑑賞機会の創出 等

(2) 創造の機会の拡大

創造活動の場の創出・確保、多様な創造活動の場における環境・内容の充実、創造活動の場と障害者をつなぐ人材の育成 等

(3) 作品等の発表の機会の確保

発表の場の創出・充実、海外への発信 等

(4) 芸術上価値が高い作品等の評価等

作品や活動等の情報収集・発信と環境整備、作品や活動に対する保存等の取組 等

(5) 権利保護の推進

作品等に関わる様々な諸権利の普及啓発、自らの意思表示に困難を伴う障害者への配慮、研修・相談などの環境整備等 等

(6) 芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援

企業等における環境整備や販路開拓の促進、地域における相談支援体制の促進 等

(7) 文化芸術活動を通じた交流の促進

地域・国内外など幅広い交流の促進、文化・福祉・教育等の各分野の連携・交流 等

(8) 相談体制の整備等

地域における相談や支援体制の全国的な整備 等

(9) 人材の育成等

障害者による文化活動を理解し支援等を行うための人材の育成・教育 等

(10) 情報の収集等

障害者による文化芸術活動の調査研究、国内外における情報収集・発信の促進 等

(11) 関係者（国・地方公共団体、関係団体、大学、産業界等）の連携協力

身近な地域におけるネットワークの整備、各地域を結んだ広域的な連携の推進 等

障害者の文化芸術活動に関する厚生労働省予算の概要

1. 障害者芸術文化活動普及支援事業

令和4年度予算案 3.0 億円

地域における障害者の自立と社会参加の促進を図るため、全国に障害者の芸術文化活動に関わる支援センター等の設置を行い、支援の枠組みを整備することにより、障害者の芸術文化活動（美術、演劇、音楽等）を推進する。

- (1) 都道府県レベルにおける活動支援（都道府県内の相談支援、人材育成、関係者のネットワークづくり等）
- (2) ブロックレベルにおける広域支援（都道府県の支援センターへの支援、地方自治体の基本計画策定支援、ブロック研修等）
- (3) 全国レベルにおける支援（全国の情報収集・発信、ネットワーク体制の構築等）

〔実施主体・補助率〕 (1) 都道府県 1 / 2 (2)、(3) 社会福祉法人、NPO法人等 定額 (10 / 10相当)

2. 全国障害者芸術・文化祭の開催

令和4年度予算案 1.4 億円

- (1) 全国障害者芸術・文化祭（令和4年10月22日～11月27日 沖縄県で開催予定）

障害者の生活を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とし、美術、音楽、演劇、舞踊など、多様な文化芸術活動で構成する全国障害者芸術・文化祭を開催する。障害の有無にかかわることなく国民の参加や発表等の機会の充実を図るため、文化庁等の主催する国民文化祭と一体的に開催する。

- (2) 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業

障害者による芸術文化活動の全国における裾野の拡大や地域における交流機会の拡充を図ることを目的とし、全国障害者芸術・文化祭と連携・連動するサテライト型の芸術・文化祭を実施する。

〔実施主体・補助率〕 (1) 都道府県 定額 (10 / 10相当) (2) 都道府県（全国障害者芸術・文化祭の開催県を除く。） 1 / 2

障害者芸術文化活動普及支援事業

地域における障害者の自立と社会参加の促進を図るため、全国に障害者の芸術文化活動に関わる支援センター等の設置を行い、支援の枠組みを整備することにより、障害者の芸術文化活動（美術、演劇、音楽等）の普及を支援する。

都道府県

障害者芸術文化活動支援センター

実施主体： 都道府県

補助率： 1 / 2

事業内容：

ア 都道府県内における相談支援（芸術文化活動における支援方法、創造環境の整備、権利の保護、鑑賞支援等）

イ 芸術文化活動を支援する人材の育成等

ウ 関係者のネットワークづくり

エ 発表の機会の確保

オ 情報収集・発信（都道府県内の実態把握、情報発信）

カ 事業評価及び成果報告のとりまとめ

ブロック

障害者芸術文化活動広域支援センター

実施主体： 社会福祉法人、NPO 法人等

補助率： 定額（10 / 10 相当）

事業内容：

ア 都道府県の支援センターに対する支援（関係機関や専門機関の紹介、助言、実態把握を通じた好事例の紹介等）

イ センター未設置都道府県の事業所等に対する支援

ウ 芸術文化活動に関するブロック研修の開催

エ ブロック内の連携の推進

オ 発表の機会の創出

カ 地方自治体の障害者芸術計画の策定支援

キ 事業評価及び成果報告のとりまとめ

全国

連携事務局

実施主体： 社会福祉法人、NPO 法人等

補助率： 定額（10 / 10 相当）

事業内容：

ア 広域センター等に対する支援（広域センターや支援センターへ関係機関や専門家の紹介、アドバイス等）

イ 連絡会議の実施

ウ 全国の情報収集・発信

エ 全国のネットワーク体制の構築、成果のとりまとめ、公表等

オ 障害者団体、芸術団体等との連携

障害者芸術文化活動普及支援事業の実施状況（令和３年度）

障害者芸術文化活動支援センター 37都道府県

障害者芸術文化活動広域支援センター 7ブロック

連携事務局 2分野

[1. 北海道・北東北]

青森県、岩手県

[2. 南東北・北関東]

宮城県、山形県、福島県、栃木県

[3. 南関東・甲信]

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県

[4. 東海・北陸]

新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

[5. 近畿]

滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県

[6. 中国・四国]

鳥取県、島根県、広島県、香川県、徳島県、愛媛県、高知県

[7. 九州]

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県



【参考資料】数値で見る「障害者芸術文化活動普及支援事業」の成果 (平成28年度～令和2年度実績)

	平成28年度 (2016年)	平成29年度 (2017年)	平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	備考
広域センター数	-	3	5	5	6	
支援センター数	10	20	24	33	35	
相談	全体	2,594件	3,644件	4,941件	3,175件	R1～美術、舞台以外の相談も含む
	うち美術		2,853件	4,193件	2,033件	
	うち舞台		791件	370件	325件	
研修会	回数	123回	175回	197回	175回 (※)	※うち、オンライン108回
	参加者数	2,356人	3,601人	4,173人	4,501人	※うち、オンライン9,315人
展示会	出展者 (★)	1,160人	1,122人	1,621人	2,852人	※うち、オンライン448人
	来場者	62,276人	48,604人	108,979人	173,468人	※うち、オンライン6,927人
公演	出演者 (★)	-	904人	622人	1,218人	※うち、オンライン410人
	来場者	-	7,472人	5,799人	5,645人	※うち、オンライン7,350人
ウェブサイト	記事掲載数	261件	582件	1,560件	2,392件	2,756件
	アクセス件数	131,552件	173,491件	379,073件	948,993件	1,072,695件
メディア	掲載数	84件	161件	313件	332件	

- ・ 平成28年度は「障害者芸術活動支援モデル事業」(対象分野：美術のみ)の成果。
- ・ ★出展者と出演者は障害のある人のみ。
- ・ 令和元、2年度は新型コロナウイルス感染症拡大のため、企画の中止やオンライン開催・参加の影響あり。

全国障害者芸術・文化祭の開催

目的

障害者の芸術及び文化活動への参加を通じて、障害者の生活を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とする。

主催

厚生労働省、開催地都道府県、開催地市町村、障害者関係団体等

開催地等

開催地は、原則として、国民文化祭開催都道府県とし、毎年1回、秋季(概ね10月～12月の間)に国民文化祭の開催期間と同じ期間とする

事業の内容

美術、音楽、演劇、舞踊など、多様な文化芸術活動で構成する。障害の有無にかかわることなく国民の参加や発表等の機会の充実を図るため、芸術・文化祭は文化庁等の主催する国民文化祭と一体的に開催する。

開催状況

第1回(H13)大阪府	第6回(H18)沖縄県	第11回(H23)埼玉県	第16回(H28)愛知県	第21回(R3)和歌山県
第2回(H14)岐阜県	第7回(H19)長崎県	第12回(H24)佐賀県	第17回(H29)奈良県(※1)	第22回(R4)沖縄県
第3回(H15)東京都	第8回(H20)滋賀県	第13回(H25)山梨県	第18回(H30)大分県	第23回(R5)石川県
第4回(H16)兵庫県	第9回(H21)静岡県	第14回(H26)鳥取県	第19回(R1)新潟県	第24回(R6)岐阜県
第5回(H17)山形県	第10回(H22)徳島県	第15回(H27)鹿児島県	第20回(R3)宮崎県(※2)	第25回(R7)長崎県

(※1) 第17回大会より、文化庁等の主催する国民文化祭と一体的に開催。

(※2) 第20回大会は、令和2年度に開催する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度に延期。

障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業

目的

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における文化プログラム等の推進に資するよう、障害者による芸術文化活動の全国における裾野の拡大や芸術文化活動を通じた障害者と地域住民との交流機会の拡充を図ることを目的とする。

実施主体

都道府県（当該年度における障害者芸術・文化祭開催県を除く。）

事業の内容

1. 全国障害者芸術・文化祭と連携・連動して、障害者の芸術・文化活動の推進を目的として地域で開催される芸術・文化祭、展示、舞台公演又はフェスティバル等を実施する。
2. 美術、音楽、演劇、舞踊など、多様な文化芸術活動で構成する。

年度ごとの実施状況

平成29（2017）奈良県	平成30（2018）大分県	令和元（2019）新潟県	令和2（2020）宮崎県（※）	令和3（2021）和歌山県
埼玉県、新潟県、長野県、愛知県、大阪府、徳島県、大分県、福岡県、佐賀県、福岡県（10）宮崎県	埼玉県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、大阪府、奈良県、鳥取県、徳島県、福岡県、宮崎県（12）	福島県、埼玉県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、奈良県、鳥取県、徳島県、香川県、福岡県、大分県、宮崎県（15）	福島県、埼玉県、新潟県、山梨県、岐阜県、静岡県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、福岡県、大分県（16）	福島県、埼玉県、新潟県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、奈良県、鳥取県、徳島県、福岡県、大分県（15）

※本大会は新型コロナウイルス感染症の影響で令和3年度に延期したため、プレ事業との連携

BiG-とは？

「国際障害者交流センター（愛称ビッグ・アイ）」は、「国際・障害者の十年」を記念して、厚生労働省が全国の障害者の「完全参加と平等」の実現を図るシンボリックな施設として、建設しました。



ビッグ・アイ は、3つの基本理念に基づき、4つの機能を活用して、4つの事業を展開します。



3つの基本理念

1. 障害者が主役
2. 芸術・文化活動や国際交流を通して障害者の社会参加の促進
3. 多くの人に親しまれる施設



4つの機能



◎多目的ホール



◎研修室



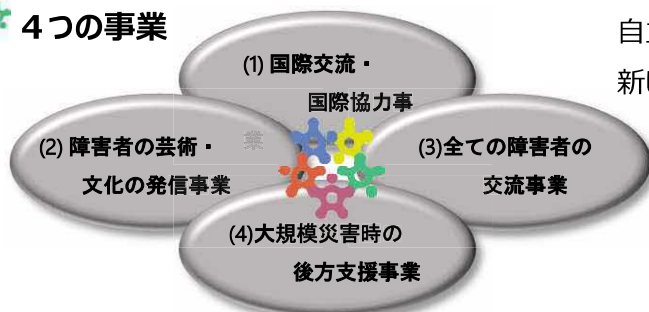
◎宿泊室



◎レストラン



4つの事業



自立、参加、そして交流

新しい時代のノーマライゼーションのために

Independence : 自立

Information : 情報

Intercommunication : 交流

International : 国際的



BiG-

完全バリアフリー対応であらゆる人々にとって利用しやすく、また障がいのある人もない人も、誰もが参加・交流できる施設です。

1) 共生社会のモデル施設としての役割	・鑑賞サポート支援 ・アウトリーチ ・啓発 など
2) 自己実現と自立につなげる	・アートプロジェクト ・シアタープロジェクト ・劇場体験プログラム など
3) 異文化の交流	・アートフェスティバル ・アートキャンプ ・国際会議、海外展覧会への出品と作家間の交流 など
4) 災害時の後方支援	・災害時要援護者支援ボランティアリーダー養成講座 ・災害時視聴覚障がい者支援リーダー養成講座など
5) 情報発信	・WEB への情報発信、提供など
6) 地域、他機関との交流および連携事業	・ボランティア養成と協働 ・産官学との連携事業の実施 ・障害者芸術文化活動普及支援事業の連携事務局の運営

普及啓発の推進

一般向けの普及啓発物

リーフレット
(一般向け)



ステッカー



ポスター



※自治体等を通じて配布



普及啓発動画(YouTube)



医療機関向けの普及啓発

リーフレット
(医療機関向け)



身体障害者補助犬
受け入れマニュアル

目次	ページ
はじめに.....	1
I. 身体障害者補助犬とは.....	2
II. 補助犬を受け入れるための体制づくり.....	4
III. 受け入れ体制の構築.....	6
IV. 受け入れの範囲や方法.....	9
V. 補助犬ユーザーへの対応.....	14
おわりに.....	16
【本冊子作成に協力いただいた関係者】.....	17

※日本医師会、日本看護協会、日本感染症学会、補助犬使用者等の協力で作成。各都道府県医師会を通じて周知を図っている

海外使用者向けの普及啓発

英語版リーフレット 海外使用者向けポータルサイト

http://www.mhlw.go.jp/english/policy/care-welfare/welfare-disabilities/assistance_dogs/index.html



(資料4-1)

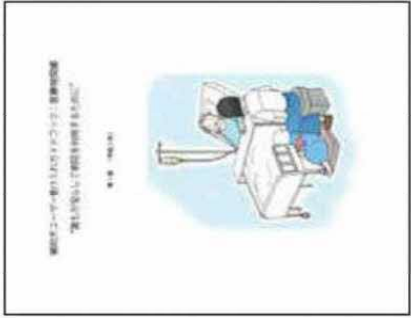
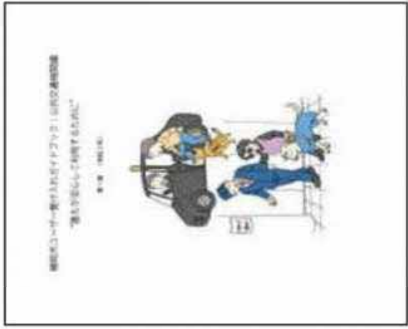
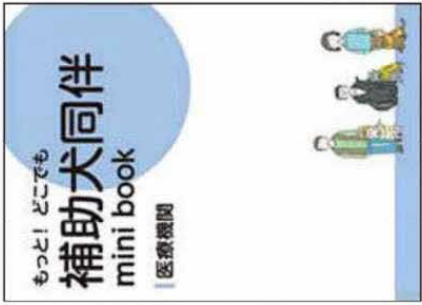
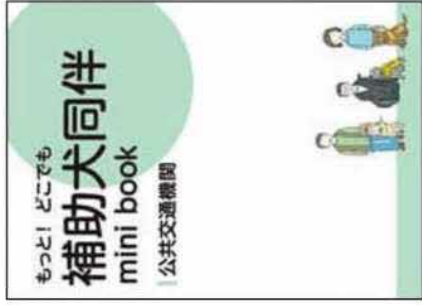
実働頭数、イベントのお知らせ等、最新情報を含めて、制度について厚生労働省ホームページで情報発信
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahahukushi/hojoken/index.html

身体障害者の受け入れ促進

令和元年度～令和2年度厚生労働科学研究「身体障害者補助犬の質の確保と受け入れを促進するための研究」により、「受け入れガイドブック」(業界別)及び「衛生管理の手引き」を作成、周知。

●補助犬ユーザー受け入れガイドブック(計7編)

(例)

医療機関編	公共交通機関編
ガイドブック 	ガイドブック 
パンフレット(ガイドブック概要) 	パンフレット(ガイドブック概要) 

●補助犬使用者及び訓練事業者のための補助犬衛生管理の手引き



多言語パンフレット



- ※1 厚労省ホームページへの掲載、関係行政機関(国交省、農水省、都道府県等)の協力による各種業界への周知を実施。
- ※2 受け入れガイドブックは、医療機関編、公共交通機関編、宿泊施設編、飲食店編、複合商業施設編、賃貸住宅・分譲マンション編、保健所編を作成。多言語パンフレットも作成。(英語 中国語(簡体字、繁体字)、韓国語、ベトナム語)

「障害者週間」身体障害者補助犬普及啓発イベント(概要)

- 目的 一般市民に対し、『身体障害者補助犬法』の周知を図り、正しい理解を促すことで、補助犬を同伴する身体障害者の更なる自立と社会参加に寄与する事を目的とする。また、実際の障害者の話を聞くことで、障害者問題を考えるきっかけ作りとする。
- 内容 身体障害者補助犬法及び身体障害者補助犬について理解を深めるテーマを設定。盲導犬、介助犬、聴導犬それぞれのデモンストレーション、補助犬使用者によるトークショー等を実施。

	日時	場所
平成18年度	12月4日	有楽町マリオン11F有楽町朝日スクエア
平成19年度	12月4日	
平成20年度	12月3日	
平成21年度	12月4日	
平成22年度	12月4日	
平成23年度	12月4日	ららぽーと横浜(横浜市)
平成24年度	9月30日	ららぽーと甲子園(尼崎市)
	12月2日	ららぽーと横浜(横浜市)
平成25年度	9月29日	ららぽーと甲子園(尼崎市)
	12月7日	ららぽーと横浜(横浜市)
平成26年度	9月28日	ららぽーと甲子園(尼崎市)
	12月6日	ららぽーと横浜(横浜市)
平成27年度	10月3日	阪急うめだ本店(大阪市)
	10月4日	ららぽーと甲子園(尼崎市))
	12月5日	ららぽーと横浜(横浜市)
平成28年度	10月1日	阪急うめだ本店(大阪市)
	12月3日	ららぽーと横浜(横浜市)
	3月27日	ららぽーとEXPOCITY(吹田市)
平成29年度	12月3日	ららぽーと立川立飛(立川市)
	12月9日	阪急うめだ本店(大阪市)
	3月3日	エミフルMASAKI(松山市)
平成30年度	9月30日	恵比寿ガーデンプレイス(東京都)
	10月14日	カデル27(札幌市)
	12月1日	阪急うめだ本店(大阪市)
	11月4日	東京ソラマチ®1階ソラマチひろば(墨田区)
令和元年度	11月10日	JR岡山駅エキキチひろば(岡山市)
	12月7日	阪急うめだ本店9階祝祭広場(大阪市)

令和元年度のイベントより



※令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症のため未実施

○ 身 体 障 害 者 補 助 犬 育 成 促 進

地域生活支援促進事業費補助金（国庫補助率：1／2）

※ 都道府県事業

※障害者及び障害児が、自立的日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により業務を効果的・効率的に実施

1 目 的

身体障害者の自立と社会参加を促進するため、身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬の育成（訓練を含む）を行うとともに、地域における利用希望者のニーズ等を踏まえた補助犬の普及促進等を計画的に進めることにより、補助犬ユーザーの社会参加がより一層促進されることを目的とする。

2 事業内容

(1) 補助犬の育成

補助犬を育成するための訓練（身体障害者補助犬法施行規則（平成14年厚生労働省令第127号）第1条（第4項を除く。））、第2条（第4項を除く。）及び第3条（第4項を除く。）の規定に基づき行う訓練をいう。）を実施する。なお、本事業の対象経費は、身体障害者補助犬法第16条第1項の認定を受けた補助犬の訓練に要した経費に限る。

(2) 育成計画の作成

補助犬の育成計画を作成する。また、必要に応じ計画の見直しを行う。

ア 補助犬に関するニーズの把握

各都道府県における補助犬の利用者数及び使用希望者数の把握。

イ 供給体制の把握と計画的な育成に向けた連携体制の構築

訓練事業者の育成状況（育成可能頭数・見込み等）を把握し、アによって把握したニーズを踏まえ、計画的な対応を行うための広域的な連携体制を構築する（隣接都道府県、補助犬の訓練事業者等が参画する連携協議会の設置等）。

(3) 理解促進、普及・啓発

地域住民等に対するイベント等の開催、広報など、補助犬に対する理解促進や補助犬の普及・啓発を図るための取組を行う。

3 留意事項

- 補助犬を使用するための訓練を希望する障害者の選定を行う場合は、障害等の状況や生活環境などを十分に確認することにより、訓練や訓練後の補助犬の認定が適切に行われるかどうか、慎重に検討を行うこと。その際、訓練事業者による補助犬を希望する障害者との面接等を通じて得られた、訓練実施の見込み等を参考とすることが望ましい。
- 実際の訓練を行う訓練事業者の選定に当たっては、訓練を希望する障害者の意向を踏まえつつも、当該訓練事業者の補助犬に関する訓練・認定実績等を確認することなどにより、適切な事業者の選定に留意する。

海外から来日される 補助犬使用者への対応について



日本では、身体障害者補助犬とは「身体障害者補助犬法」に基づき認定された、「盲導犬」「介助犬」「聴導犬」のことです。海外から補助犬を伴って来日される補助犬使用者の皆様は、この法律の対象とはなりませんが、海外の連合会所属の訓練事業者による訓練が行われていて、日本の基準と同等と認められた場合には、日本に滞在する間、できるだけ安心して過ごしていただけるよう、日本における補助犬の認定団体により「期間限定証明書」を発行します。身体障害者の自立と社会参加の観点から、証明書のある使用者については、日本の補助犬同様、施設等への同伴を拒まない等、ご理解とご協力をお願いいたします。

証明書発行の対象となる補助犬



盲導犬 (Guide Dog)

見えない、見えにくい人が街なかを安全に歩けるようにサポートします。障害物を避けたり、立ち止まって曲がり角や段差を教えたりします。



介助犬 (Mobility Service Dog)

手や足に障害のある人の日常生活動作をサポートします。物を拾って渡したり、指示したものを持ってきたり、着脱衣の介助などを行います。



聴導犬 (Hearing Dog)

聞こえない、聞こえにくい人に、生活の中の必要な音を知らせます。玄関のチャイム音、FAX着信音、赤ちゃんの泣き声などを聞き分けて教えます。

- 精神障害、自閉症、情緒障害、てんかん等をサポートする犬は対象となりません。

海外補助犬使用者 期間限定証明書 (表示) Temporary Certificate of Overseas Assistance Dog Users	
〇〇犬 〇〇 Dog	
使用者氏名 (Name)	
犬種 (Dog breed)	
輸出国 (Country of export)	
入国/出国予定年月日 (Date of entry and departure)	年 月 日 ~ 年 月 日
発行した指定法人 (Designated Juridical Persons)	(名称 name) (住所 address) (電話 phone No.)
育成した法人の名称 (Name of training organization)	

- 使用者は、発行された証明書及び表示を、来日中、常に携帯しています。
- 必要があれば証明書の提示を求めて、内容の確認をお願いします。

【参考】



"Assistance Dogs for Persons with Physical Disabilities" Portal Site

https://www.mhlw.go.jp/english/policy/care-welfare/welfare-disabilities/assistance_dogs/index.html

身体障害者補助犬法概要

- 身体障害者補助犬法は、身体障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とする法律です（法第1条）。
- 身体障害者補助犬は、認定を受けた盲導犬・介助犬・聴導犬の3種類の総称です（法第2条）。
- 身体障害者補助犬は、犬種、認定番号、認定年月日等を記載した表示をつけています。また、補助犬使用者が施設等を利用する際には、補助犬の健康管理に関する記録、補助犬認定証などの補助犬であることを証明する書類を携帯し、関係者の請求があればこれを提示しなければなりません（法第12条）。
- 以下の施設等では、施設等に著しい損害が発生し、施設等の利用者が著しい損害を受けるおそれがある等のやむを得ない場合を除き、補助犬の同伴を拒むことはできません（法第7条、第8条、第9条、第10条）。
- ・ 国や自治体が管理する公共施設、電車、バス、タクシーなどの公共交通機関
- ・ 飲食店、商業施設、病院等の不特定かつ多数の方が利用する施設

※（ ）内の「法」は、身体障害者補助犬法のことです。



補助犬の受け入れについて

- 補助犬は、ユーザーの指示に従い待機することができるので、特別な設備は必要ありません。
- 補助犬の同伴を受け入れる際に他のお客様から苦情がある場合は、「身体障害者補助犬法」で受け入れ義務があること、補助犬の行動や健康の管理はユーザーが責任をもって行っていることを説明し、理解を求めてください。
- 補助犬が通路をふさいだり、周りの人においを嗅ぎ回ったり、その他、何か困った行動をしている場合は、そのことを補助犬ユーザーにはっきり伝えてください。
- 補助犬を同伴していても、補助犬ユーザーへの援助が必要な場合があります。補助犬ユーザーが困っている様子を見かけたら、まずは声をかけたり、筆談をしたりコミュニケーションをとってください。

〔補助犬はきちんとしつけられ、健康です〕

補助犬のユーザーは、責任をもって補助犬の行動を管理し、補助犬の体を清潔に保ち、健康に気を配っています。

- 補助犬は、ユーザーが指示した時に、指示した場所でしか排泄しないように、訓練されています。
- 補助犬は、ユーザーの管理のもとで待機するよう訓練されています。
 - ・ レストランなど、飲食店では……食事が終わるまで、テーブルの下などで待機します。
 - ・ ホテルや旅館など、宿泊施設では……上がり口や部屋の隅で待機します。
 - ・ 電車・バス・タクシーなど、公共交通機関では……シートなどを汚さないように、足もとで待機します。
- ユーザーは、ブラッシングやシャンプーなどで補助犬の体を清潔に保ち、予防接種や検診を受けさせるよう努めています。



Notice to Assistance Dog Users from Overseas



In Japan, the term “assistance dogs” refers to “guide dogs,” “mobility service dogs,” and “hearing dogs” certified in accordance with the “Act on Assistance Dogs for Persons with Physical Disabilities.” However, this act does not apply to overseas assistance dogs and their users. In order to ensure that foreign assistance dog users have equal rights as Japanese assistance dog users in Japan, registered assistance dog certifying organizations in Japan will issue the following document: “Application for Temporary Certification of foreign Assistance Dog Users.” We ask for your understanding of the Japanese system, as well as for your cooperation in expediting the process.

Accepted Assistance Dogs in Japan



Guide Dogs

The dog must be trained by a member of the International Guide Dog Federation (IGDF).



Mobility Service Dogs

The dog must be trained by an accredited member of Assistance Dogs International (ADI).



Hearing Dogs

The dog must be trained by an accredited member of Assistance Dogs International (ADI).

- "Mobility service dogs" are defined as dogs that support their users' physical disabilities due to motor impairments.
- Service dogs for mental disorders, autism, emotional disorders, epileptic disorders, PTSD, etc. cannot be accepted as assistance dogs in Japan.
- Privately trained service dogs cannot be accepted as assistance dogs in Japan.

Procedure for the Issuance of a Certificate

1. All dogs – including assistance dogs - entering Japan must meet the import requirements of the Rabies Prevention Law. **YOU MUST PREPARE AT LEAST 7 MONTHS IN ADVANCE FOR A TRIP TO JAPAN WITH YOUR DOG.** Refer to : <http://www.maff.go.jp/aqs/english/animal/dog/index.html>
2. You must submit an import notification to the Animal Quarantine Service (AQS) in Japan **AT LEAST 40 DAYS BEFORE YOUR ARRIVAL.**
3. Fill out the application form with your assistance dog's training organization, and submit it to a registered Japanese certifying organization (Form 1).
4. If the certifying organization deems your assistance dog legally acceptable as an assistance dog in Japan, a “Temporary Certificate for foreign Assistance Dog Users” will be sent to you from a Japanese training organization before your departure (Form 2).
5. Upon your arrival in Japan, you must proceed to AQS for an import quarantine inspection of your dog. If your dog meets the requirements, the AQS Officer will sign or stamp a seal on your Certificate.

- We are currently calling for a society-wide cooperation in Japan to accept and treat certified overseas assistance dog users and their assistance dogs in the same way as Japanese assistance dog users and their assistance dogs.
- Make sure to show your Certificate to the AQS Officer at the import quarantine inspection.
- **During your stay in Japan, keep place the tag in place (Form 3) on with your assistance dog at all times and be ready to show your certificate (Form 2) as needed.**
- If you forge any related documents, you will face a potential penalty.

PLEASE READ THIS DOCUMENT THOROUGHLY. THANK YOU.

“Assistance Dogs for Persons with Physical Disabilities” Website

https://www.mhlw.go.jp/english/policy/care-welfare/welfare-disabilities/assistance_dogs/index.html



【令和2年1月作成】

補聴器の使用を検討中の皆様、 そして、ご家族等の周囲の皆様へ。



【ポイント① 専門家の意見の事前把握】

★ **補聴器の購入の前に専門医に相談しましょう。**

★ 補聴器は、「**認定補聴器技能者**」などの専門知識・技術を持った者に**調整(フィッティング)**してもらうことが効果的です。

★ 専門知識・技術を持った者がいる販売店(**認定補聴器専門店**など)もあります。

【専門医に相談しない場合のデメリットの例】

- 1) 耳の炎症の治療を優先すべき場合など、購入の必要のない補聴器を購入する可能性があります。
- 2) 不必要に大きな音量の補聴器を使用し、症状が悪化する可能性があります。
- 3) 期待された効果が出ない可能性があります。

【補聴器の購入・利用の一般的なイメージ】

- 1) 医師の診察を受けます。
- 2) 補聴器販売店に相談し、調整を受けて自分の聞こえの状況に合う補聴器を購入します。
- 3) 生活を送る中で、必要に応じ、再度調整を受けます。また、聞こえに変化が生じた場合は、改めて医師の診察を受けます。

【ポイント② 契約を締結する前の心構えなど】

★ **店舗で補聴器を購入した場合や通信販売の場合、どれだけ高額の商品であったとしても、基本的に「クーリング・オフ」は適用されません。**

【クーリング・オフの基礎知識】(ハガキの書き方は裏面を参照。)

- 訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引及び訪問購入については、法定の申込書面又は契約書面を受け取ってから一定期間内であれば、クーリング・オフができます。
- 通信販売の場合、「返品は受け付けません」、「返品の場合は商品到着の翌日までの連絡厳守」等の特約を広告等に表示していない限りは、いわゆるクーリング・オフではありませんが、購入者が商品を受け取ってから8日以内であれば、売買契約の解除が可能です(送料は購入者負担)。

★ 難聴の方は、耳が聞こえにくいことで、契約締結などの際に支障が生じることもあり得ます。**周囲の方の支援**が重要です。

(周囲の皆様にご理解いただきたい難聴の基礎知識は裏面を参照。)

おかしいと思ったら。
心配なことがある場合は。

- 一人で悩まず、**消費者ホットライン 188**
(局番なしの3桁番号)等の関係機関にご相談ください。

作成取りまとめ: 消費者庁消費者政策課 (電話: 03-3507-8800(代表) FAX: 03-3507-7557)

コラム：更なる理解のために。

[クーリング・オフを通知するハガキの記載イメージ]

●●●市●●●番地

●●●株式会社 御中

簡易書留又は
特定記録郵便
として発送

ご自身の住所
ご自身の氏名

【要注意ポイント】
ハガキを出すときは、両面をコピーし、簡易書留や特定記録郵便として出した際の記録は必ず残しておきましょう。

令和●●年●●月●●日
ご自身の住所
ご自身の氏名

右の契約を解除いたします。

契約解除通知書

契約年月日 令和●●年●●月●●日

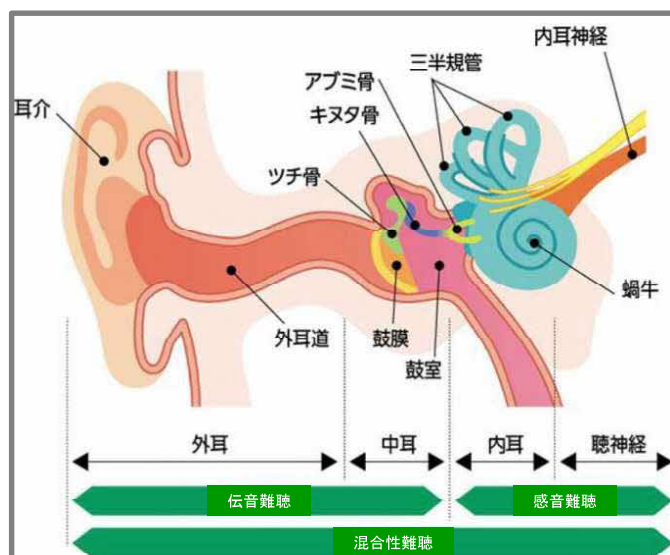
販売会社 ●●●株式会社

担当者氏名 ●●●●●●●●

商品名 ●●●●●●●●

契約金額 ●●●●●●●●円

[難聴の種類と補聴器の効用]



伝音難聴とは。。。

外耳や中耳の損傷や炎症によって起こります。音量を大きくすれば聞き取りやすくなるので、**補聴器の使用が効果的**です。

感音難聴とは。。。

内耳・聴神経・脳の中核などの感音系の障害によって起こります。年齢が進むにつれ、または大きな音を聞きすぎたりすると、蝸牛の有毛細胞の数が減少するなどして機能が低下します。小さな音が聞き取りにくい、大きな音が響く・ひびく、聞こえても言葉の意味が分からない、などの症状が現れます。

しかし、**最適な補聴器を選定し、適切に調整(フィッティング)をして使用すれば補聴器の効果が期待**できます。

混合性難聴とは。。。

伝音難聴・感音難聴の両方の症状が現れます。中耳炎が悪化して内耳が障害を受けた場合を始め、いくつかのケースがあります。感音難聴と同じく**最適な補聴器を選定し、適切に調整(フィッティング)をして使用すれば補聴器の効果が期待**できます。

補装具装用訓練等支援事業

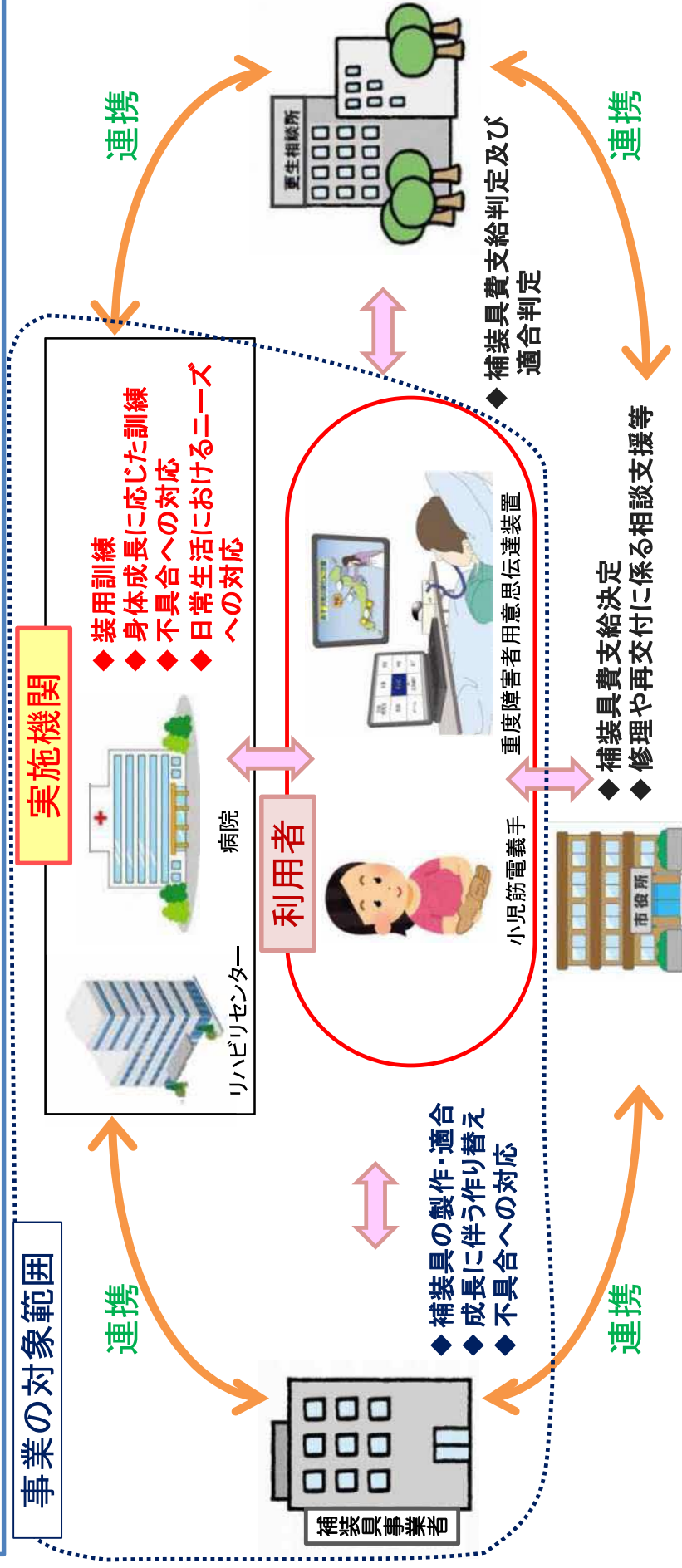
[令和4年度予算案 31,200千円]
(令和3年度予算 23,400千円)

- 補装具費は、当該補装具の操作性・習熟度が一定のレベルに達したときに支給申請および支給決定に至る。この間の装用訓練に用いる機器（補装具）は、健康保険や補装具費としても対応されていない現状があり、当該機器は病院やリハビリ施設、補装具事業者の持ち出しに依存している現状がある。
- 補装具の装用訓練等を提供できる病院やリハビリが所在する地域にお住まいの障害者・見だけでなく、必要なサービスを提供できる病院やリハビリ施設の拡大に向けた取組を実施する。

事業内容

- 小児筋電義手および重度障害者用意思伝達装置の補装具費支給申請に向けた装用訓練やフォローアップを図るための機器の購入（レンタル）や知識・技術を身につけるために必要な研修等に係る費用について財政支援を実施する。
- 補助の上限額：5,000千円

事業の対象範囲



(資料5-2)

障害者自立支援機器等開発促進事業

事業目的

[令和4年度予算案 118,607千円] (令和3年度予算 118,607千円)

障害者の自立や社会参加を支援する機器の開発においては、障害像が個別・特異的で多岐にわたるため障害者のニーズと開発者のシーズのマッチングが非常に難しい。またマーケットが小さく技術はあるが開発や製品化及び事業化が進まない状況にある。ニーズとシーズのマッチングを促進するために、開発企業が障害者等と連携して開発する取組に対して助成を行う。さらに、障害者等の多岐にわたるニーズを的確に捉え、事業化の視点を踏まえ開発を始める事で支援機器の製品化及び事業化を加速する人材を育成する取組に対して助成を行う。

事業内容

(1) 障害者の自立支援機器の開発(実用的な支援機器の製品化)に対する助成

①テーマ設定型事業、②製品種目特定型事業

(2) ニーズ・シーズマッチング強化事業

(3) 自立支援機器イノベーション人材育成事業(※令和4年度新規創設)

実施主体

民間団体(公募)

補助率

102)は、中小企業2/3(※(1)-(2)は初年度のみ10/10)、大企業・公益法人1/2。(2)・(3)は、定額(10/10相当)

ニーズ把握から製品販売までのイメージ図

ニーズの把握・特定～コンセプト生成

(3) 自立支援機器イノベーション人材育成事業

デザイン思考等を用いた開発プロセスを体系的に学ぶワークショップの開発

情報収集・
現場観察など



ユーザー・支援者等
(ニーズ)



ニーズとシーズの
マッチング

開発・研究者等
(シーズ)

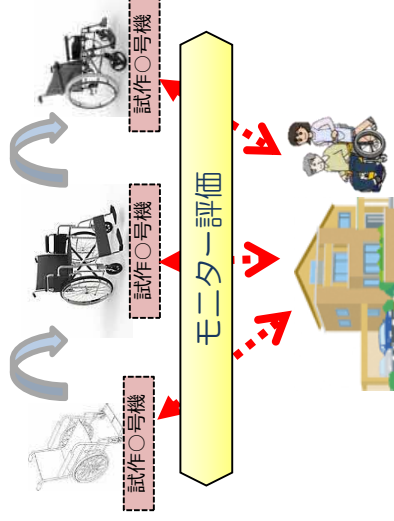


支援機器に関するニーズ、生活における困りごと等を開発側に伝える。

障害当事者との意見交換にて
ニーズを把握、開発の着想を得る。

(2) ニーズ・シーズマッチング強化事業

試作機開発～実証実験～製品化



ニーズを的確に捉えた
支援機器の開発着手



試作機

試作機

試作機

モニター評価



(1) 実用的な支援機器の開発に要する費用の助成
※研究段階を終え基本設計はできているが、試作機の製作までには至っていないものが対象

実用的な支援機器の製品化

普及